

陪臣・町人との隔日に講義せしめ、別に高倉屋敷で木下菊潭順庵次男・室鳩巢・萩生觀徠弟等にも講筵を開かしめ、共に不振なため屢、その振興策を下問して居るが、鳳岡・鳩巢の強制聽講説は吉宗が賛せず、松田浩瀾崎門の將軍自ら範を示すべしとの説は實行困難であつたため、その效果の擧らなかつたことは白石の時の武藝奨励と軌を一にした。彼は牢人菅野彦兵衛佐藤直方門人の請により、土地を與へ費を給して講堂を起さしめ、又幕府でも學校を設けんと意もあつたが、これは鳩巢等の反對のため中止せられた。

財政策

吉宗の極端な經費節減も、幕府の痼疾たる財政難を恢復するに至らず、町人に對する支拂の滞るのみか、旗本御家人への切米も借越が續いて、「千はやぶる神代も聞ず春かしの夏まで取らで唯勤とは」、「旗本は今ぞ淋しさ増りける御金も取らで暮すと思へば」、「淋しさに隣へ行て咄せしにいくも同じ春かしの沙汰」等怨嗟の聲が喧しかつた。この對策として、享保四年金銀に關する公事を取上げないこととし、債務者たる旗本を救はんとした。これは鎌倉幕府の徳政とその趣旨を同じくし、寛政の棄捐の先驅を成すものである。大名もこれに乗じ仕拂を中止するものが多く、駕籠や馬の尻について妻子をつれた町人の嘆願する慘狀は見るに忍びず、町人の間にも賣掛金の不拂が激増して商取引を不安ならしめ、武士も却て融通の困難に苦しむ結果を見た。

大名の課税

幕府の財源を増すために、老中水野忠之が種々辛辣な方法を講じたが、その一は享保七年に於ける

大名の上米あけまいであつた。即幕府の財政窮迫の狀を述べ、「それに付御代々御沙汰無之事に候得共、萬石以上之面々より八木差上候様に可被仰付と思召候、左候はねば、御家人之内數百人御扶持可被召放より外は無之候故、御恥辱を不被願被仰出候」とて、高一萬石に付百石の上米を命じ、「依之在江戸半年宛御免被成候間、緩々致休足候様に被仰出候」と傳へた。大名への課税も、參覲交代制の改革も制度としては一大進歩であるが、大名の課税を恥辱と公言し、在府の短縮をその代償とした所に、實行の便のみを思ふて形式の無視を敢てすることを示し、後財政難の緩和と財政策の不評のため、共に廢止したことはその一時の糊塗策に過ぎぬことを暴露して居る。上米が在府半減の代償たる以上在役にて定府のものは上米を免せられたのは當然であるが、進んで出すものは三分の一とし、御三家も其命はなかつたが五千石獻じ、總額は五十五萬俵に及んだ。當時の切米は百萬俵未滿であつたから、上米のみでもその過半に達するが、幕府の財政難は猶去らず、町人の仕拂は三割減とし、旗本御家人の切米も勘定吟味役萩原源左衛門の強硬な反對があつたに拘らず、水野忠之・有馬氏倫等の意見で、百俵に四兩を減じて約一分減三分減渡すことにした。

百姓に對しても租入の増加を計り、從來大體四公六民であつたのが五公五民に達したと言はれるが、幕府の態度の征利に傾いたことは役人をして收入の増加を所謂御爲と考へしめ、收斂を事とする

増税

風を生ぜしめ、百姓を痛めたことは甚しかった。又增收の積極的政策としては開墾を奨励し、享保七年以來令して、開墾の候補地の申出を命じ、且官費を要せざる開墾は上申を俟たず許可せしめた。上總の東金、下總の佐倉・小金の開墾、越後の紫雲寺潟の干拓を初め、各地の山野藪澤の美田と化した所は枚擧に暇なく、武藏野の如きも當時の開墾によつて出來た村が頗る多い。特殊な産業の開発にも努め、享保三年薩摩の町人丸屋治兵衛に蠟の原料たる蠟を吹上・御殿山に試植せしめた後、これを諸國に弘め、同十三年に江戸の町人喜兵衛等の上申により唐胡麻を關八州に栽培せしめて、蠟燭及び燈油の油を取る用に供せしめ、同十二年には薩摩の落合孫左衛門をして甘蔗の栽培を吹上で試みしめ、深見有隣等をして製糖法を調査せしめて砂糖の製造を起し、同二十年には青木昆陽の建議により蕃薯を吹上に試植した後、各地に栽培せしめ、林信龍に薩摩芋功能書を書いて開板せしめた。蕃薯は支那から琉球を経て薩摩に入つたが、水旱にも堪へて飢饉の際の代用食たるため、石見代官井戸平左衛門は管内に試みて功あり、本草學者松岡玄達も蕃薯録を著して居るが、昆陽の建議によりて天下に行はれたため、昆陽を甘藷先生と呼ぶに至つた。薬も輸入品であるため丹羽正伯等をして諸國に採薬せしめ、下總小金に三十萬坪の地を給して薬草を栽培せしめた。薬品中最貴まれた朝鮮人蔘が極めて高價なため、對馬の宗氏をしてその株を取寄せしめ、六株を得て吹上の庭に試植した後、京都・駿河等に移植せしめ、

しめ、元文三年から江戸で和人蔘として賣らしめた。染物の如きも享保十四年吹上に染殿を設け、呉服師後藤縫殿助をして延喜式に見ゆる古代の染法を試みさせ、式内染鑑を造つた。されば幕府の奨励に刺激せられ、各地の特産品のこの頃に起つたものも夥しかった。

かくて幕府の極端な節約と増税とは相俟つて財政難を切抜けしめ、享保十五年には米三萬石、金十數萬兩の餘剰を見るに至つたが、その犠牲となつた大名以下百姓・町人の疾苦は甚しく、勝手方老中たる水野忠之に對する怨聲は日に甚しくなつたから、享保十四年末に金銀に關する公事を復活し、翌年四月大名の上米を止めて、參觀交代を舊制に復し、六月忠之の老中を免じて、松平乗邑を勝手方老中たらしめて、財政策の改善に當らしめた。

この時焦眉の急は物價殊に米價の調節である。正徳以來金銀の復舊はその數を減じた上、開墾の流行と豊年の續いたため米價の暴落甚しく、然も諸物價はこれに伴はぬため、米によつて生活する武士百姓は生計に窮するに至つた。幕府は享保八年から米價の吊上と諸物價の引下に努め、或は米穀で造るものは勿論、その他も手間賃は飯米を元とするものだからとて、米價に準すべきを令し、或は從來禁じて居た米の延賣買を默許し、大名には大坂への廻米を半減せしめ、米會所を設けて江戸・大坂で米の買占を行はしめ等したがその效なく、享保十五年に諸藩に札遣を許したことも、却つて正金銀を得

るため大坂への廻米を増さしめて、一層下落を甚しからしめ、正徳の頃百俵三十八兩位であつた米が十八九兩に達した。さればこの年遂に幕府は江戸・大坂等に米の延賣買期米、當時帳合相を公許し、自ら糶場又は旗商といふを許し、自ら糶で六十萬石を貯藏して大名にもこれを奨励し、旗本には五百石以下に拜借金五百石三十兩、四百石以上二十五兩等を許し、十六年十月には前田家から十萬兩借りて買米の資とし、二十萬石以上の大名及び大坂の富豪百三十餘人にも買米を命じたが、大坂の町人は容易に應じなかつたから、これを大坂三郷に賦課した。

然るに享保十七年には早魃と蝗蟲のため、四國・九州を主とし、殆全國の大凶作で、飢民の數大名領百九十七萬、天領・旗本領六十七萬、餓死者一萬七千人に達し、江戸では高間傳兵衛がこれに乗じて米の買占をやつたため翌年正月二千餘人の暴民蜂起してその家を打毀した。幕府は從來の貯藏を傾けて飢民の救済に努め、大名旗本にも高に應じて賑救の資を貸與し三十萬石以上二萬兩、三萬石以上一萬兩、三萬石以下一萬兩、民間の救民事跡を調査して仁風一覽を造つた。このため十八年春には百俵百十兩に暴騰したが、その後再び豊作續いて下落が甚しかつたから二十年には遂に米價公定策を取り江戸は金一兩に米一石四斗、大坂は米一石銀四十二匁以上に買ふことを命じ、これより安く買へば一石に銀十匁の運上を課することとしたが、かゝる不自然な方法は却て滯貨を増し、財界の安定を得らるべくもなかつたから、遂に翌元文元年五月再び貨幣の改悪を斷行して、米價の公定を廢した。

享保十七年の飢饉

米價公定策

元文の改鑄

これより先き吉宗は白石の金銀を慶長の舊に復する策を繼承し、享保十年からは從來手のつかなかつた大判まで復舊するに至つたが、これによる通用金銀の大縮少は財界の不況を惹起した上、物價の變動に最敏感な米を第一に暴落せしめ、且錢の鑄造が必要に應じないため、錢價は却て騰貴し、米を金に換へ、金を錢に換へて生活する武士階級を最苦しめた。荻生徂徠は政談に於て金銀の質の良否は兩替屋の考で、通用價値は寧ろ錢との關係によつて決する故、新金の元祿金の半分、新銀の四寶字銀の三分の一に數を減じたのは無意味で、その質を下して數を増すも錢さへ増せばその價値の下落を防ぎ得るを論じ、太宰春臺も經濟錄の中にこの説を祖述し、且士人は錢の賤きを利とし、商賈は錢の貴きを利とすとして錢の増鑄を説き、大坂の兩替屋も幕府の米價暴落の防止策の諮詢に對して、金銀を元祿寶永に復すべきを説いた。このため幕府は世上金銀不足して通用不自由であるを名として元文元年改鑄を斷行し、金は一兩三・四七匁、金位六五三、銀は位付四六〇で、質は元祿金銀より遙に劣り、金の量は乾字金以下で、質と量との悪化を兼ね行つた。その通用には金は百兩に六十五兩、銀は十貫に五貫の増歩を附せしめたが、債務の償却にはこれを採用せざることをして債務者たる武士の救済に利用した。錢は銅錢及び鑄錢鐵錢で、本所・深川・鳥羽山城を初め、全國到る所で鑄造せしめ、その原料として南部の出銅を御用銅とした外、大坂に銅座を設けて全國の出銅を一手に買入れしめた。この結果諸

物價に先立つて米價の暴騰を見、一時武士を救つたが、程なくして諸物價の騰貴を來たし、財界は活氣を呈して、田沼時代の放漫な財政の階梯を成した。

制度の改革として注意すべき一つは足高の制で、寛文以來幕府の役人には役料の制が出来たが、世祿に高下があつて人才登用の範圍が限られるから、吉宗は酒井忠舉の官職と祿と相應せしむべき説、前田家の小身に大任を負はする時は役に應じ一定の祿に達するまで役料を給する制度、及び室鳩巢の新知加増は一代限り、役料は在役中とすべき説等を聞き、享保八年諸役相應の高を定め、それより小身のものには在役中不足だけ足高することとしたのである。五千石、御側衆・留守居・大番頭、四千石、兩番頭、三千石、町奉行・勘定奉行・大目附・小普請支配、二千石、西丸留守居・新番頭、千石、目附・徒頭・小十人頭等、その例である。

司法制度の改善も特に吉宗の意を致した所で、これを助けて最功の多かつたは大岡忠相忠左衛門越前守であつた。忠相は正徳二年山田奉行となり、從來紀州家を憚つて奉行の決し得なかつた天領と紀州領の百姓間の争を決して紀州領の百姓を罰したことが、紀州侯たりし吉宗に認められ、享保二年普請奉行から江戸町奉行に拔擢せられ、これより在職二十年に及び、その裁決は義理明白で權威に屈せず、裁斷情に叶ひ、大岡裁の名を博した。元文元年多年の功により寺社奉行に進み萬石の列に加へられた。この

司法制度の改善

刑法の制定

間彼は吉宗の司法制度の改善を助け、享保六年には戰國割據時代の遺法たる追放を減じて、科料を以て代へることとし、又一族五人組等罪を知らざるもの、連座を制限し、武士以外は主殺・親殺等の子は上裁を請ひ、その他は一切連座せしめないこととし、翌七年には當時笞打竹笞にて百五六十敲く・石抱算盤板の上に座の石を十枚まで載す・海老責一時間細引で頸と足首・釣責手首を細引で吊る等の拷問が行はれ、その苦痛のため無實の罪に服するものも少くなかつたから、殺人・放火・盜賊・關所破・謀書謀判等の重罪で、證據十分な場合の外は拷問を廢した。これ等は共に全廢するには至らなかつたが、かく大制限を加へたことは刑法史上の一大進歩に外ならぬ。

これと共に吉宗は和漢の律を室鳩巢・荻生徂徠等に訓釋せしめて、刑法制定の準備をし、元文元年老中松平乗邑を總奉行とし、寺社奉行大岡忠相以下三奉行をして、從來の判決例を調査して成文律を編成せしめ、寛保二年公事方定書百三ヶ條俗に御定書百三ヶ條といふの制定を見た。これは奉行の外他見を禁せられ、公布を見なかつたが、その規定によれば、訴訟は内濟を主とし、その調はない時奉行所に訴へしめ、寺社・寺社領・關八州以外の私領及び寺社領から江戸府内に係るものは寺社奉行、江戸町中・府内の寺社領及び寺社門前地境内から府内へ係るものは町奉行、全國の公領・關八州の私領及び關八州以外の公領から府内へ係るものは勘定奉行、山城・大和・近江・丹波は京都町奉行、和泉・河内・攝津・播磨は大坂

刑の種類

町奉行の支配であり、公領と私領との間、管轄の相違の際、重き身分に關する時等は評定所で裁くのである。刑の種類は頗る複雑で死刑に磔淺草か品川で、長二間五寸角の木に括り、左右より槍に、三日後取捨・獄門牢内で首を切り、三日晒す・火罪二間五寸角の木に括り、薪にて焼殺す、場所同前・斬罪前同所で、首を切る・死罪牢内で首を切る・下手人首を切、物にせぬ等の別があり、追放に遠島江戸からは伊豆七島、京坂西國から薩摩島・五島・隱岐・壹岐・重追放關八州・畿内・肥前・東海道・中追放關八州が武藏・下野・輕追放江戸十里四方、京坂、以上何れも更に住居の國を加へる・江戸十里四方追放日本橋より四方へ五里・江戸拂内府内・所拂町・在村等があり、その他敲・入墨・戸・手鎖・押込・過料・非人手下等があつた。又附加刑と見るべきものに鋸挽兩肩に切目をつけ、竹鋸に、二日間望む者に挽かす・引廻晒・關所・收等あり、武士には改易・閉門門窓塞ぐ・逼塞門閉ち、夜く、遠慮より出入・遠慮夜中出入等、僧侶には追院其場か、退院・一宗構一派構等の潤刑もあつた。刑の量定について倫常に戻り、治安を害するものを、最重罪に擬し、幕府に對する謀計・主殺・親殺・關所破は人相書を廻して犯人を尋ね、判決前に死ねば鹽漬にして保存し、主殺は二日晒・一日引廻・鋸引之上磔、親殺は引廻之上磔、關所破は磔で、主親は手負はせただけでも磔であるが、子弟甥姪等は短慮で殺しても遠島であつた。其他賈金を造つたものは引廻之上磔、放火は火罪、秤樹の賈造・殺人強盜・貫子殺は引廻之上獄門であつたが、姦夫姦婦を殺した夫、無禮な雑言をした平民を殺した武士は、共に「吟味之上無紛に於ては無構」であり、逆罪・殺人・放火・強盜等の重罪の外は十二ヶ月以上の舊惡は咎めぬ時效の制もあつた。幕府の刑法はこの後明和四年の科條類

刑の量定

典、寛政二年の寛政律等によつて益々整備することとなつた。

目安箱
吉宗は他人に事を任せ得る人ではなかつたが、他人の意見を求めて自己の考慮に資することは怠らず、屢々學者に政治を諮問したのみならず、更に下民の聲をも聞かんとして目安箱の制を設けた。享保六年から評定所に月に三度二日十一日・二十一日朝から午まで箱を出して、政務に關する心付、役人の私曲及び訴訟の延滞等を投書せしめることとし、私利・私怨・不確なこと、及び訴へずして直に投書するを禁じ、投書人は宿所氏名を明記せしめ、これを鎰のまゝ將軍の前に運んで開封することとした。これより翌七年には京都町奉行所に、十二年には大坂町奉行所に、寶曆三年には長崎奉行所に目安箱を設けた。當時の投書中政務に關するもので注意すべきは、牢人山下幸内の幕政の批判、同伊賀蜂郎次の火除地・瓦葺による防火策、町醫小川笙船の施療院設立、ある牢人の東金の開墾、小梅村百姓の代官民治の意見漢文三册等で、共に將軍の賞賜する所となり、養生所は享保七年小石川の薬園に設けられ、極貧又は看護人なき獨身の病人を收容し、小川笙船をその肝煎とし、五人の醫者を置いた。山下幸内は越後流の兵學者で、吉宗の政治に對し、「衆人奉譽候品」とて、紀州より従つて來たものを過分に加増せず、法外の物入を止め、賄賂輕薄を嫌ひ、旗本御家人の金銀で家督を譲るを禁じ、武備を奨励する等九ヶ條を擧げ、次いで「衆人奉評品」とて、金銀公事を取上げず、切米を金にて渡し、狩が頻繁で百姓を苦しめ、神佛

を疎にし、金銀の融通を悪くする等七ヶ條を記し、吉宗を以て武門大道の修行未熟とし、收斂を事として人心を失ふは武門の小乗に過ぎず、かゝることを諫める役人のないは誠ある人を好まれぬからであること切言した。吉宗はその直言に感じて白銀三枚を與へ、三奉行以下に上書を示してその戒とし、後松平定信は輔佐の時これを老中に廻覽して意見を求めた程で、これについて幸内に面會を求めらるもの多く、門前の車馬市を成すを厭ふて幸内は轉居したといふ。

江戸は風が強い上、町並が亂雑で家屋が粗末なため、大火が多く、吉宗の就職後も享保二年正月の大火は幅十六町、長さ一里二十九町を焼き、享保六年は三月までに六度の大火があつて幅一町積にして八十九里十三町、武家邸七千四百十五、寺社五百六十、陪臣及び町家十三萬三千七百二十を焼亡した程で、吉宗も防火に注意したが、酒井忠舉の建議、伊賀蜂邸次の上書もあつたから、大岡忠相と計つて防火制度を整へた。即ち家屋の構造に茅葺・板葺を禁じて瓦葺・蠣殻葺に改めしめ、再築の分は土藏造を奨励し、護持院跡や柳原河岸を明地として火除地に當て、放火の取締を嚴にして、その常習者たる非人二百餘人を西國に送り、且享保三年以來町人の火消を設け、十五年に十番四十八組とし（いはら四十七字中へらひを除き、百千萬、とし、本組を加ふ）、元文三年更に本所深川に南中北十六組を増設し、纏を印として互に意氣を競はしめた。

八別改

全國人口の調査も享保六年諸國に命じて領分限に石高及び新田の段別と共に百姓・町人・僧尼・社人等の數を勘定所に届出でしめたに初まる。次いで享保十一年に郡毎に記して出さしめ、爾後子午の年に行はることとなつた。但この中には前の記録によつたものもあり、武士・武家奉公人及び十五歳以下の子供は入つて居ないが普通だから國民の全數とは言へないが、その總計の例を左に擧げて置く。

享保七年	二六〇六、五四二五人	同	十七年	二六九二、一八一六人
同	十一年	二六五四、八九九八人	弘化三年	二六九〇、七六二五人

吉宗の次子宗武は文武に秀でた英才であり、三男宗尹亦凡庸でなかつたに反し、長子家重は酒色に耽り、猿樂に溺れ、文武を顧みず、遊宴を事とする不肖兒であつたが、吉宗は長幼の序を重んじて家重を嗣とし、二弟は城中に置いて田安・一橋と稱せしめ、家老以下幕府から命じて、繼嗣の絶えた時に備へた。家重亦これに倣ひ、次子重好を清水と稱せしめたから、併せて御三卿と呼ばれた。

家重の嗣立を危み、宗武を推さんとしたものも少くなかつたらしく、延享二年家重が三十五歳で將軍に任ずると共に、十五年間老中の職にあつて剛毅・廉潔・聰明な好宰相と謂はれた松平乗邑が職を免じ、新加恩地一萬石と邸を沒收せられ、同時に田安宗武の登城を止められたは、乗邑が宗武擁立に傾いて居たためと思はれる。これから吉宗は大御所として後見すること六年で寶曆元年に薨じたが六十、八歳

家重と御三卿

家重時代

家重はこの頃口が吃つて上意を傳へるを得ず、御側御用取次大岡忠光出雲守のみ、よくこれを察したため、自ら威權幕閣を傾け、この年大名に列して若年寄を兼ね、翌年側用人に進み、岩槻二萬石の城主となつた。このため老中さへ忠光に音物を贈る有様で、賄賂・饗應・請託も盛に行はれ、綱紀紊亂して、金森騒動には若年寄・勘定奉行・大目附の收賄のため處罰せられるあり、無盡のため改易せられた勘定吟味役もあつた。されば治績は擧らず、失費は増して財政の窮迫を見、寶曆五年には勘定方の取計緩漫に歸し、今後は諸役向の豫算を定めてこれに従はしめることとした。かくて寶曆十年大岡忠光の病免と共に、家重も五十の賀を機會に長子家治に將軍職を譲つた翌十一年薨。

家治は幼少から聰明濶達で文武に勵み、吉宗の囑望した所であつたが、長じて疝癰が強く、老中と對談するを厭ひ、氣に入つた御側衆の取次によることにしたため、松平武元左近將監の如き謹厚精勵な人が久しく老中上座であつたに拘らず、その威令行はれず、殊に彼の死後安永八年は全く田沼意次の專權に歸した。意次主殿頭の父意行衛門左衛門は紀州から吉宗に従つて來て六百石を領したが、意次は家重の小姓となり、御側衆に進んで、萬石の列に入り、家治になり明和四年側用人に進み、遠州相良に新城を築き、老中格を経て安永元年老中となり、所領五萬七千石に及んだ。その子意知山城守も天明三年若年寄となつて父子相並び、側用人水野忠友意次の子を養子にし、七千石から沼津三萬石の城主に至る・勘定奉行河井久敬越前守・赤井忠晶越前守・松本秀

家治の就職

田沼意次の專權

持守伊豆守等を股肱とし、巧に大奥に取入り、將軍の明を擁蔽して、政權を私し、諸役人は彼の鼻息を覗ひ、諸大名も毎朝彼の家に伺候して一顧を得るを榮とし、彼の公用人さへ若年寄・三奉行等を願使する程であつた。

されば役人の紀綱は全く紊れ、賄賂・請託・饗應等未曾有の盛行を見、大名・旗本の役付も官位の昇任もこれによるもの多く、近年最少きものとして、「御上洛・社參・鹿狩・敵討、金を使はずなつた役人」とまて言はれ、田沼意次は命にも換へ難き金銀を贈つて役付を願ふは上への忠の印で、志の深淺は音信の多少に知らるゝといひ、又一日政務に心を勞するも歸邸して諸家の音物の夥しきを見れば勞苦も忘れると言つたとの噂さへ傳へられ江都聞見集、長崎奉行は二千兩、目附は千兩位を要したといふ。彼が岩石菫を好むと傳はると座敷二間が忽ち岩石菫に埋まり、池に鯉を放つと好いと言へば、一日に溢れる程贈られたといひ、彼の七つ目の生年から七ツ目の干支に當たるも午であるため、馬に關した道具が十倍に騰貴のな持てば福が來るといふ迷信が午であるため、馬に關した道具が十倍に騰貴し、彼の紋の七曜の模様ある品が日本で高く賣れるとオランダ人にまで噂せられた。彼の下にある役人がこれに倣つて賄賂取に耽つたのは言ふまでもなく、殊に勘定方は政商・山師連と結托して不正を働くものが多く、代官や與力・同心も百姓・町人からの收賄を役徳と心得るに至つた。役人の間でも新參のものは同役を招いて贅を極めた饗應し、且つその宅を訪問して面會の上挨拶するを要し、その費用と

紀綱の紊亂

武士の墮落

手数は新參者の大苦痛であつたといふ。

武士階級も文武の教養を忘れ、遊蕩無頼の徒と化するもの多く、旗本の三味線を弄び、淨瑠璃を語り、素人狂言を演ずるもの少からず、同役の寄合にも女藝者を招いて藝者寄合とし、吉原の遊客も武士七分に町人三分と言はれた位で、交代寄合の旗本で遊女と心中するものもあれば、藤枝外記、四千、石、大蔭屋綾衣大藩の家老で廓中で藩政を見たものもあつた。甲子、夜話このため家計の窮迫は言ふまでもなく、地方取は百姓を誅

藏宿と座頭金

求し、藏米取は藏宿の借越が嵩み、高利な座頭金を借りて苦しむものも多かつた。藏宿は旗本・御家人の藏米請取の代辨人で、享保九年百九人の株として幕府の公認を得、百俵に金一分の札差料を取つたが、この藏米を引當にして旗本・御家人へ高利な金を貸し、不正を行ふものが少くなかつたから、安永六年三十餘人の處罰を見た。座頭金は仲間の資金と稱して二割五分天引、三月限の高利の上、證文の書替には二月分の利を取り、返濟の出来ぬ時は大勢の仲間が押掛けて喧争を極めたもので、幕府もその不法を屢戒しめたが行はれず、安永七年には鳥山檢校以下十人の檢校・勾當の家財を没收して追放した程であつた。されば一般社會の奢侈淫靡に向ひ、安逸遊惰に流れたことは自然で、衣服の如きも流行の變化甚しく、前代の如く豪華な色彩よりも、表は目立たぬ縞物にして、裏に莫大な金を投ずる様になり、女髪結も安永の末頃から初まり、髮形に新様を競つた。茶屋・女藝者も到る所に生じ

風俗の頹廢

たが、殊に大橋下を埋め立てた中洲は夏の遊樂の中心となり、吉原の三名物たる春の夜櫻・夏の燈籠・秋の俄も此頃から盛になり、安永の火災に淺草・兩國に許された假宅は一層人氣を集めた。遊興も元祿の豪快は見られず、遊女も張を失ひ、客も服装・言語・動作に一種の型を生じ、それに適ふを通人と稱し、藏宿の札差大口屋曉雨等十八人が、十八大通とて喧傳せられた。國學者村田春海、蘭學者桂川甫周もその中である一層盛んで、江戸中に四十餘ヶ所に及び、幕府は上納會所を設けて、これに運上を課した。「近年最も多きもの、つぶれ武士・乞食旗本・火事・火盜・金貸座頭・分散の家」、世にあはぬ武藝・學問・御番衆・ただ慇懃に律義なる人、世にあふは道樂者に驕り者、ころび藝者に山師運上」等の落首は、當代の暗黒面の縮圖である。

經費節約

田沼時代の施設中最見るべきは財政策で、吉宗以來の興利主義を更に積極的に發展せしめた。明和元年に經費の節約を命じて、役所の消耗品も品物で渡さず、一定の金を給することとし、明和八年には前年の大旱魃のため向五年間の特別の儉約を令し、老中以下の食事も湯漬として酒をも止め、疊の切損じをも仕換へないこととし、「是やこの酒も料理も減らされて、へるもへらぬも御湯漬の腹」、「見渡せば酒も肴もなかりけり、裏店めきし秋の夕暮」との嘆聲を發せしめたが、天明三年にも更に向七年の特別儉約令を布き、寶曆の豫算を二割八分減じた。

貨幣に就いては明和二年五匁銀を鑄て、重量を一定し、更に同四年金銀の比價に關せず、金一分に五匁銀三個、金一兩に五匁銀十二個に通用せしむることを令し、從來銀の計量通用であつたのを計數通用とし、金の補助貨たらしめた。次いで、安永元年には五匁銀を止めて南鐐二朱判を鑄、その表に「以南鐐八片換小判一兩」と明記して、この趣旨を一層明にした。五匁銀は文字銀と同質であつたが、南鐐二朱判は重量二匁五分、銀位九七七で、一兩中の純銀二十一匁二分に過ぎず、慶長銀より約五割、文字銀・五匁銀より約二割を減じて居た。されば初は一般に喜ばれず、百兩に二十四五匁の増歩を附したが、後には一分金より取扱に便のため、盛に流通するに至つた。錢も明和五年眞鍮の寛永通寶を鑄、裏に青海波を附し、四文に通用せしめた。

金銀産出の減少は、金銀鑄造の地金の缺乏に苦しむこと久しかつたが、田沼意次はこれを外國から輸入せんとした。寶曆十三年唐商は鑄錢の料として銅の輸出を請ふたに應じ、二十年間年々銅三十萬斤を輸出し、これに對し銀三百貫目を輸入することを約し、天明二年これを終つた後、更に二十年間に銀三百三十貫宛を銅に代へるを約したが、この外にも當時唐商の安南金・西藏金・我古金銀及び金銀箔を輸入し、蘭人の銀錢を舶載したのも少くなかつた。寛政二年松平定信は我銅の産出の少いのを理由に唐商との契約を中止したが、この間に輸入せられた金銀は、我古金銀及び金銀箔を別として、金

三百五十一貫五百三十七匁餘、銀八千八百五十二貫九百八十八匁餘に達して居り、この風潮の繼續として天保までに輸入せられた總額は金千四百九十九貫五百三十六匁、銀一萬三千七百六十八貫五百五十六匁に及んで居る。この代償たる銅の産出を増すため、寶曆十三年銅山の採掘を奨勵し、大名・代官にも銅山の調査を命じ、明和三年には大坂に銅座を設けて銅を專買せしめた。併し銅の産出は容易に増さぬため、幕府は倭物即煎海鼠・乾鮑・鱧鱒等を以てこれに代へる策を取り、初は銅七分・倭物三分であつたが、後には倭物を主とし、その産額を増すため一切の運上を廢し、幕府への獻上物をも止めて、長崎へ廻さしめた。

銅の專買に續いて、龍腦明和五年・鐵・眞鍮安永九年等の座を設けて、專賣制を取り、問屋の株をも定めて、共に冥加金を取つた。大坂二十四組問屋が一組百兩、飛脚問屋が五十兩、質屋を二千戸に限つて一戸銀二匁五分とした如きその一例に過ぎぬ。油・酒・醬油にも運上を課し、上州武州の絹類にも十ヶ所に改所を設けて絹一疋に銀二分五厘、糸百匁に銀一分、眞綿一貫目に銀五分の運上を課した。併し後者はこのため江戸の商人が買出を手控した結果、五十三ヶ村の百姓が蜂起し、三千餘人高崎城城主老中松平輝高に押寄せて改所の撤廢を求め、遂に幕府をしてこれを中止せしめた。

大名貸町人の大名への金貸は最巨利を得易いが、屢、所謂御斷返金謝絶のため富豪の破産したのも多かつたから、

幕府は天明五年自らその仲介をなし、大坂の富豪に出金せしめて、大名の藏入を引當に七朱の利で貸付け、幕府が一朱の利鞘を得る融通金を企てた。これは大名も融通がつき、町人も御斷の危険がなく、幕府も利益を得る三徳と考へられたが、町人は幕府から返金せられざる時を慮つて、これに應じなかつたから成立しなかつた。このため翌五年全國の寺社・山伏は金十五兩上の分、以下、それに應ず、百姓は持高百石に銀二十五匁、町人は間口一間に銀三匁宛の割で、五年間出金せしめ、これを七朱の利で大名に貸し付け、貸金會所の雜用を引いた外は、出金者に與へることを令した。これ等は多くの人から資金を集めて運轉する銀行業に當たるが、不幸にしてこの年六月關東の大洪水で、出金が困難であつたため、實行を中止した。

開墾の奨励も前代の策を繼承したが、殊に大規模なものは下總印旛沼・手賀沼の干拓で、江戸・大坂の富豪の出資と地元百姓の勞作によつて工事を初め、平戸から檢見川へ運河を掘つて水を落し、數萬頃の新田を得て、金主八分、百姓二分に分配する筈であつた。幕府は勘定方を遣して工事を督し、頗る進捗を見たが、不幸にして天明六年の大洪水のため堤が潰れて川も田も一面の海と化し、續いて田沼が没落して成功を見なかつた。開發の最重大な意義あるは所謂蝦夷御開國開拓の意であつた。蝦夷開發策は元祿頃から幕府又は松前氏に上申するものがあつたが、この頃はロシアの南下のため一層その必

開墾

蝦夷開拓策

A. W. Feith
Isaac Titsingh

要を強めた。ロシアがシベリア經營に成功し、千島・樺太に迫つて來て居るを説いて幕府の注意を促した最初は、明和八年のオランダ商館長フェイトの風説書であるが、天明元年彼は更に甲比丹チ、ングと共にロシアの漂流民によつて日本語を學び、日本侵略の遠謀を廻らして居ることを上申した。更に天明三年仙臺の藩醫工藤球卿は赤蝦夷風俗考を著して、ロシアの南下の状況を説き、捨て置けば蝦夷も彼の下知に従ふから、要塞を築いて防備を嚴にし、蝦夷地で貿易を開いて、その利潤を開發の資とすべきを説いた。勘定奉行松本秀持はこの説を聞き、田沼意次に上申した上、先づ勘定方數十人を蝦夷地に遣して事情を調査せしめた結果、貿易の開始は長崎の衰微ともなり、金銀流出の惧もあれば贊し難いが、蝦夷地は周圍七百里、平均長百五十里、横五十里あるから北海道面積凡六千方里に比し、千五百方里多く見積つて居る、その十分一開發するとして新田百十六萬餘町歩、高五百八十三萬餘石を得べく、彼地が開ければ商人も入込み、人口も増し、異國人の取締も出來、奥羽も中國同然にならうとの案を立てた。開拓には穢多彈左衛門に勧め支配下を率ゐて移住せしめんとし、彈左衛門は自己の支配下十二ヶ國三萬三千人中から七千人を選び、更に全國の穢多非人二十三萬人中から六萬三千人を加へ、七萬人を率ゐて赴かんとした。田沼意次もこの策を納れ、天明六年更に吏を派してこれが調査を進めたが、程なくして彼の失脚のため、實行中止となつた。かくの如く成功を見るに至らなかつたとはいへ、「日本に於ては神代以來未曾

有の草創にして、夷域開拓のものとひ、無窮の大業を開れし朝比奈如有子功は没し難い。

天災

されば田沼意次の政治は利弊相伴つたが、その長所も彼の私利私益のためとせられ、當時天變地異の多かつたことまで、支那思想により悪政の結果とせられて、全く人心を失ふに至つた。寶曆十年江戸に五十年來の大火があり、明和七・八年は旱魃が續いた上、九年春には更に江戸は明暦以來の大火があり目黒行人、坂出火、秋は關東・奥羽・東海道から九州に亙り暴風雨に襲はれ、遂に安永と改元せられたが、「年號は安く永しとかはれども、諸色高直今に明和九(迷惑)」の嘆を免れず、翌春の疫病には江戸のみでも四月の間に十九萬の葬式を出した。安永六年から火山の活動が盛になり、此年から七年八年に亙り伊豆の三原山の大噴火があり、八年には大隅の櫻島が爆發して萬餘の死者を出し、天明三年には信州の淺間山の大爆發を生じ、大茶碗から手桶位までの石が飛び來り、一貫目の鐵砲を亂撃する様な響で、幅七八里・長二十五里、百數十ヶ村は噴出物に蔽はれる大慘事を演じた。この他風水害・地震に凶作つづいた上、更に天明六年には關東は江戸開府以來の大洪水に見舞はれた。されば天明三年以來米價暴騰して奥羽を始め全國に悲慘な飢饉を生じ、それと共に百姓・町人の一揆も續出した。

意知の刺殺

天明四年若年寄田沼意知は城中で新番組佐野善左衛門言に斬られ、重傷のため落命し六十三歳、善左衛門は亂心として切腹を命せられた。これは意知が佐野の系圖と七曜の旗を借りて返さずして、自ら佐野

と言ひなし、善左衛門が役付を願つて公用人に六百二十兩贈つたが効なく、川狩の際の功をも意知が遮つて言上しなかつた怨によるが、田沼父子の權勢を悪んで居た人民は、これを痛快とし、天に代つて誅伐を加へたものと解して、田沼の罪狀十七ヶ條を擧げた斬奸狀まで出來、これが影響して米が下つたため、淺草徳本寺の佐野の墓へは世直大明神の旗を立て、參詣に來るものが多く、町奉行から吏を派して止めた程で、「山城の白のお小袖血に染めて赤年寄と人はいふなる」等の落首や、「金をとるならいふ事聞きやれザンザ、いたひ思ひで恥をかき、田沼が袖から血はざんざ、ヨイ氣味じやにへ」等の俗謡の盛行を見た。意知は親を辱しめぬ才物で、新政の彼による所も少くなく、長崎奉行を通じて西洋式造船をオランダに依頼したと傳へられるから、意次に取つてはその非業の最期は、片腕を削がれたものであると共に、一抹の暗影をその運命に投せられた感を免れなかつた。

家治の死

將軍家治の子家基は賢明の聞え高かつたが、安永八年狩獵中病を發して頓死したため、意次は弟意誠の能登の家老たる一橋家の家齊を嗣に定め、擁立の功を負うて、更に勢力を固めんとした。然るに天明六年八月家治の病氣になつた際、彼は町醫二人を奥醫者として調劑に當たらしめたが、其效なくして將軍が薨去した五十歳故、彼は面目を失ひ、喪を祕して謹慎し、大奥の人望も俄然として失墜した。尾張

意次の失脚

宗睦・紀伊治貞・水戸治保の御三家は前將軍の遺命によりて家齊の後見となり、先づ貸金會所・鑛山調

查・印旛沼干拓等を止め、意次の老中を免じた後襲を發し、次いで意次の所領二萬石と大坂の藏屋敷を沒收し、その股肱であつた勘定奉行赤井忠品の職を免じた。更に翌年松平定信が老中となつた後、意次は閉門の上領地を沒收せられ、相良城は破壊せられその子龍助陸奥一萬石封典、赤井・松本の二人も所領を減じて逼塞を命ぜられ、彼の政策も悉く破壊せられた。

吉宗が中興の英主として、後世名君賢相の範とせられたに反し、田沼意次は江戸時代を通じて最悪評の甚しい政治家であつた。吉宗が勤儉尙武を勵行し、法制を整頓して、武士の氣風を引立て、社會の風紀を肅正したに反し、意次が文武を顧ず、賄賂を貪り、奢侈に耽り、紀綱風俗を潰亂したことは、兩者の著しい對照であり、世評の分れる一因であつたが、更に意次が一代の成上者であり、天變地妖の頻出に遭遇したことも、一層その惡聲を大ならしめた所以であつた。而して兩者に共通した所は財利を主としたことで、唯意次の方が一層大膽であり、積極的であつたに過ぎず、幕府の財政は享保・寛政よりも田沼時代の方が豊であつた。さればこれに伴ふ短所も相同じく、朝廷・大名・人民の幕府に對する態度の惡化、武士の氣風の卑くなつたこと等、その著例である。

吉宗の長所を範として政治の改革を試みた人々中、最著名なのは、細川重賢・上杉治憲・松平定信・水野忠邦等であるが、定信・忠邦は後に譲り第四十九章參照、他の二人の事蹟を略敘する。重賢銀臺は熊本城主細川

享保時代
と田沼時代

吉宗の好
影響
細川重賢

宣紀越中守の次男に生れたが、兄宗孝が江戸城中で人違のため刺殺された結果、延享四年その後を繼ぎ、それより三十八年五十四萬石の藩主として天明五年、治績天下に喧傳した。彼は堀勝名平太左衛門の偉材を認めて重用し初五百石小姓頭、後三千五百石家老、所謂寶曆の改革を斷行して、財政の整理、文武の奨励、風俗の匡正を計つた。細川家の財政窮迫は久しく、大名貸の鬼門とせられた程で、大坂の藏元たる鴻池氏も遂にこれに辭するに至つたが、重賢は儉約を勵行して身分により衣服以下の制を定め、自ら綿衣粗食朝茶漬・香物・夕一汁一菜・夜吸物・肴・酒・香物・焼味噌、成趣園の別邸を破壊し、居室の壁や疊の縁に澁紙を用ゐ、容易に修繕を許さなかつた。祿制を改めて慶安二年以前の知行の外は、家督相續の際人物によつて祿を減じ、人才登用の資に供し、税法の冬夏分納を冬のみとし、一部を糶で納めしめて備荒儲蓄に當てた。産業として桑・楮・楮の栽培を奨励して、養蠶や蠟・紙の製造を藩の有力な財源たらしめた。新に時習館を設け、秋山玉山を教授として、藩士の子弟及び平民の篤學なるものに文武を修練せしめ、屢、自ら臨んで生徒を試み、又よく詩會を催し、藩士の詩文を集めて刊行すること數次に及んだ。醫學のためには再春館及び藥園蕃滋園を開いて、研究を奨励し、武藝は弓馬に長じ、農事を害せざる時に屢、鷹狩を試みた。刑は從來死刑・追放の二種であつたのを改め、笞十から百・徒一年から三年まで十等・年まで五等の二刑として追放を廢し、徒刑者は勞役に服さしめて、その勞賃を出獄後の資本とせしめた。かくの如き善政よく藩内に徹底し、人民は彼の徳を

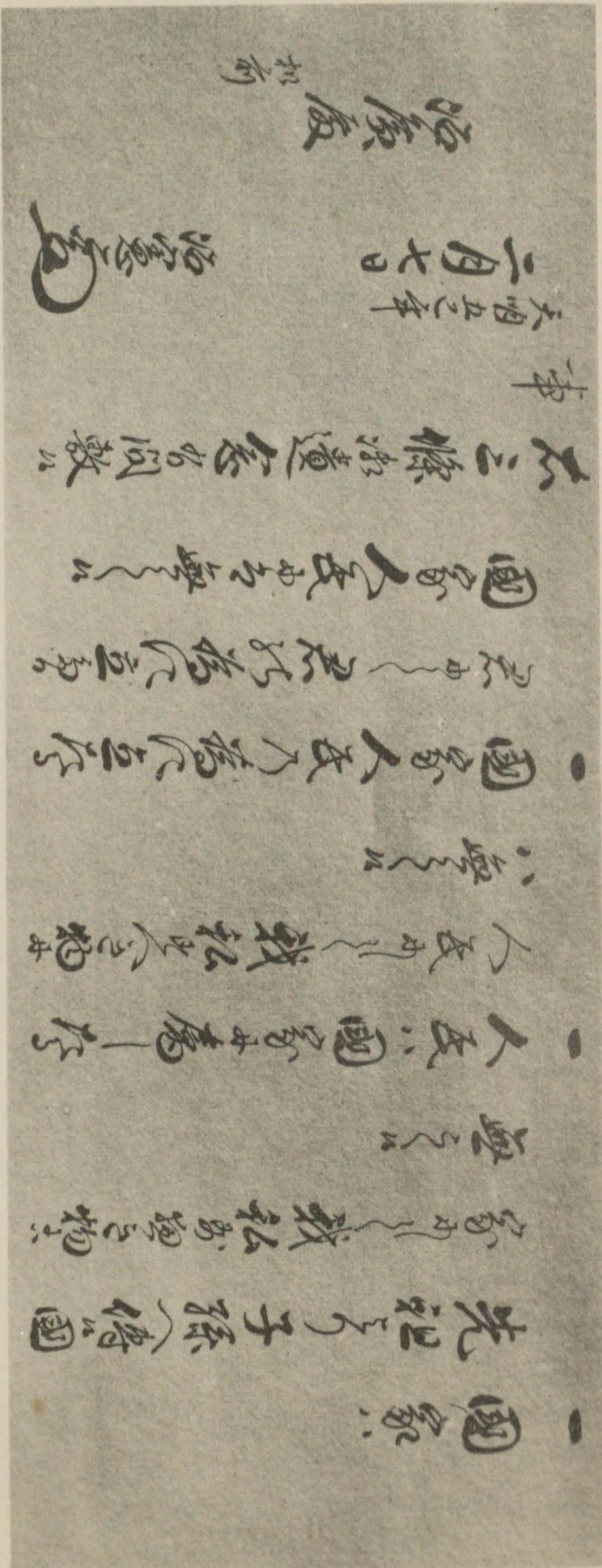
慕つて、年々殿様祭をして謳歌した。

上杉治憲

治憲鷹山は秋月種美日向高鍋三萬石 佐渡守の次男で、寶曆十年米澤城主上杉重定十五萬石の養子となり、明和四年封を襲いだ十七歳。上杉家は關ヶ原陣後百二十萬石から三十萬石となり、更に寛文四年高家吉良義央の子綱

憲の養子になつてから十五萬石に減じた上、綱憲の驕奢により藩の財政は極度に疲弊して居た。治憲は先づ密に春日神社謙信を祀るに願文を捧げ、文武を勵み、民の父母たることを第一とすることを誓ひ、非常な決心を以て大改革を企てた。「省略之條々」を定めて、嚴に儉約を勵行し、自ら夫人と共に綿衣を着、一汁一菜を限り、五十餘人の女中を九人に減じ、千五百兩の賄を二百九兩に減じて範を示し、粗倉を設けて凶荒に備へ、國産役場を設け、漆・桑・楮等を領内に植ゑしめて、漆器・織物・紙の製造を盛にし、米も他領への輸出を解禁して増産を計つた。郷村教導出役を設けて人民の風俗匡正に當たらしめ、殊に老人を敬ひ、又墮胎・間引の悪習を嚴禁せしめ、藩校を再興して興讓館と名づけ、細井平洲を聘して學制を振張した。この間最彼を助けたのは竹俣當綱美作家老・荳戸善政九郎左衛門太華、近習頭の二人であつたが、當綱は後改革の成功と共に、功を誇つて、驕慢に流れた爲め、遂に終を全くしなかつた。治憲の治績は天明三年の飢饉にも米澤領は一人の飢死流亡をも見なかつたが、彼は同五年前代の實子治廣に家督を譲つて隱居し三十歳、その際、國家は祖先より子孫に傳へるもの、人民は國家の人民で、共に私すべ

治憲の封を子治廣に譲つた時に自ら書して與へたものである。(古文書時代鑑所載)



第二十九、上杉治憲國詞 (伯爵上杉憲章氏藏)

きものでなく、國家人民のための君で、君のための國家人民でないことを忘れざらむことを戒めて、傳國の辭とした。このため寛政の改革の際將軍の賞賜を受け文政五年歿、七十二歳、維新後上杉神社春日神社改稱、別格官幣社に合祀せられた。

紀伊治貞
毛利重就

これに次いで細川重賢と併せて紀麟肥鳳と呼ばれた紀伊治貞や、毛利家の中興たる英雲公重就の如きも、同時代の類例であつた。この二人は共に支藩から入つて宗家を繼いだ、治貞は窮迫した財政を整理し、風俗の教化に努め、重就も人才を拔擢して藩政を改革し、撫育局を設けて大に殖産興業に成功した。これ等の例にても明なる如く、當時賢明の聞あつた大名は何れも長男に生れず、養子相續であつたことは注目に値する。

享保政治
の悪影響

吉宗の長所が實力の増進にあつたと共に、その短所も實力主義の結果に外ならぬ。而して田沼時代に著しくなつた時弊も既に端を彼の時に發したものが頗る多かつた。吉宗は學問を無視しなかつたが武に偏し、田沼時代には文武共顧られなかつたことは、兩者の征利を事としたと相俟つて、武士の心を卑しくして、財利を主とし、却つて内部の奢侈・遊蕩の風を甚だしからしめた。「享保より以來人心むさばるを元とし、仁に似て不仁、儉に似て奢る」我衣と言はれ、元文以來士大夫以上の不義姦通激増したと傳へるは獨語、この現れに外ならぬ。この結果は武威を薄からしめ、百姓・町人は武士を侮り、幕府の

觸をも誹謗して用ゐず、訴訟のことあれば徒黨して狼藉に及び、延いては大名の公然將軍に反抗するものも生じ、旗本も城中の番所で將軍・老中を嘲哂するに至り、尊皇の志士は遂に王政復古の運動を企つるに至つたのである。

人口減衰

幕府の態度が財利を主とすれば、代官は誅求收斂を事とし、百姓の疲弊を見るは自然の數であり、その結果は人口減衰と一揆の頻發となつた。享保以前の人口率は不明であるが、享保七年以來の幕府の人別改によれば、その増加は極めて少く、甚しきは減少して居る時さへあつて、百二十五年後の弘化三年に至つても八十四萬二千二百人を増したのみで、平均年六千七百三十七人、千分の二分五厘の増加率に過ぎない。これ主として百姓の疲弊による墮胎・間引の結果に外ならぬ。百姓一揆は享保以前には極めて稀であつたが、享保以後は頻々として生じ、其主なるものを列擧しても、享保二年丹波篠山領、同三年廣島領備後五郡、同四年岩國領、同五年奥州白河領、同八年出羽長瀧・湊山の天領、同十一年津山領、同十三年有馬領筑後三郡、同十四年奥州伊達・信夫二郡等に起り、同十八年には江戸に町人の打毀があつた。此ため十九年には今後天領に一揆が起らば、幕府に伺ふに及ばず、隣國の大名の援兵を借りて鎮壓すべきを命じたが、此後も元文四年奥州平領及び但馬生野銀山、延享二年豊後日田の天領、寶曆四年久留米領、同八年美濃郡上領、同九年日向の天領等に農民の騷擾を見た。就中

百姓一揆

平領の一揆は割元庄屋を打毀し、役所の帳簿を焼き、牢屋を壊し、囚人を放つて城下へ押寄せて居り、有馬領二百餘村蜂起の際は猪狩と稱して一萬八千挺の鐵砲と數千本の槍を藩から借り、十六萬石の兵糧を集め二十萬の大勢一人の頭をも作らず、大庄屋・御用達を襲つて、誅求を撤廢せしめて居り、郡上領の騷動は領主金森氏が幕府の要職に贈賄し幕威を借りて鎮壓せんとしたため、百姓社は江戸へ出て直訴し、遂に金森家の改易を見た程であつた。田沼時代に入つては益々激しく、明和元年二年に互る上州武州の百姓七八萬が、傳馬人足役免除のため、江戸に押寄せたのを初め、同五年には福井領・龜山領に起り、翌年幕府は大名が幕府を憚つて穩便に濟さうとするから百姓ががさつになること、今後手強く打散し、理非によらず願意を取上ぐるなど令したが、更に同八年肥前唐津領、安永二年飛驒の天領、同四年信州・天明元年上州五十三ヶ村緋改・廢止、同三年信州・上州淺間噴火救濟等に騷擾あり、田沼意次の失脚後ではあるが七年大坂に米屋の打毀が起り、忽にして全國の主なる町に傳播した。是等の原因は殆皆誅求・收斂の結果であるが、その結果は主謀者は犠牲となつても、要求は多く貫徹して居るから、「領主地頭の勢は何となく衰へて、下に權の落るに似たり」後見と謂はるゝに至つた。

大名の反抗の著しいは將軍吉宗に對する尾張宗春であつた。尾張家は繼友が吉宗に越されて將軍たる能はず、その急死も幕府の魔手によるこの浮説すらあつたから、弟宗春は宗家を繼いだ後も吉宗に

大名の反抗

服せず、事毎に吉宗の政策の逆に出た。吉宗の儉約を以て小心とし、國を豊にするが眞の仁政とし、自ら華麗な衣裳・行列に人目を驚かし、名古屋城下の繁榮を策し、從來なかつた遊里も三所に設け、溫知政要を著して、彼の自由主義を宣言し、幕府の戒飭に對しても却つてこれを反駁した。かくて世間では尾張家舉兵の噂さへ頻に傳へたから、吉宗は元文四年遂に隱居を命じたが、親藩の第一たる尾張家の公然の反抗は、幕威を損したことを夥しかつた。

江戸時代に於ける尊皇思想の淵源は久しく、その歸結が王政復古に至らざるを得ないことも明であるが、この具體的運動を試みた嚆矢は寶曆に於ける竹内式部であつた。式部は越後に生れ、京に出て徳大寺家に仕へ、玉木葦齋正親町・松岡仲良葦齋等に崎門の學を受け、寶曆の初から講筵を開いたが、徳大寺公城大納言・坊城俊逸中納言・西洞院時名小納言以上を初め、正親町三條公績大納言・久我敏通大納言・鳥丸光胤中納言・高野隆古中將・中院通維少將・勘解由小路資望左中將等公家衆四十餘人その門に入り、地下を併せて數百人に及んだ。彼は日本紀神代卷を講じて、我皇統の神聖正大、萬國に比なきを説いて、尊皇思想の根本を明にし、保建大記を講じて王室の衰へ、政權の武門に移つた事情を明にして、恢復の方法を論じ、靖獻遺言を説いては、大義のために身命を惜まない氣節を鼓舞するに努めた。而して天子程尊き御身はないのに、將軍の貴を知つて天子の貴を知らぬは、天子代々不學不徳、關白已下非器無才の故であるから、天子より諸臣一統に學を勵めば天下萬民歸服して、將軍も政を返され、公家一統の世となることは必定である、併し他の學や僅の人数では無益で、天子より諸臣一統垂加流に成り、君臣合體せねばならぬといふが、その趣旨であつた。

竹内式部の王政復古論

堂上と王政復古論

かゝる説を聞いた年少の公家衆は、王事のために奮起する英氣を生じ、その交會言論が外間の注視を惹き、その中には武藝を學ぶものもあつて一層噂を大ならしめた。このため寶曆六年公家衆の武藝を禁じ、且所司代をして式部を糺問せしめたが、固より何等の罪狀を見出さなかつた。然るに翌七年六月桃園天皇十七歳に達せられ、近臣徳大寺・坊城・高野・西洞院の諸卿から日本紀の講義を聞かせらるゝこととなり、彼等は「嗟呼上古神聖之所傳、舍人親王之所編、我垂加靈社之發揮、師翁之親授、今日一時に達天聽、吾輩寸咫之精神不空、其歡喜踴躍豈筆舌之能盡徳大寺公城日記」と喜び、「太平之業殆望べし同上」と期待した。然るに前關白一條兼香は武家傳奏柳原光綱と共にこれを悦ばず、關白近衛内前に中止を説き、女院天皇嫡母青綺門院亦御反對であつたから、八月女院の旨によつて進講の中止を見た。併し英邁剛毅な天皇は神書御覽の意を斷ち給はず、屢、關白に對し、強硬に再開の叡慮を傳へられたため、關白は女院と計り、翌年三月再び西洞院時名に進講せしめ、自ら陪聽するに至つた。一條前關白はこれを悦ばず、九條右大臣・鷹司内大臣の二公と關白に抗議し、四人熟議の上女院に奏し、六月強く御諫奏申して再び中止

垂加流進講の紛議

第四十七章 江戸幕政の變革

を請ひ、且徳大寺公城の近習罷免と正親町三條公績の所勞引籠を命じた。天皇は御憤懣甚しく、神道は皇祖の天地自然の道を考へて建てられた我國の大道なれば、天子は勿論政を執るものの必ず學ぶべき道であり、垂加流以外には學ぶべき人なき旨を述べさせられ、垂加流の不可なる所以を詰問せられた。關白は垂加流は野卑な新流にて、式部は更に不確な臆説を加へて師から破門せられたこと、式部の褒貶共に甚しく、門流の言動の不謹慎なことを等々挙げ、かゝる曲説を最初に聞かせるゝことの一生の御爲と思へず、先年來の事略、關東に聞へたらしく甚心痛せる旨を奉答した而して「いかほど御つよく仰られ候ても、於内前はいつ迄も折れ申さず」と申し上げ、強硬な態度で迫つたため、遂に天皇も餘議なく垂加流を止めることを御許になつた。攝家は竹内式部を堂上に武器を買はしめた廉で京都より追放し、これを口實にその一味を朝廷から斥けんとして、その糾問を所司代に託したが、却つてその虚傳を明にするに過ぎなかつた。然るにその間に式部の門弟等が天皇に密奏して畫策して居たことが洩れたため、攝家等は急遽議を決し、正親町三條・徳大寺・烏丸・坊城・高野・西洞院・中院・勘解由小路の八人は官を免じ、永蟄居、その他十數人を遠慮と定め、一列參内して天皇の勅許を強要し、遂に「せう事がない、どうなりとも宜申付」近衛内前公記の仰を受けて、これを斷行した。その罪狀は式部の教方宜くないため、徒黨謀反の風説を生じたが、これは二三十人の徒黨、一兩年の申合で出来ることではない

式部門公
卿の處罰

竹内式部
の追放

が、主上に馴添ひ、朝廷の權を取らんとし、關白以下を輕んずる法外の失體計り難いといふにあつた。かく罪名の曖昧な本來式部一味の公卿の尊皇の大義を昂揚する時は、騎虎の勢に驅られ、輕舉妄動に奔り、如何なる重大事を惹起するやも計り難いとの攝家の顧慮から、一向にこれを抑壓して幕府に干涉の餘裕をも無からしめんとしたために外ならなかつた。

堂上家の處分を事前に諮らなかつたについては、所司代から抗議を見たが、式部の糾問は更に進められ、式部は町奉行所から今の天下を危い天下と述べたことを問はれ、「成程あやうき世中と奉存候」と斷じ、「大事は三公之御相談有之、勅命を請て被爲取行候は、禮樂征伐從天子」と申者にて、危も安く成るシカタと奉存候糾問次第と、王政復古の主張を吐露したが、結局堂上には神書の家あるに辭退せず講せること、三本木にて堂上と酒宴せること洪水の際水見の宴を催し、堂上衆等水馬を試みたこと、教方宜くないため門人等御咎を受けたことを名として、重追放に處せられた八年五月。三本木事件の暴露のため前に永蟄居を命ぜられた七人も落飾となつたが十年四月、式部はこの後八年、山縣大貳の連累者として再び取調べられた結果、御構場たる京都へ立入つたことが知れて八丈島へ流さるゝ途中、三宅島で病歿した五十歳。

山縣大貳昌禎は武田牢人の子孫で、一時甲府與力であつたが、後江戸に出て學を講じた。彼は初三宅尙齋門の加賀美櫻塙に崎門の學を受け、且天文・地理・兵學にも通じた。その著柳子新論は名分を正し、

式部の最
後
山縣大貳

藤井右門

禮樂を起すを切論し、王政復古の意を寓したもので、講席でも常に當時の禁中の囚同前で、堂上方も故實に背くを慨き、又甲州等の地理につき要害を論じ、甲府城の武具の數をも例に取つて、實際的な兵學を論じ、兵亂の節用に立つべきを説いた。正親町三條家の臣と稱して彼の家に寓居して居た藤井右門は一層過激で、甲府城も勝頼の時の如く攻めれば落ちる、江戸城は南風の日品川から火矢を放つが宜く、自ら江戸城を攻める時は東方よりせめる等、幕威を憚らぬ不穩な談論を敢てした。然るに織田信邦上野小幡二萬石美濃守の家老吉田玄蕃の信邦に親任せらるゝを悦ばぬ用人松原郡太夫は、玄蕃の師大貳の言論の忌避に觸るゝを利用し、信邦の實父織田信榮高家二千七百石對馬守に讒し、その内旨と稱して他の老臣と計り、玄蕃の職を免じて監禁した。これを聞いた牢人桃井久馬等四人の大貳の門弟は、連座を免れ、訴人の賞を得んため、大貳・右門等が堂上方・御家人等と共に徒黨謀叛の旨を幕府に訴へた。幕府はこのため大貳・右門及び大貳の一族門弟及び竹内式部等を召捕つて取調べたが、事實無根のこと明になり、訴人は不慥なことを重く聞える様に訴へた罪によつて遠島となり、大貳・右門はその言論不敬の至として、大貳を死罪四十歳・右門を獄門四十歳とした。織田信邦は信雄の嫡流として従來四品に敘し、特殊な優遇を受けて居たが、このため家事不取締として、隱居塾居を命ぜられ、國換格下となり、同信榮は隱居、松原郡太夫等の老臣は重追放、吉田玄蕃は無罪とした。

吉田玄蕃の處分

大貳右門の處刑

寶曆明和事件の意義

かくの如く寶曆・明和の兩事件が相續いて生じたため、兩者を連結し、公家と諸大名とが相應じて、討幕の宣旨を受けて擧兵の計畫が進んで居た如く傳ふるものもあるが、これ恰も將門と純友とを相策應したものとすると同じく、信ずるに足らぬ訛傳に過ぎぬ。さはれかくの如き王政復古論が或は堂上方を動かし、或は幕府の膝下に唱へられたことは、文治政治の破壊に伴ふ朝幕間の睽離の具現でもあり、又思想上に於ける幕府政治破綻の端緒に外ならなかつた。而して竹内式部の處分が公家の要請に出で、山縣大貳等の所刑も他の誣告によつたのを見ても、この危険に就て當事者の無自覺を示して餘ある。

而してこの時代に發した朝廷・大名及び人民の幕府に對する思想の惡化は今後益々甚しく、遂には幕府衰亡の精神的端緒となつた。

幕府衰亡の精神的端緒

第四十八章 文運の東遷

文化の變革

幕府政治の變革期は、文化に於ても一大轉向を示した時代であつた。而してその最著しいは文化中心の移動であつた。

文化の地方的普及は時代により消長を見たが、その中心は建國以來帝都の所在地たる畿内地方を出でなかつた。關東の如きは久しく東夷の地として文化圏外とせられ、鎌倉開府以來政治中心となるに及んで、文化の開發も著しかつたとは言へ、特例の外は京の文化の光被を見たに止まつた。然るに江戸開府以後、幕府の集權政策の成功は江戸の急激な發展を見、次いでその文治主義は文化の著しき昂揚を効果し、京坂に對立する新なる文化中心を現出するに至つた。併しその初期は猶上方に發した文化を移入したに止まり、江戸の文運に貢獻した主なる人々も皆上方下りに過ぎなかつたが、太平百年に及んだ元祿頃より漸く独自の文化の發生を見、遂に明和・安永・天明に及んで、全く上方を凌駕して、全國に冠たるに至つた。儒學に於ては徂徠學派が天下を風靡し、國學に於ては賀茂眞淵が東下して以來、江戸中心となつたが、蘭學や、黄表紙・洒落本・狂歌・川柳の文藝及び錦繪の如きは、共に江戸に生まれて、江戸に榮えた大江戸の花であつた。而して明治時代に入つての文化の東京集中は江戸時代の

文化中心の移動

文化の普及

江戸以上であつたから、この文運の東遷は我國に於ては空前にして絶後であり、恰も支那に於て黄河流域に榮えた文化が、晋の南渡により、南蠻缺舌の地とせられた揚子江流域に擴まり、更に宋の南遷後は前者を凌駕し、江浙は人文の淵藪と稱せられたに對比すべきである。

併し今後と雖も京坂の文化は江戸に對立する特色を遺存し、殊に京都は千年の古都として江戸の輕妙卑陋の傾あるに對し、高雅な貴族的傾向を有し、繪畫に於ける文人畫・寫生畫の興起、和歌・俳諧の革新等を見た。この兩中心から更に地方に及ぶ普及は、社會の各階級へのそれと共に、遙に前代を超過した。當時の戲作者・俳諧師・浮世繪師に旗本・御家人・藩士が多く、學者に町人・百姓出身の少ないのを見れば、文化に於ける階級制は既に全く消滅した感がある。

學問の傾向

文化の内容としては、前代の如き目覺ましき發展はもはや見られなかつたが、その多種多様なことはこれを凌いだ。學問に於ても前代は儒學の全盛であつたのに對し、國學・蘭學が大發展を來たし、自然科学も著しき進歩を見た。

儒學

儒學は、朱子學の林鳳岡享保十一年歿・室鳩巢同十九年歿・三宅尙齋寛保元年歿、堀河學派の伊藤東涯元文元年歿等享保末以後相次いで凋落してから共に振はず、陽明學派も三輪執齋・中根東里が出て斷を繼いだと言ふに止まり、享保以後二三十年は徂徠學派の全盛期であつた。徂徠の歿後享保十三年その中心となつたのは、太宰春臺と

徂徠學派の全盛

服部南郭の二人で、前者は道德・經濟を主とし、晩年一己の見を立て、後者は最詩文に長じ、文人畫を能くし、人物亦温籍風流であつた。その他山縣周南は毛利氏の明倫館を總へ、高野蘭亭は詩文に長じ、宇佐美瀧水は經術を主として共に聲名が高かつた。

折衷學派

徂徠學派の全盛に反抗して、遂にこれを壓倒するに至つたは折衷學派である。折衷學派とは朱王の徒が宋明の性理を主として空疎に流れ、徂徠學派が文は漢、詩は唐以前に限つて徒に險怪贅牙に陥り補綴を事とするに對して、註に新古を問はず、詩文は宋明の平明を主とするものをいふ。經義に於ける折衷は木門の神原篁洲に端を發し、注疏は漢唐を取り、義理は宋明によるべきを唱へて、學派の別を斥けて居り、古文辭に對しては太宰春臺さへ之を糞雜衣と罵つて居るが、これが一派を成すに至つたは片山兼山天明二年歿五十三歳・井上金峨天明四年歿五十三歳の崛起以後である。兼山・金峨は共に初め徂徠學を學び、後その非を悟つて折衷學を唱へたもので、殊に後者は訓詁は唐宋を取り、義理は宋明を折衷し、詩は中唐・晚唐、文は韓柳歐蘇を推し、清新流暢を主として、盛に古文辭を攻撃し、其門に山本北山・龜田鵬齋が出てこれを助け、蕙園名家の凋落と共にこれを壓倒するに至つた。字義の研究から入つて、經學文章に一家を成した京の皆川淇園や、成徳作用を主として米澤及び尾張の學館創設に與つた細井平洲も、註の新古に關せない意義に於て折衷學と謂ひ得る。

學校

儒學の普及に伴ふ學校の建設もこの頃より漸く多くなつた。前代に藩校の起源を有するものも、何れもこの時期に入つてその整備を見て居り、當代新に設けられたものも、萩の明倫館享保・熊本の時習館・鳥取の尙徳館・松江の修道館・高知の敎授館寶曆・津山の修道館明和・鹿兒島の造士館・米澤の興讓館・平戸の維新館永安・佐賀の弘道館・名古屋の明倫堂・福岡の東西學問所天明等を初め六十九校に及んだ。私學としては大坂の三宅石庵の懷徳堂書院・江戸の菅野彦太夫の深川の講堂享保・名古屋の蟹養齋三宅尚の明倫堂寛延等、何れも幕府及び大名より、土地を與へられ、保護を受けて出來、懷徳堂は連綿として今日に及んで居る。

心學

文字なき社會の風教の維持に任じた心學もこの時代に起つた。その祖石田梅巖延享元年歿六十歳は朱子學に王學の心法及び佛説を交へて心學と名づけ、京に於て人倫の講説を試みたが、その弟子手島堵庵家財を散じて貧窮を恤みつゝ、心學道話に努めて、盛大を致した。その江戸に及んだのは堵庵の弟子中澤道二が下つて、神田に參前舎を設けてからであつた。

國學の隆盛

前に荷田春滿によつて起つた國學は、今やその弟子賀茂眞淵岡部衛土政藤によつて盛運に會するに至つた。彼は初古文辭を學んだが、後春滿の門に國學を學び、元文三年江戸に下り、先師の養子在滿の推選によつて、その舊主田安宗武に仕へた晩年致仕し家を縣居といふ。彼は國意考等に於て我古道を力説し、儒教の排斥に

賀茂眞淵の古道説

努めた。即我古道の天地自然の道であるに反し、儒教は人爲の煩瑣な教であつて、我國の君は日月の如

く、民は星辰の如く位定まり相犯さぬに、支那の變亂常なきはこのためである。漢學により我國民が初めて人倫の道を解したので、その前は禽獸と同じく兄妹相婚し、文字をも知らなかつたといふが、五常の名のなかつたは、心直く、名を喧しく言はぬため、實の存したことは、春夏秋冬の語なくとも四時の運行のあつたと同じであり、我は兄妹婚しても同胞に及ばず、彼は同姓妻らずと唱へても母子相姦するもあり、禽獸に比するも禽獸は人間の心の汚れ邪なるに勝り、漢字の數萬の多きに及ぶは彼國人の心の邪なため、我は四十八文字で事足り、オランダの如きも、二十五文字に過ぎない由である論じて居る。かく太古を理想とし、純樸を貴んだ結果は文化の進歩を否定し、老莊と相通するに至つたが、更に彼はこの古道を解するには古言に通ずるを要するとして、漢意の加はらぬ萬葉集及び記紀の歌を重んじ、萬葉考等を著し、「言はみやびたる古ごと、心は直き一つ心」とて、古言を驅使して盛に萬葉振の歌を詠んだ。これは徂徠の古文辭學を國學に轉用したものであるが、徂徠と同じく文學的才能に長じ、長歌・短歌共に傑出して居た明和六年歿七十三歳。真淵によつて國學は天下に弘まり、弟子三百餘人に及んだが、その門流は歌文を主とする文人と、國學に進んだ學者とに分れ、江戸の加藤千蔭・村田春海等は前者を代表し、伊勢の本居宣長・荒木田久老等は後者に屬し、春海の如きは儒佛の外に道

真淵の古言説

真淵の門流

なしとまで極言して居る。

本居宣長

宣長健藏、春庵、鈴屋は伊勢松坂の人で、京に出て儒醫を修めたが、心を古典に寄せ、真淵の松坂を過ぎた際其門に入り、専ら古事記の研究に努め、三十五年を経て明和元年三十五歳から寛政十年六十九歳まで、古事記傳四十八卷を大成した歿後二十二年の文。政五年全部刊行。この間盛に書を著して古道を説き、古典を釋し、文學・語學を論じ、名聲天下に聞え、

宣長の古事記研究

領主紀伊治貞に召されて財政の諮詢を受け、上京の際は堂上の卿相に招かれて古道を講じた享和元年歿七十二歳。彼が古事記の研究に身を委ねたは、從來神道家の經典とせる日本紀の文により意を曲げた點多く、古事記の古言のまゝで漢意少きを勝れりとしたため、その成果たる記傳は單なる語釋に止まらず、精細な文獻學的研究によつて我上代の思想生活を究め、所謂神ながらの大道を明にせんとしたものである。その研究態度は純然たる文獻學であるが、その記事は總て神わざとして、如何なる矛盾もそのまゝ信じ、記されざることは固より不明として顧みなかつた。これは從來の合理化を小智のさかしらとして排斥し、上代人の心を以て受け納れむとした當然の結果であつた。

宣長の古道説

而して直毘靈等なほびのみたまに見ゆる大道とは諾冊二尊が高御産巢日神の御靈によつて始められ、天照大神の受つがれたもので、天日嗣たる天皇は神勅に従つてこの國を治められ、國民は天皇の大御心に従ひ、大御惠によつて、各その分を守り、楽しく安らげ暮すことに外ならぬ。これ即古事記に記された大道

の行はれた上代の姿であつて、更に儒佛の如き宇宙人生を説くは小智のさかしらに外ならず、後世の亂りがはしくなつたのはこれ等の教の入つて來たためであるを解した。かく古道に於ては師説を繼いだ彼も、歌は時代によつて言葉の變化すべきを唱へて、眞淵の萬葉振を取らなかつたことは、太宰春臺の古文辭に反對したと比すべきであつた。宣長はその子春庭・養子大平何れも家學を繼ぎ、門人帳に名を連ねたもの六百餘人に及んだが、歿後の門人たる平田篤胤・伴信友の二人が最傑出した。

かくの如く眞淵・宣長に至つて儒學を非難することの甚しかつたのは、國學が本來儒學の全盛に反抗して生じ、我國の優越を主張せんとするためであるが、これに對して儒者の反駁を見たことは當然である。即眞淵の國意考に對して海野公臺が讀國意考を出だして、彼の直は直情徑行の直で戎狄の道であるとし、宣長の直毘靈なほひのみたまに對し市川匡鷹が末賀能比禮まがのひれを著して、彼の人智を否定するを老莊の模倣とし、聖人が出て人と禽獸の別が生じたから、太古の神とは人でなくば獸にてもあるか、安く治まつたといへど、文字なき時の傳は信せられずと論じた如き、その一例に過ぎぬ。

鎖國以來漸く退化した西洋に關する智識は、前代の末新井白石によつて復興の端を開かれたが、續いて將軍吉宗の保護によつて、遂に蘭學の開創を見るに至つた。吉宗は天文曆數に興味を有した結果、享保五年に切支丹に關せぬ書物の輸入を許したが、更にオランダの獻上した天文書の挿繪を見て、讀

國學者と
儒者の論
争

蘭學の起
源

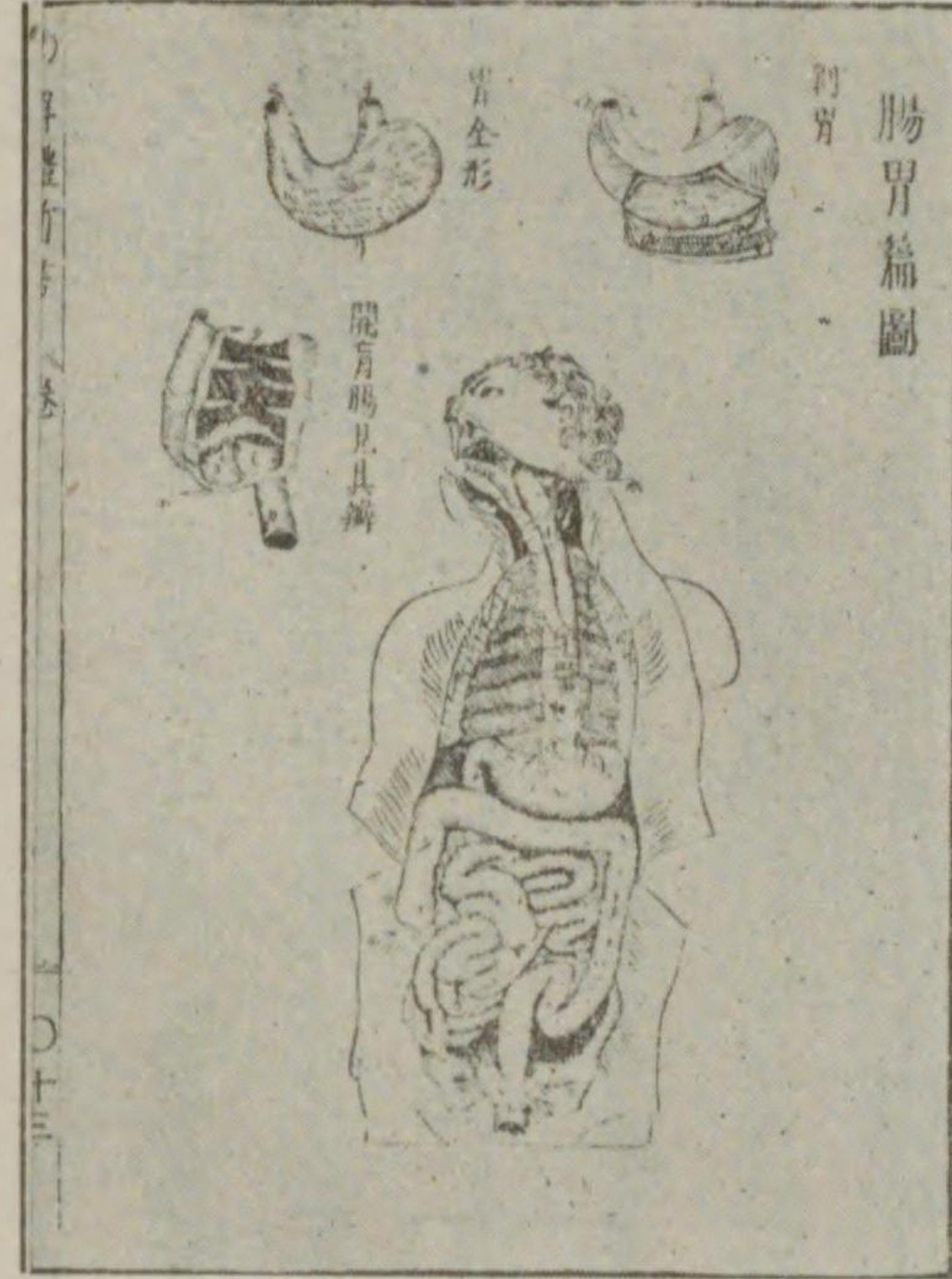
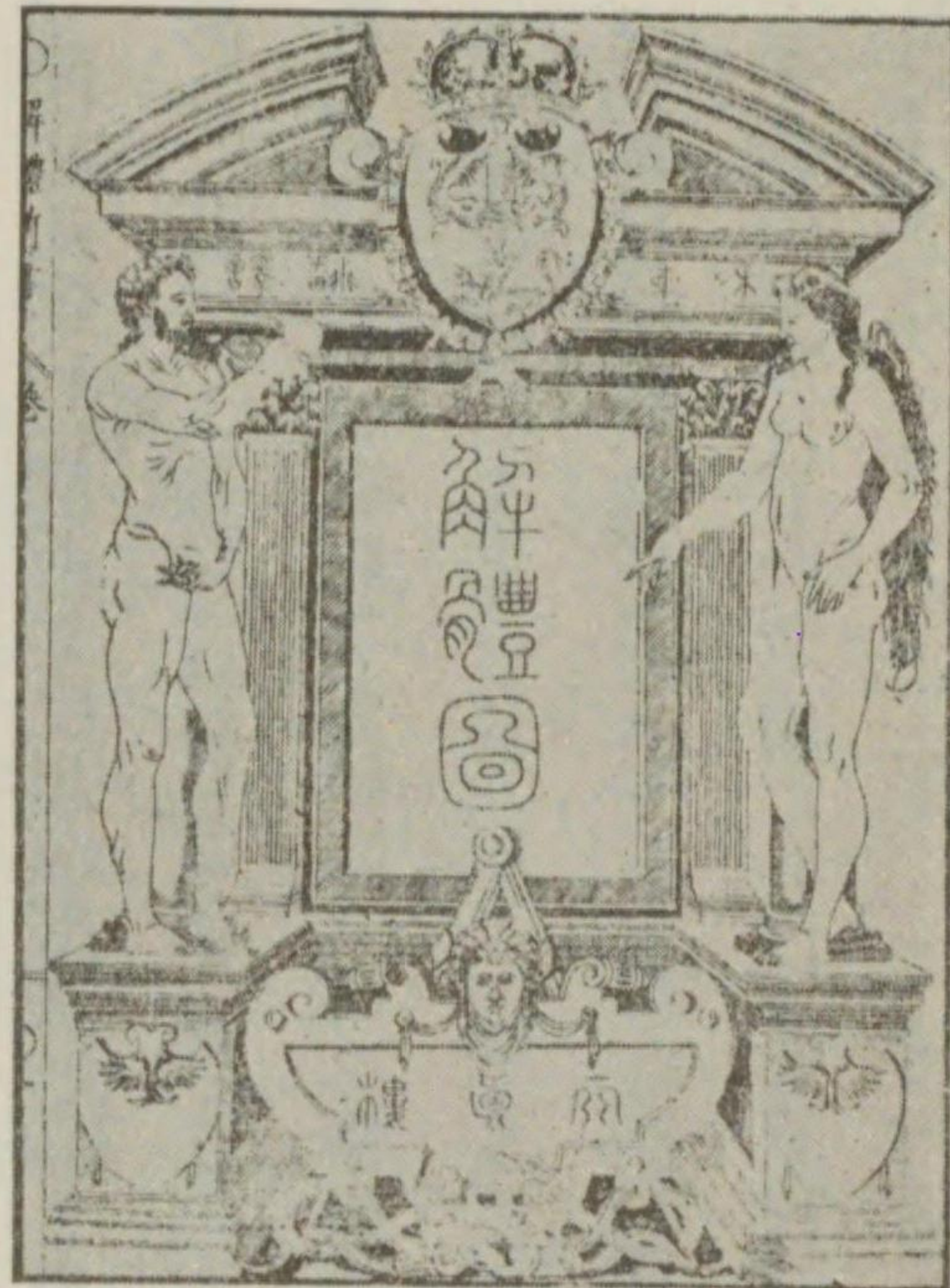
青木昆陽

解の利を思ひ、青木昆陽・野呂元丈に蘭學を命ずるに至つた。昆陽は伊藤東涯に學び、博通を主とし、大岡忠相に蕃語考を上つて、書物御用に召出された。それより幕府の書庫に出入し、蘭書を見て蘭學を志したが、寛保元年本草學者たる元丈と共に命を受け、オランダ人の江戸參禮の度毎に其宿屋長崎を訪れて蘭語を學び、後更に長崎に赴いて學修を重ねた明和六年歿。かくて昆陽は和蘭文字略考卷一に文寄合(綴字)、卷二・三に單語七百を記す・和蘭文譯・和蘭和譯・和蘭貨幣考、元丈は和蘭本草和解を著したが、果して蘭書を讀み得たか否かは疑問である。

前野良澤
と解體新
書

昆陽の歿する年入門した前野良澤豊前中津藩醫は、蘭語五百餘を學び、更に長崎に遊んで二百餘語を學んだが、明和八年杉田玄白・中川淳庵共に若狭小濱藩醫と小塚原に腑分屍體を解剖を見た際、オランダの解剖書の精確なるに驚き、共にその翻譯に當ることを決した。良澤が僅數百の蘭語を知るのみで、他の二人は全く蘭語を解しない故、一艦舵なき船の大海に乗出せし如く蘭學事始、春の長き日の暮るゝまで互に睨み合つて、僅一二寸の文字が解せられぬことが多かつたが、讀み得た時は連城の玉を得た程に思はれ、未知の世界への勇猛精進に伴ふ困苦と歡喜とは、その境にあらざるものゝ想像すべからざる所であつた。後桂川甫周幕等も加はり、不明な分は或は犬猫を解剖して試み、或は蘭人の參禮を待つて問ひ等し、四年の間稿を改める十一回でこれを完成し、安永八年解體新書と名づけて出版した。これ實に我國に於け

蘭學の隆盛



第三十六圖 解體新書

蘭書翻譯の嚆矢で、蘭學發展に一時期を劃したものである。

良澤は名利を求めず、自ら譯主たる解體新書にも名を出さなかつたが、杉田玄白著、中川淳庵校、桂川甫周閱、この後も門を閉ぢて蘭學に没頭し、和蘭譯筌・和蘭文略・魯西亞本紀等を著した。享和三年歿。八十一歳。これに反し玄白はこの書によつて人身形體の誤解を説いたことに満足して、蘭方醫術に努め、文化十四年歿、八十五歳、中川淳庵は主として和蘭藥方の研究に當つた。桂川甫周は將軍の侍醫に進んだが、後専ら翻譯に努め、萬國圖説・魯西亞志・北槎聞略・和蘭藥選等を著した。文化六年歿、五十九歳。寛政五年にロシアから歸つた漂民幸太夫の語によれば、甫周・淳庵の名は當時ロシアにも知られて居たといふ。

甫周の弟森島中良も萬國新話・紅毛雜話・蕃語箋等

西洋物の流行

を著して西洋に關する知識を普及せしめたが、その師平賀源内は天成の奇才により複雑な器械も一見してその理を究め、寒熱昇降寒暖・火浣布石綿製布・野禮幾的爾エレキナル・電氣エレクトリシム・機械等を創製して一世を驚倒せしめた。丹波福智山の城主朽木昌綱龍橋が西洋錢譜・泰西輿地圖説を著し、林子平が三國通覽圖説・海國兵談を著したのもこの際であつた。次章参照

天文曆數

蘭學の端緒が吉宗の天文曆學にあつた程だから、天文曆數の發達も著しく、吉宗は自ら測午器・渾天儀・簡天儀を工夫し、西川如見を長崎から、中根元圭を京から招いて天文曆數を講せしめ、西洋説による曆象全書清梅文鼎著を輸入して翻譯せしめた。又神田に天文臺を設け、建部賢弘・西川忠次郎如見の子・山路彌左衛門等をして觀測に當たらしめ、貞享曆の誤差を正して寶曆曆に改めた。

醫方

儒學に於て古文辭學の天下を風靡すると同時に、醫學も古方家の全盛を見、後藤良山・山脇東洋・吉益東洞等相次いで京に古方を唱へた。良山は病を一氣の留滯として溫泉・熊膽・艾灸を主とし、湯熊灸庵と謂はれた、東洞その門に出で、腑分を見て臟志を著して實驗醫學の端を發し、寶曆四年解體新書より十四年前、東洋の推選によつて名を得た東洞は、豪邁達識、萬病一毒を唱へて、その説天下を風靡した。古方家は金元流の空疎を斥け、實地の經驗を重んじたが、舊説の打破に力があつた程、新しい建設の見るべきものが乏しかつたから、儒學と同じく江戸に折衷派が生じ、望月鹿門・多紀桂山等が出て、折衷説を唱へて勢力を得るに至

つた。賀川玄悦・玄迪父子が出て、全く實驗によつて助産術を創めたのもこの頃である。玄悦の産論を敷衍した玄迪の産論翼は西洋に傳へられた。

蘭方醫學

蘭學が前野良澤以來蘭方醫家によつて研究せられた結果、蘭方醫術の發達を見たことは自然の數であり、解體新書によつて杉田玄白等が大名を成した外、長崎では通事吉雄幸作亦蘭方外科を究めて、吉雄流を開いた。

本草

本草學も吉宗は意を注ぎ、前田家から獻じた稻生若水の庶物類纂をその弟子丹羽正伯をして續輯せしめて一千卷とし、正伯及び同門野呂元丈等に屢、藥草採集を命じ、日光・箱根・富士の諸山、大島・佐渡・蝦夷の諸島にまで及んだ。若水の門人松岡恕庵は京に本草を講じ、その弟子小野蘭山の本草綱目啓蒙四十八卷、その子職孝筆記は我本草書中の白眉とせられる。阿部蔣翁の弟子田村藍水によつて寶曆七年に催された物産會は、その後各地に行はれ、その弟子に平賀源内を出した。

文學の傾向

和歌

文學も前代の如き人生に即した深味や、天馬空を行く氣魄は見られず、大體は遊戲に傾き、技巧を主とし、輕妙を喜び、且古典の影響を受けることが著しかつた。和歌は前代に堂上歌道の束縛に對する反抗を見たが、その作歌に於ける實現は眞淵の崛起以後であつた。彼の萬葉振の長歌は萬葉以後比を見ない所であるが、これに古今・新古今を加味した短歌は更に一層立勝つて居た。田安宗武・楫取魚

彦等彼の萬葉振を繼承したのもあつたが、最盛であつたのは古今・新古今風の加藤千蔭・村田春海等の江戸派で、千蔭は書、春海は文及び歌論にも長じ、縣居門文人の双壁であつた。春海が歌の本義を雅情にありとしたことは、本居宣長が歌・物語は「物のあはれ」を現はすものとしたと共に、從來の宗教的・道德的解釋から純藝術的立場への復歸として、注意すべきである。堂上歌道の束縛と共に國學者流の擬古的傾向を排し、歌は自然の情を平言で言ひ現はすものとして、たゞこの歌を唱へたのは、京の小澤蘆庵で、無味平板に傾く缺陷もあるが、感情の素朴自然な長所は捨て難い。

俳諧

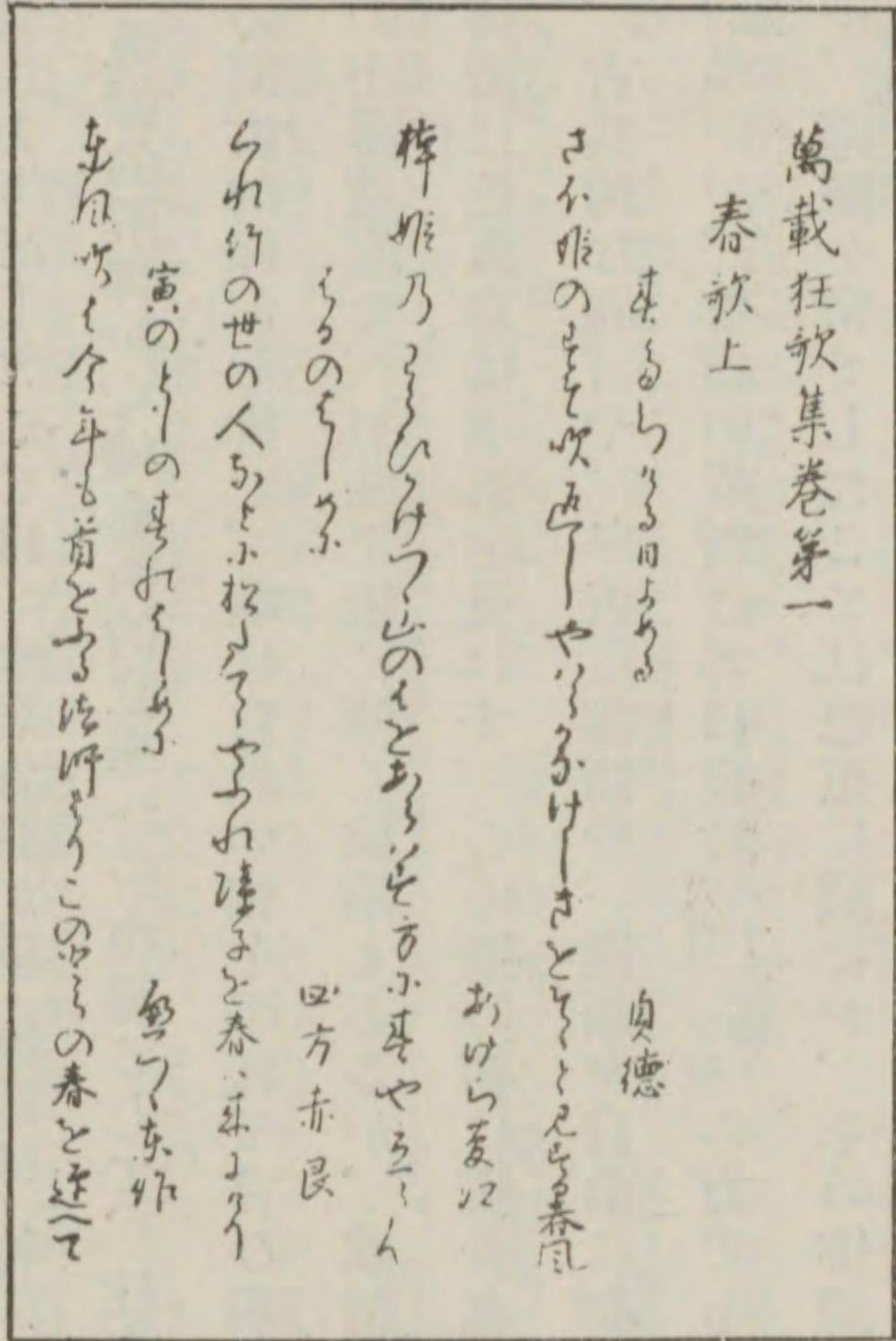
俳諧は芭蕉以後墮落を免れず、この期の初に横井也重尾張家重臣が出て、俳文に長じ、その集たる鶉衣は、古典的な雅言や、卑近な俗語や、漢語を自由に驅使して、輕妙で卑俗に墮ちぬ滑稽味の溢れた逸品が多いが、俳諧の革新は谷口蕪村天明三年歿六十八歳の力であつた。彼は元祿の俳人を心の友とし、脱俗な風格や、遊歴を常としたことは芭蕉に似たが、その俳諧は内容・形式とも頗る趣を異にして居た。芭蕉は生活即俳諧であつて、自然その趣味が局限せられたが、彼の俳諧は、幻に畫かれた美の世界であり、その美は古典味と支那趣味とが多く、豪華・優麗・凄艶・洒脫等、千態萬姿である。技巧としては漢語や對照により、調子緊張し、複雑な意を含め、印象最鮮明である。彼に續いて出た曉臺・白雄・蘭更・召波・几董等のみならず、俗流に持離された大宗匠だつた蓼太まで、その影響を受けた清新な調に移つ

た。

滑稽諧謔が文學として最喜ばれたのはこの時期で、狂歌・川柳・黄表紙・洒落本の盛行はその現である。狂歌即狂體の和歌は古くから存したが、その發達と普及の著しいはこの頃で、「赤良はその徒を東にひらき、菅江は北におこり、木網は南にそばだち予も亦ゆくりなく西によりて狂歌の旗上」弄花集序した

滑稽文學
狂歌

萬載狂歌集卷第一

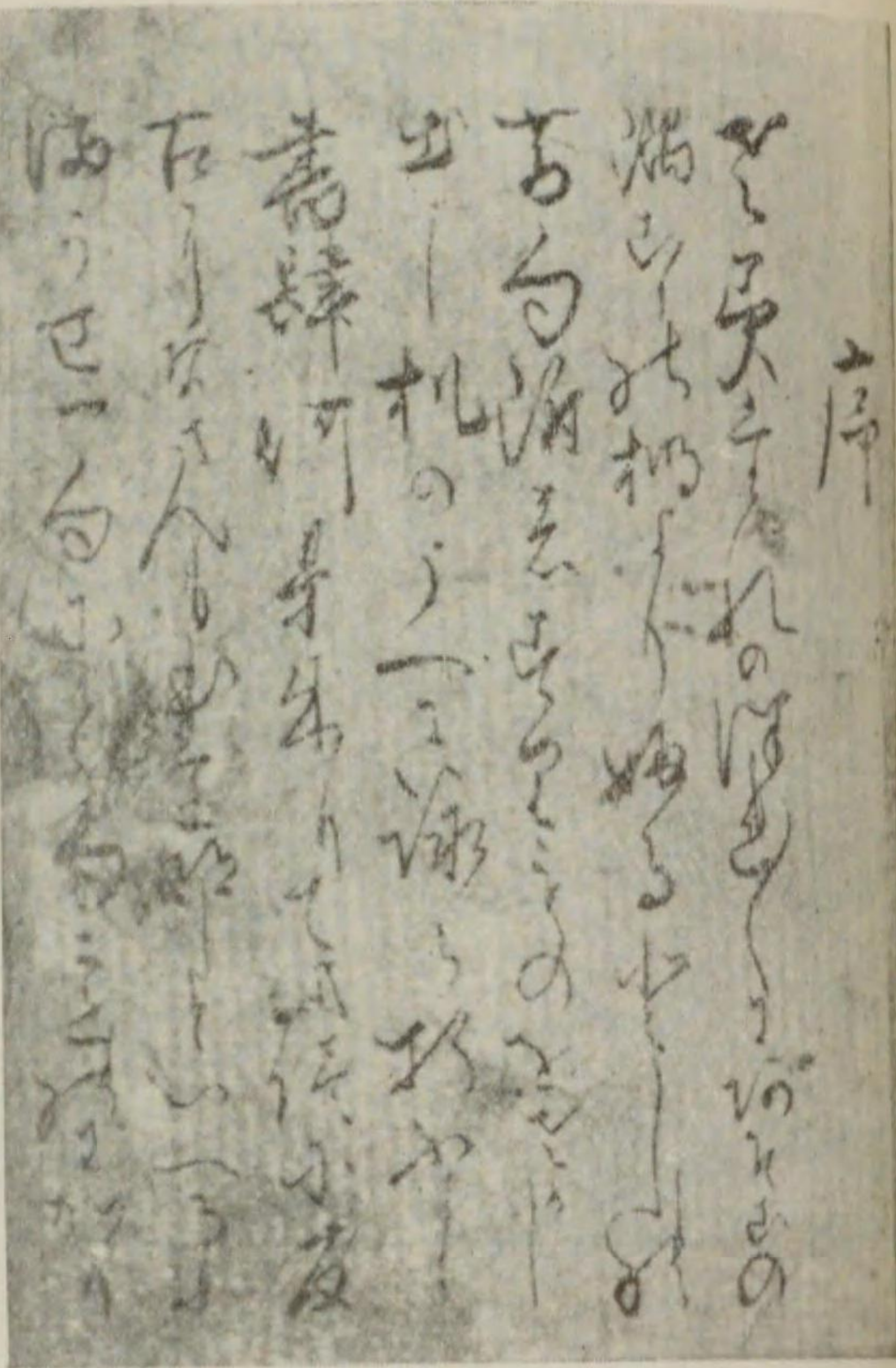


圖七十三第 萬載狂歌集

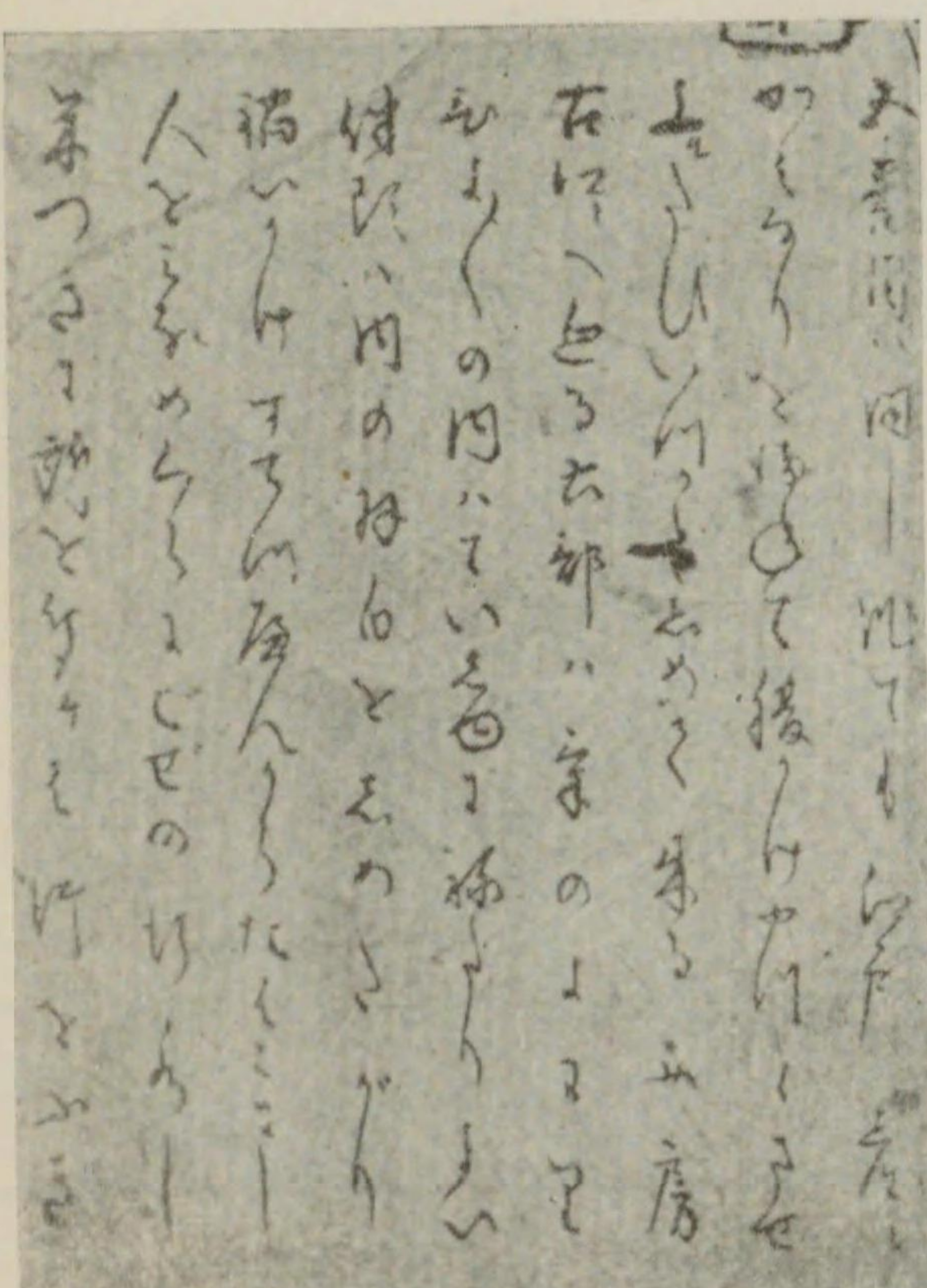
と唐衣橋洲田安家臣、小島源之助が言へる如く、彼と四方赤良幕臣、太田直次郎、南畝、蜀山人・朱樂菅江同上、山崎郷助及び元木網湯屋、大野屋喜三郎はその代表者で、就中赤良最滑稽や矛盾に對する直感鋭敏で、輕妙な作に富んだ。當時の狂歌は和歌の形と調子を備へ、その内容を卑俗滑稽にして、そこに醸される諧謔を喜んだもので、古歌のもちりが多いのみならず、

歌集人名にも、古い歌集歌人の名をもちつたものが多かつた。故混馬鹿集天明四年古・萬載狂歌集同三年・徳和歌後萬載集同五年・狂歌才藏集同七年や、濱邊黒人・山手白人以上山邊赤人・加倍仲塗阿倍仲騰・無錢芳志喜撰・紀

川柳



圖八十三第 柳初篇(及序首)



第四十八章 文運の東遷

躬鹿・紀定鷹紀實等・垢染衣紋・黒染小紋赤染衛門・智恵内子小式部内侍等その一例に過ぎぬ。かく狂歌は和歌の智識を基礎とし、素養ある人の遊戯であるだけ、卑俗に墮せず、應揚な氣分があつた。

これに反し何等の素養をも要せず、最低い社會に行はれたものは川柳である。前句附と稱して、七七の題に五七五の句を附け、俳諧の如き拘束のない卑近なものが、前代から俳諧の行はるゝよりも低い階級に弄ばれて居たが、例へば「寝て居る顔をつくんと見るに」二、後には「人の醫者の藥をたのみにて」とつける。後には「題が漸く簡單になり」「私の折れたこと」に「暮打逢夜が明ました休まじやれ」とつけ、附句だけでも獨立した意味を成すに至つた。江戸で明和二年柄井川柳淺草阿部町名主・萬句合から「一句にて句意のわかりやすきを舉



第三十九圖 赤本猿蟹合戦



草双紙

て「誹風柳樽」と題して刊行したが、「もしや」といふ「水茶屋」へ来ては輪を吹目をくらし「仕合、これがな」といふ「主の縁」世へらして相續し」等、これが非常な好評を得て、遂に二十四編まで出したため、かゝる句を川柳と稱するに至つた。寛政二年歿。彼の後二世・三世と相繼いで十數代に及んだが、一世に次いで四世が勝れて居た。川柳は機智に富んだ樂天的な江戸兒に最適し、百般の日常生活を鋭敏な直感と寸鐵殺人的の表現とで詠じた風俗詩で、人情の機微に觸れたものが多く、且初はその作者さへも傳へて居ない程平民的なものであつた。

江戸では前代から御伽話や金平淨瑠璃の筋等を書いた草双紙が行はれ居り、元文頃から軍記や敵討等が多くなつたが、女子供ので弄、文は繪解に過ぎず、一冊五枚で、二冊又は三冊綴であつた。

黄表紙

その表紙により初は赤本と言ひ、寶曆頃から青本、明和頃から黄表紙と呼ばれた。然るに安永四年戀川春町の金々先生榮華夢が出て以來、文章は輕妙な滑稽を交へた寫實的となり、繪組も趣好を凝らしたため、小説として持囃されるに至つた。春町駿河小島藩士倉橋壽平は狂歌酒上・浮世繪にも長じ、金々先生榮華夢の外、高慢齋行脚日記・楠無益委記豫言に擬したもの・鸚鵡返文武二道寛政の改革の諷刺等名高く、その友朋誠堂喜三二秋田藩士平澤平格も狂歌淺黄裏成・俳諧月成・狂詩韓長に長じ、鼻峰高慢男・長生見度記豫言に擬す・文武二道萬石通等の名作を出したが、共に幕政を諷刺したことが忌諱に觸れて戯作の筆を絶つた。森羅萬象森島中良の夫従以來豫言や、唐來三和遊女屋、泉屋源藏の莫切自根金生木金の殖え、困る話・天下一面梅鉢鏡寛政改革諷刺等亦著名であつた。山東京傳岩瀬傳藏、醒々老人は浮世繪北尾政演・狂歌身輕折助にも長じ、二十二歳の時天明二年御存商賣物各種の本を擬人化したものが評判記の總卷軸に擧げられてから名を得たが、次いで江戸生艶氣権燒に仇氣屋艶次郎といふ醜男の色男にならうとして苦心する滑稽を書いて大當りを取り、寛政の文武奨勵を諷した孔子縞干時藍染・玉麿青砥錢の傑作を出し、善玉惡玉の入替る教訓談を書いた心學早染草寛政二年では教訓物への轉向を示した。黄表紙は固より片々たる小冊子に過ぎぬが、その浮世繪との融合と、輕妙な毒のない洒落とは、他に見難い獨特の味を示して居る。

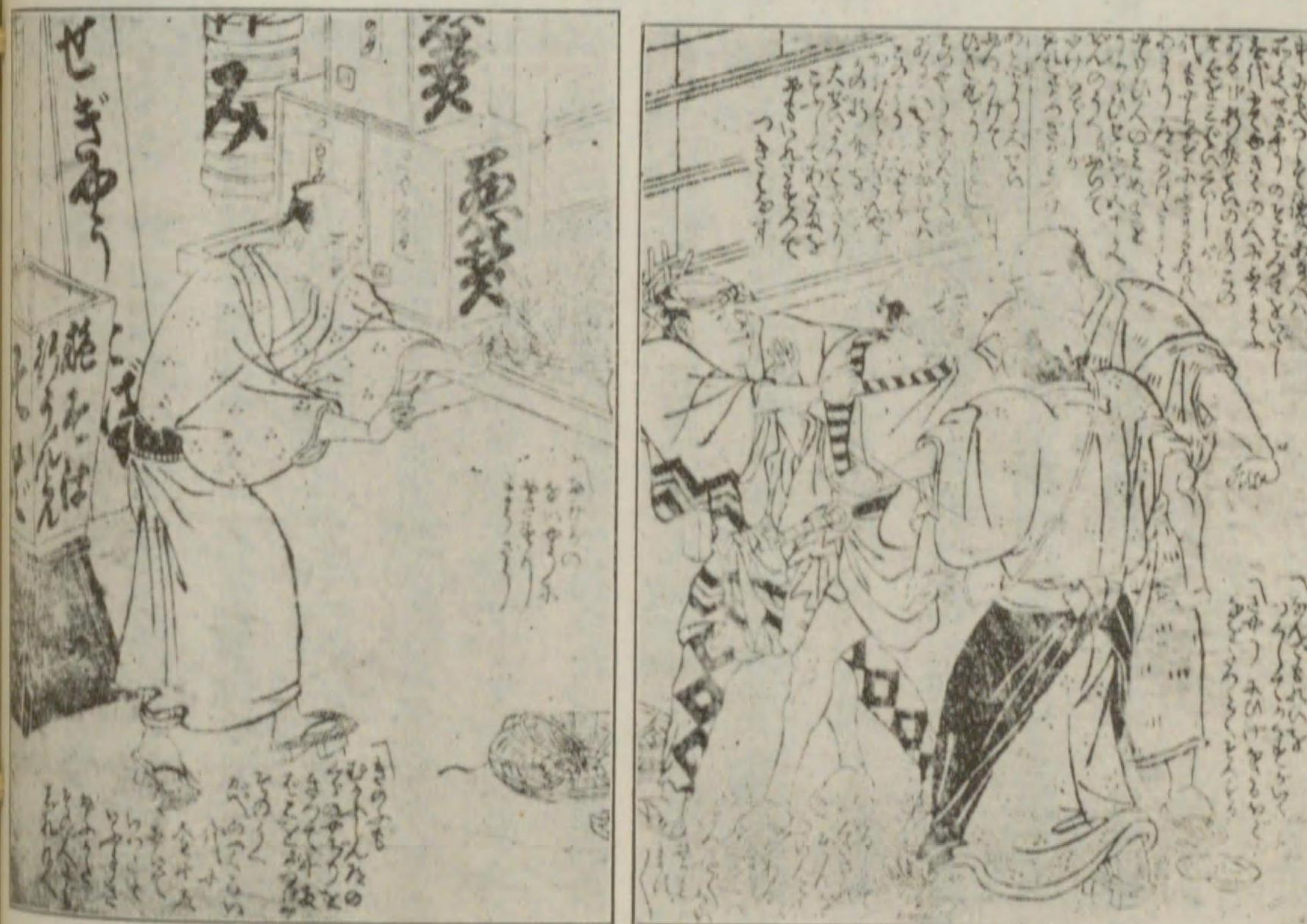
洒落本

洒落本は蒟蒻本ともいひ、半紙半截三四十枚に土器色の唐本表紙をつけたもので、滑稽諧謔を主とし

第四十八章 文運の東遷



(風箋)



染藍時子縞子孔 圖十四第

て、遊里の有様を寫した小説である。その起源は廓の細見に附した戲文に發し兩巴危言(享保十三年)、寶曆七年の江戸の異素六帖(澤田東江)と大坂の聖遊廓・穿當珍話等を初見とするが、その江戸で盛になつたのは、明和の初遊子方言多田が出た以後で、その洒落本の祖と稱せられた辛夜所以である。明和・安永期には淡

海三鷹の郭中奇譚、夢中山人の辰巳の園・南閨雜話、金錦戀川の當世風俗通・女風俗通、道蛇樓麻阿朋誠

三の娼妃地理記、田螺金魚の當世虎之卷・一事千金、蓬萊山人歸橋高崎藩士の美地の蠟燭等名聲があつた

が、就中最大當を得たのは當世虎之卷鳥山檢校と遊女瀬川との話であつた。天明に入つては歸橋の富嘉川拜見、唐來

三和の通神三教色・和唐珍開長崎の丸山を寫し、李踏天・吳三桂の語を唐音で書いて居る等の名作が現はれたが、續いて山東京傳が天明六年

から寛政二年までに、客衆肝膽鏡・通言總離・吉原楊枝・傾城鐫・夜半の茶漬・通氣粹語傳・新造圖彙・傾

城買四十八手・繁々千話・京傳餘誌・田舎談義・白川夜船等を出して洒落本界の第一人者となつた。洒落

本の特色は、寫實の精細とその大部分が對話で出来て居ることであり、就中京傳は會話の描寫、遊

里の表裏の活寫に傑出して居た。遊里の描寫の喜ばれたのは當時廓・岡場所の繁昌の反映に外ならぬ

が、これが遊里の手引ともなるため、寛政二年遂に幕府の禁止する所となつた。然るに京傳は翌年版

元蔦重の煽動で、教訓に托して仕懸文庫・錦之裏・娼妓絹篩の三部を出して、手鎖五十日の刑を受けた

蔦重牛。闕所。

山東京傳

李向	女信	中飛	ちり
秋加太	依也	老子女	大空
五柳先生	蓮	東坡	文殊
周茂叔	孟東野	文殊	

此は、
 近路行者庭鐘の英草紙・繁々野話、
 上田秋成の雨月物語等が出て、
 支那小説の影響を受けた傳奇體を創
 めて、後の江戸の讀本の前驅となり、殊に雨月物語は怪異を描いた短篇で、幽玄漂渺たる趣致は他に
 比類を見ないが、未だ廣く行はるゝに至らなかつた。

廊遊聖本落酒 甲圖一十四第

和唐珍解序
 素問崎乃繁華之地
 景勝之鄉也就中九
 山寄合之間名收多

解珍唐和本落酒 乙圖一十四第

上方の小説

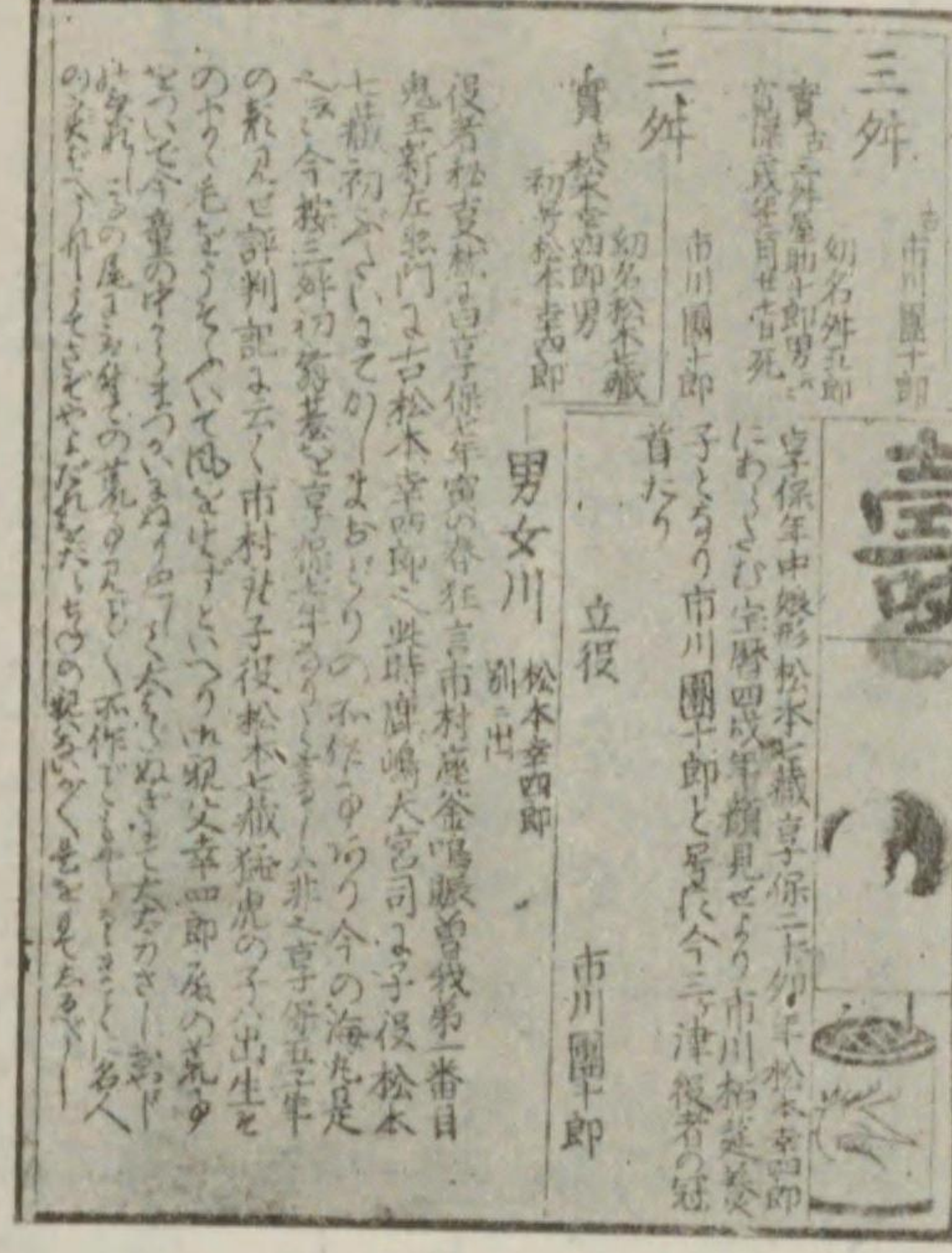
寶曆期の
大坂淨瑠璃

明和以後
の淨瑠璃

この間上方では享保・元文の頃は八文字屋本の町人物・氣質物依然として盛に行はれ、その後大坂の
 近路行者庭鐘の英草紙・繁々野話、上田秋成の雨月物語等が出て、支那小説の影響を受けた傳奇體を創
 めて、後の江戸の讀本の前驅となり、殊に雨月物語は怪異を描いた短篇で、幽玄漂渺たる趣致は他に
 比類を見ないが、未だ廣く行はるゝに至らなかつた。

大坂の淨瑠璃は寶曆前後が繁昌の絶頂で、竹本座には竹田出雲・文耕堂・長谷川千四、豊竹座には西
 澤一鳳・並木宗輔等の作者があり、互に趣好を競ひ、新案を争ひ、一方に曲節の優艶があれば、一方に
 は人形の目・耳・眉等を動かす工夫をして、その人氣は歌舞伎を壓倒した。竹本座の御所櫻堀川夜討・
 平假名盛衰記・菅原傳授手習鑑・義經千本櫻・假名手本忠臣藏・源平布引瀧、豊竹座の荻萱桑門筑紫轅・
 播州皿屋敷・一谷嫩軍記・祇園祭禮信仰記等は相次いで演ぜられ、就中忠臣藏・手習鑑・嫩軍記・信仰記
 等は數ヶ月乃至數年に亙つて打續けた。但文藝として見れば何れも巢林子の模倣に過ぎず、且當時は
 合作を常としたため、結構複雑で變化に富むも、全體としては支離滅裂の嫌を免れなかつた。

明和以後は竹本・豊竹兩座及び豊竹座から分れた北堀江座共に不振で、一起一倒常なく、大坂の操も
 遂に衰運に向つた。この間に多とすべきは竹本座の近松半二の健闘で、本朝二十四孝・關取千兩幟・近
 江源氏先陣館・妹背山婦女庭訓・伊賀越道中雙六等の優作を出した。かく大坂の衰運に反し、江戸では



（記判評者役たし模に形の鑑武）鑑伎和明 圖二十四第

歌舞伎

この頃から義太夫節浄瑠璃の新作が起り、福内鬼外平賀の神靈矢口渡明和七年を初めとし、戀娘昔八丈・加賀見山もとの・舊錦繪・伽羅先代萩・碁太平記白石噺等續々と名作を出した。これ亦文化東遷の一表現に外ならぬ。

歌舞伎に於ても江戸の隆盛は遂に上方を凌ぐに至つた。二世市川團十郎は風姿・口舌よく、化粧・扮装の工夫に長じて、花やかな荒事・化生事の家藝を發展せしめ、四世團十郎は實事の深刻味を主として、家風に一轉化を與へ、五世團十郎は兩者の特色を併せ、澤村宗十郎は寫實を主として、和事・實事を以て二世團十郎と對立し、尾上菊五郎は女方・若衆方を經て立役となり、武道・實事を以て四世團十郎と雁行した。これに對し京坂では澤村長十郎従來の諸名優の長所を集めてこの時代の初期に大名あり、中村歌右衛門實惡を主として

後期を代表した。女形は依然東西の別なく、前にしては瀬川菊之丞の「世界の色を集めたるやう」菊家彫な美貌と、「ホンの女子よりつりこる仕内」役者三叶和といはれた女らしさを特色として、所作事に長じ、後にしては中村富十郎の女武道を初め、多方面な藝とが、最傑出して居た。役者の分業が漸く紊れて、評判記に兼用と冠せらるゝものさへ生じたこと、浄瑠璃の影響を受けて、その當つた曲を演じ、舞臺や動作に操を模する風の生じたも、この頃からであつた。劇場建築は防火のため瓦葺となり、二階建築も許され、仕切柵をも生じたが、舞臺装置もセリ上げ・廻り道具・田樂返し等、新工夫の試が續々行はれるに至つた。

美術の革新
文人畫

美術に於ては、京都の寫生畫・文人畫の興隆と、江戸の錦繪の大成が、その最著しい發展であつた。文人畫は職業的の院畫に對する文人學者の畫を意味し、形似を求めず、技巧・傳彩を重んぜず、直感そのまゝの表現を重んじ、逸筆草々、自ら娛んだもので、明清に全盛を極めた。我國では最初祇園南海・服部南郭等これを試み、次いで池大雅・與謝蕪村の兩大家を出した。大雅・蕪村は共に京に住し、貧に甘んじ、明清の畫蹟を學んで一家を成し、常に名山を跋涉して心氣を養つた。大雅の畫は奔放自在で、品位高逸、蕪村の畫は瀟洒にして飄逸、詩趣・俳味の豊かなこと、その句の畫趣に富めると同様で、所謂畫中詩あり、詩中畫ある觀があつた。大雅安永五年歿五十四歳

寫生畫は享保中清人沈南蘋の渡來以後長崎地方に行はれたが、これを以て大名を成したは京の圓山應舉であつた。彼は初狩野派を學んだが、後和漢の諸流に互り、元の錢舜舉の風を喜び、自然を師として寫生の風を起した。山水花鳥共生動の妙を描いて殆遺憾なく、殊に鯉・狗・鷄・飛瀑・波濤等に長じた寛政七年歿。六十三歳。

浮世繪はこの期の初に京に西川祐信、江戸に宮川長春が出で、祐信はよく當世婦女の媚態を寫し、多數の繪本を出し、長春は最傳彩に長じ、全く版畫を描かなかつた。版畫は前代には黒摺繪か、筆彩色の丹繪に過ぎなかつたが、寛保頃から三四色摺の紅繪を生じ、明和に入つて有ゆる色を自由に驅使する吾妻錦繪の大成を見た。鈴木春信は錦繪の初頭に出で、優雅な美人の姿を寫すに長じ、姿勢で複雑な情緒を現はした。之に次いで鳥居清長・喜多川歌麿・鳥文齋榮之・勝川春章等により天明前後に錦繪の黄金時代を現出した。清長は構圖に長じ、春信よりも寫實的な美人を描き、歌麿は寫實を出で、理想化した美人を描いて最魅力に富み、榮之旗本細田彌三郎時富は紅を用ゐず、品位ある美人畫を成し、春章は役者の個性を現はすを得意とした。版も二枚續、三枚續が盛になり、色を用ゐぬから摺さへ利用せられるに至つた。

蘭學の勃興と共に西洋の油繪及び銅版が傳はり、司馬江漢は平賀源内の教を受けて、天明三年これ

第三十、喜多川歌麿筆 遊女圖 (東京帝室博物館所藏)



文化の傾向

を創めた。固より幼稚を免れないが、その西洋の人物及び風景を描いた油繪は細畫に適した銅版と共に盛に行はれ、殊に後者は翻譯書の插繪に用ゐられたこと、浮世繪の草雙紙に於けると同様であつた。

さればこの時期の文化は前代の興隆期に比して種類の多様であり、普及の著しいを長所とするが、その規模の正大に於ては遂に及ばないと言はねばならぬ。併し江戸中心の文化としてはその發展期であるだけに、これを次期に比すれば、猶純正を失はず、輕妙、應揚な特色を有した。

第四十九章 江戸幕政の停滞

寛政以後嘉永に至る間は、大體に於ては前代の繼承であつて、等しく一弛一張を繰り返したが、その規模漸く小となり、停滞の傾向を免れず、幕府はその間に漸く衰退の徴を現するに至るのである。唯この中最見るべきは寛政・天保の兩改革であつた。

家齊の嗣立と共に、三家の後見によつて田沼意次の罷免とその政策の停廢を見たが、この時將軍の生父一橋治濟は幕政改革の中心たるべき人として、松平定信を三家に推舉し、その結果翌天明七年六月定信は老中上座となつた。定信は田安宗武の子で、奥州白河の城主松平定邦萬石の養子となり、天明の凶年に家督を繼ぎ、自ら綿衣粗食して儉約を勵行し、産業を奨勵し、風俗を匡正し、治績著しく、賢明の聞高かつた。彼は生來天下の大政を輔佐し、佳名を萬代に遺さんこの大志を懷いて文武の修養に努めたが、今や三十歳の壯齡を以て老中上座となり、身命を捧げて幼君十五の輔育と前代の弊政の改革に當たることとなり、翌八年には保科正之の例により將軍輔佐に進められて、全く責を一身に負ふことゝなつた。

定信の業は主として將軍の輔育と、幕府に忠良賢明な人を集めることと、前代放縱の政を改めて、

松平定信の執政

將軍の輔育

幕府を緊肅することの三つであつた。將軍の輔育は、第一側近の人物を選び、小姓は篤實なもの、側用人・側衆は學問あり、直諫する人、儒者は詩文に奔らず、支那に心醉せず、温厚で人情に通ずるものを主として博學を求めず幼君奉仕 五箇條、自ら亦屢、直言してその玉成を期した。

人才登用

定信は老中に任ずると共に本多忠籌少弼・加納久周遠江を登用したが定信とこの二人を併せ、次いで松平信明伊豆・戸田氏教采女・松平乗完和泉・堀田正敦攝津を老中・若年寄とし、石河政武土佐を江戸町奉行として、其股肱とした。就中忠籌は剛毅篤學で、藩の疲弊を恢復し奥州和泉 二萬石、生前神に祀られた程で、定信も「古にいふ英雄か」と評して居り宇下の、人言、信明信綱六 代の孫は英邁明敏で彼の退職後老中上座として、その遺策を繼ぎ、政武は就職と共に切腹の用意をし、死を決して職務に當り、裁斷明快を極めたといふ。

定信の政治綱領

定信の政治は大體に於て放縱な田沼時代の弊を矯めて嚴肅な享保の舊に復せんとせるもので、綱紀の肅正、財政の整理、文武の奨勵がその綱領であつた。綱紀の肅正に就いては、役人に對し、享保の舊に復せんとの將軍の盛意貫徹のため、私を去り、御爲を第一とし、必至に勤むべきを令し、賞罰を嚴明にして、前代の無能奸曲なものを處分し、田沼意次及び其股肱であつた前勘定奉行赤井忠昂・松本秀持を追罰し、前伏見奉行小堀政方和泉を改易し、虚位に座した大老井伊直幸掃部及び大奥に權威を振つた老女大崎を罷免した。それと共に賢諸侯の聞高つた米澤の前藩主上杉治憲を召して、將軍より

褒賞した第四十七章 章参照。共に天明七年中のことである。

田沼時代の財政策は放漫に流れ、一時は府庫頗る充實したが、晩年は天災引續いて窮迫を免れず、人民も米價の暴騰のため全國に打毀を見た程であつた。これに對して定信は前代の諸座・諸運上・新貨幣の鑄造及び金銀輸入を停廢し、緊縮策を以て財政を整理せんとし、米穀の融通よく、幕府の威信の立つ様、自己のみならず、妻子の身命をにかけて神佛に加護を請ひ、第一に節儉を勵行した。幕府の費用は一般には十分の五を節し、大奥の費は三分の二を減じ、大名にも三年間特別の儉約を令して、老中の招請・音信・贈答等を禁じ、江戸の町人には寛政元年贅澤な品物の賣買を禁じ享保の儉約、今年中貯藏品を賣るだけ許した。

併し旗本の疲弊は既に久しいことで、藏宿の負債が嵩んで償却の見込なく、ために自暴自棄に流れ、文武の教養をも顧みないものが大多数であつた。かゝる状態では單に儉約を令してもその效ない故、遂に寛政元年所謂棄捐の令を布いた。即藏宿をして六年以前の貸金を棄捐せしめ、五年以内の分は利を下げ、祿高百俵に金三兩の割の年賦償還にせしめることとし、その代償として藏宿に金八萬兩を五朱の低利で、二十五箇年の年賦償還として融通した。これは鎌倉幕府の徳政及び享保の金銀公事停止と趣を一にするもので、幕府の直參の利益のために債權債務を破棄した暴舉たるは争はれぬ。幕府はこ

れを機會とし、儉約を守つて、再び借財をせない様に旗本を戒めた。

定信は天明の飢饉が忘れられぬに乗じ備荒儲蓄の策を立て、米價の調節にも利用せんとして圍米の制を定めた。幕府は江戸・大坂の城米を増すと共に、清水港に米藏をも靱に改めて貯藏し、大名には寛政二年から五年間高一萬石に五十石の割で圍米を命じ、旗本には額を定めず、これを奨励したが、その額は三家三卿旗本を除いても四十萬石に達したといふ。更に寛政三年江戸の町に町費の節約を命じ、剩餘の二分を地主に與へ町費は地主の負擔、一分を臨時の費用に當て、他の七分を積み立て、七分金と稱せしめた。幕府はその基本金として金一萬兩を與へ、この金で圍米を行ひ、且貧民の救済及び低利資金の貸付に供し、柳原の町會所をしてこれを管せしめた。この額は年々増加し、三十四年後の文政十一年には現金四十六萬兩、貸金二十八萬兩に達し、明治初年東京に引繼いだ時は百四十萬兩に及んだといふ。この他大坂・京を初め諸國にも幕府の保護・奨励によつて圍米が盛に行はれ、ために寛政六年の暴風雨の被害の甚しかつた時は、天明の慘を繰返すを免れた。

風俗の改善については石川島に人足寄場じんぞくよばを設けて、無宿浮浪の徒及び軽い罪で追拂はれ、引取手のないもの等を收容して、六年間構内又は市中で適宜な勞働を課し手に職のないものは、米舂、油絞、土、運び、繩なひ、炭團丸め等を爲せた。相當な資金を給して正業に就かしめた。これは火付盜賊改長谷川平藏の建議して、自ら司つた所で、これよ

文武の奨励

り江戸に無頼浮浪の徒がなくなり、賭博の嚴禁と相俟つて、犯罪者を激減せしめた。又當時贅澤の限を盡くして居た留守居の寄合を停止し、奢侈の端として女髮結を禁じ、湯屋も入組湯男女混浴を禁じて、浴室を區別せざるものは、一日交替たらしめた。出版物も取締を嚴にし、時事に關するもの、風俗を紊すものを禁じた。黄表紙が教訓物・敵討物に轉じ、洒落本が一時禁絶を見たのはこのためである。前章参照

文武の奨励は改革の根本精神を養ふ所以として、彼の最力を盡くした所であり、これに關する黄表紙の多いのでも、世人の耳目を惹いたことの著しかつたことが察せられる。吉宗は學問を無視しなかつたが武に偏し、田沼時代には文武共に顧られなかつたため、自然士風も輕佻懦弱に流れたから、定信は文武を共に奨励して、武士の人物をして、社會の儀表として國家の重きに任ずるに恥ぢざらしめむとした。されば天明七年旗本に文武を勵むべきを令し、學問武藝の師範をなすものを調査し、組頭をして文武に長せるものを推舉せしめた。幕府の武器にも大修理を加へ、市内に四ヶ所の大的を設け、王子に砲術の練習所を開き、屢、遠乗狩獵を試みて武藝を勵まし、又老中列座で旗本の儒學の考試を行ひ、成績によつて拔擢して、學問の奨励に資した。桂川甫周大學を、太田蜀山人孝經を讀まされた。

併し當時林家は全く衰へて、官學の權威地に落ち、民間には徂徠學派・折衷學派等互に門戸を争ひ、論語の解二十餘家を數ふる程で、人々歸する所を知らない上、學者も文墨を弄び、放縱自ら修めない

異學の禁

ものが多く、風教上の流弊甚しかつた。このため定信は先づ京に朱子學を講じて居た柴野栗山邦彦及び岡田寒泉清を幕府の儒官とし、林信敬大學頭を助けて聖堂の講義に當たらしめ、更に寛政二年栗山の議により、林信敬に對し、朱子學は慶長以來幕府の信用せる正學であるに、近來異學が流行して風俗を破るは、正學の衰微のためであるから今後は門人の異學を禁じ、正學を勵まし、人才を取立てる様にと令した。これが所謂寛政異學の禁で、固より全然他の學派を禁制するのではなく、幕府の教育方針として朱子學を用ひて、名教を維持せんとしたものであるが、朱子學を正學と稱し、異學を風俗を破ると明言して幕府で用ゐない以上、明に異學の抑壓であり、大名のこれに倣ふものも出て、影響する所甚大であつたから、これに關する是非の論も喧なかつた。朱子學者は鳩巢嘗て異學の禁絶を望み、賴春水は廣島の藩校で既に異學の禁を實行して居た位であつたが、所謂異學の徒は盛に抗論を唱へ、江戸では山本北山・龜田鵬齋・家田大峰・豊島豊洲・市川鶴鳴はその魁として五鬼と呼ばれた。就中家田大峰は定信に上書して、儒學に學派のあるは武藝の流派のあると同じで、武藝が何流でも名人上手になれば役に立つ如く、儒學も何れの學派と雖聖人の教であり、孝悌忠信を説き、治國平天下の道を講ずるもので、之を程朱の一派に限るべき理なきを述べ、播磨の赤松滄洲亦栗山に書を送つて儒學の程朱に限るべからざると、朱子學を正學と稱するは他を邪學とするものであることを説いて、反省

異學の禁の反對論

を求め、林信敬さへ幕府に上書して林家の學風の博學を旨として他派を斥けざるを述べて、栗山・寒泉の偏狭な山崎流たるを難じたが、共に顧みられなかつた。異學の禁が思想の自由に對する抑壓たるは免れないが、當時の政治的見地から、天下の思想を善導し、風教を維持する上に、弊害の多い學派を捨て、最質實無難な朱子學を取り、一定の標準を示して、天下をして適從する所を知らしめることを必要としたことは認めざるを得ない。

學制の振張

この後大坂の尾藤二洲良を儒官に擧げ、林信敬の死後は松平乘温能登守、美濃岩村藩主の子述齋衡をして林家を繼がしめて、官學の復興を計り、旗本の士も多く學に向ふに至つた。定信の退隱後、佐賀の儒官古賀精里彌助、栗山二洲と併せ寛政の三博士といふが登用せられ、更に林家の昌平覺が幕府の官學として、昌平坂學問所と呼ばれるに至つたのも、彼の學制振興の餘風に過ぎぬ。漢學のみならず、和學に於ても盲人塙保己一のため資を給して和學講談所を起さしめ、大規模な編輯・校刊を成さしめた次章参照。

皇居の造營

京都に於ては後桃園天皇の後光格天皇閑院宮家より入つて大統を嗣がせられ、定信と併せて、西に聖天子あり東に賢宰相ありと稱せられた。天明八年京都は應仁・寛文と共に三大火と呼ばれた大火があつて、禁裏仙洞共鳥有に歸したが、定信は從來の皇居の規模小く、古制に反することの甚しいを遺憾とし、柴野栗山に古制を調べさせ、京の裏松光世入道、固禪にも故實を尋ね、その大著大内裡圖考證五十冊を

徴して参考し、島津・細川兩氏に二十萬兩宛獻金せしめ、敷地を擴めて舊製に復するに努め、且自ら上洛して工事を督し、奉公の至誠を致した。かくて寛政二年造營竣功したため、天皇及び後櫻町上皇は歡感あつて將軍に御製の詩歌を賜はり天皇の詩に「九重實美哉、兩殿應規矩、四門總崔嵬」の句があり、仙洞、將軍亦感泣して自らこれを寫し、刀一口を添へて定信に與へて慶を分つた。かくて表面公武の間は親和に見えたが、實は既にこの間に確執の端は發して居た。

尊號事件の發端

天皇は御孝心の餘り、御父典仁親王を三公の下たる一品親王の地位に置かせらるゝに忍びず、太上天皇の尊號を上らんとすの叡慮であつた。このため天明八年中山愛親前權大納言、議奏に先例を調べさせられた所、承久の後堀河天皇の御父後高倉院、及び文安の後花園天皇の御父後崇光院が共に、天皇の父として生前上皇の尊號を得られたことが明になつたから、寛政元年この聖旨を幕府に傳へしめられた。之に對し定信は和漢古今の例に考へ、その位を踏まず、その統を繼がせられないに尊號を奉るは名器を私するものとし、承久・文安の際は亂世のことで、例とすべきでないを斷じたが、京都に於て自發的に中止せらるゝを欲し、「不容易義に付」御再考あらむことを請ひ、別に關白鷹司輔平に和漢の先蹤についての調査書を送つて、その意のある所を明にした。このため京都でも一時尊號を見合せ、その代り親王に對し、特別な優遇を加へられたいとのことであつたが、寛政三年一條輝良代つて關白と

幕府の尊號反對

京都の尊
號固執

幕府の朝
臣處分

幕府の強
硬反對

なつた後、その議變じ先づ參議以上の公卿三十五人の意見を徴し、鷹司父子前關白輔平
左大臣政熙の反對と二三人の可否を明言せざる外は悉く賛成であつたから、翌年正月公卿の意見書を添えて再び幕府に内意を傳へられた。その趣旨は御思惟あらせられたが、名實相伴はねば御孝道全からず、仙洞も御同意であり、公卿も聖意を奉ずることであり、本朝の先蹤を廢棄するも容易ならぬことであれば、尊號宣下あらせられたく、若調はぬやうな時には、「深思召被爲在候」間滞なく取計らはるべく、又宣下あるも新に仙洞御所の造營には及ばず、御料も新院は七千石の例であるが、四五千石でも差支ないといふにあつた。幕府は之につき更に考慮の意を奏したが、京都では八月に至つて名器輕からずとのみでは明でないから、叡心を安んずる様な返答なくば宣下せらるべく、社稷の興廢、人民の安危にも關することならば、幕府の申す旨に任すべく、閑院宮は御病氣のことでもあれば、十一月上旬に決行致したいと強硬な態度に出た。茲に於て幕府は將軍の返答以前の宣下止めると共に正親町公明前權大納言
武家傳奏・中山愛親及び廣橋伊光前權大納言
言議奏の三卿を江戸へ召下すこととしたが、天皇は三卿の下向は容易に御許容ないため、十一月遂に幕府から「其位を不被踐、其統を不被繼して、其名を被爲上候儀は不可然御事に候」、「名器一動ては、社稷蒼生之興廢安危に拘り候」とて尊號宣下の停止を奏し、次いで中山・正親町兩卿の下向を強硬に迫つた。かくて翌年春遂に兩卿の東下となり、定信は三回に互つて糾問し、主として

尊號事件
の意義

深き思召の意味及び關東の返答を待たず宣下を決行せられんとした事情を訂した。中山愛親は深き思召の意味については關白から宸翰を預つて來た旨を告げたが、定信は却てこれを輕卒の至とし兩人共この度のことにつき取計不行届の罪により、幕府から愛親を百日の閉門、公明を五十日の逼塞を命じ、萬里小路政房前權大納言
武家傳奏と共にその役を免じた。天皇はこれに對し公卿の議を徴して對策を講せんとせられたが、鷹司前關白等の諫止で思ひ止まられ、幕府は閑院宮へ御家領千石の外從來千俵宛獻上して居たのを、更に二千俵増獻して叡慮を慰め奉つた明治十七年尊號を贈
られ慶光天皇と申す。

かくの如く所謂尊號事件は天皇の御孝心と定信の大義名分論の衝突に端を發し、朝廷の強硬な態度は幕府をして將軍の職任を損する如く感せしめ、その強壓手段を激發する結果を來たした。定信の終始一貫せる強硬な態度は朱子學の名分論を根柢とし、更に幕府の威權を失墜せざらんとした爲であるが、當時幕府に於て將軍家齊の生父一橋治濟が西丸へ入つて大御所と稱せんとの野心があり、朝廷の尊號問題と稍趣を同じくするため、尊號宣下は大御所問題に於ける彼の反對を弱むるに至ることも顧慮したことゝ察せられる。而して最も注意すべきは、朝廷の態度の常に強硬であつて、幕府の意志の容易に行はれぬことで、民間に於ける尊皇思想の發達と共に、幕府の思想上の存立を危くする機微は漸く現はれ來つたことを示すものである。

當時憂國の志士として最著名であつたのは、林子平友直・高山彦九郎正之・蒲生君平實秀の所謂寛政の三奇人であつた。彦九郎は尊皇愛國の念強く、亂世の武者修業に倣ひ、徳義・學業の士を訪ね、或は三條橋上皇室を拜跪して行人を驚かし、或は北邊の事を憂ひて東北を巡行したが、寛政五年六月久留米の森嘉膳の宅で自殺した四十。その原因は全く不明で、或は朝廷のため畫策したことが暴露しさうになり、禍の他に及ばんとしたのを惧れたためであらうとの説もあるが、彼は俠氣の塊で、感激性が強かつたから、恐らくは尊號事件が朝廷の全敗になつたのを憤激した結果であらう。君平は蒲生氏郷の裔と稱し、學を修め、廢典を起して、國恩に報ひ、祖名を輝かすことを期して、諸國を歴遊して志士仁人と交を結んだ。山陵志・職官志・不恤緯等その著述も少くない文化十一年歿。

子平は他の二人の尊皇を主とせるに反し、専ら國防のことに心を用ゐ、蝦夷に渡つて北邊の形勢を探り、長崎に遊んでオランダ商館長アーレント・ウィルレム・ヘイトから海外の事情を究め、先づ三國通覽圖説を著し天明五年作、同六年刊、次いで海國兵談天明六年作、寛政三年刊を出して國防の急を唱へた。彼は我國は海國であるから山國たる唐山から・韃靼とは違つた海國相當の武備があり、それには大砲・軍艦及び砲臺を主とすべきを説き、「細かに思へば、江戸の日本橋より唐・阿蘭陀迄境なしの水路也」とて、長崎にのみ嚴重に石火矢を備へて、安房・相模に防備のないを難じ、進んで蝦夷・朝鮮・琉球を併せて防備を施すべしとて、

三國の地理を説き、蝦夷は宗谷岬に砲臺を設くべしと論じた。彼は「是開闢より三千年後今日に至りて小子始て發言する所なり、竊に憶へばこの説話、小子が度に過ぎたり、若クハ鹽竈大神の詫宣にもある歟」と自任し、且「忌諱を不顧して有の儘に言フハ不敬也、不言ハ不忠也、此故に獨夫罪を不憚して以て書ス」と明言し、且世に容れられ難きを察して、「傳へては我日本の本のつはものゝ法の花さけ五百年の後」と刻した印を捺した。果して幕府は寛政四年五月名聞のため臆測を以て奇矯な誣説を弄し、誤つた地理によつて要害を論ずるものとし、國政を私議し、公議を憚らぬ不届との罪名で、仙臺の兄の家に蟄居を命じ、板木・摺本を沒收した翌五年歿、五十六歳。前に工藤球卿の議が幕府に容れられたに反し、子平の憂國の至誠が認められずして處刑を見たのは、彼が幕府へ内申したに反し、これは天下に公刊したためでもあり、地理については古河古松軒の定信に入説したこともあるが、主としては田沼意次の自由主義と定信の保守主義との差のためであつた。然るに幕府は子平を罰して後半年にしてロシアの軍艦の渡來に接し、自ら國防に努めざるを得ざる皮肉を見た。

豫て東方政策に意を注いで居たロシア當時ヲは、或は我漂民を優遇して我事情を探り、或は漂民により日本語を研究し、或は蝦夷地に來つて松前氏に貿易を請うたが、遂に寛政四年西紀一七九二年ラクスマン中尉をして我漂民大黒屋幸太夫等を送つて蝦夷地に來らしめ、エカテリナ女皇の國書・進物を齎し

今や兩者共一段落を見た上、尊號事件の中心人物たる彼の在職は朝幕關係の融和を缺く悞もあれば、この年七月遂に願により輔佐を免せられて溜間詰となつた。彼の執政は七年餘に及び、その間に寛政の改革を斷行して幕府及び社會を肅正したのみならず、學問を尊重して吉宗以來の弊を矯めた等、その著しい功績であつた。且常に他の老中以下と熟議し、三家等にも諮つて内部の結束を固くすると共に、日に七八度東照宮を念じて、政治に過あらば天下を禍せず、我及び妻子を殺さんことを祈つた程責任を一身に負つた。唯その短所は器局稍小く、保守的に流れ、新局面を打開する力を有しなかつたことであつた。彼は幕府政治家中新井白石に次ぐ學者であり、その自敘傳たる宇下の人言も折たく柴の記と共に他に見られない所であり、殊に致仕後は樂翁と號し、その著述・編輯になるもの頗る多かつた文政十二年歿。七十二歳。

定信の辭任により家齊の親政となつた後も、その初は松平信明・本多忠籌・戸田氏教等定信の遺策を繼承したが、忠籌寛政十年辭任・氏教文化三年辭任先づ去り、信明亦老中上座を辭した文化十年後は、水野忠成出羽守老中として權を専らにし文化十四年より天保、五年まで十七年間、紀綱再び潰廢し、奢侈淫靡風を成し、加ふるに天災相次いで、暴民の蜂起頻發するに至つた。

この頃一橋治濟禮翁は從一位に敘し、大臣に準せられ、將軍夫人の父島津榮翁重豪及び將軍の寵妾美代の

養父中野碩翁と共に奢侈を極めて、三翁と呼ばれ、將軍家齊亦側室四十人に及び、子女十六腹に五十
五人を擧げて、大奥は豪奢の極に達し、官位も文政五年家光以來例を見ない左大臣に任じ、世子家慶
内大臣に上せられた上、同十年には在職四十年に及んだ機會に前例のない太政大臣に進み、家慶從一
位に敍せられて、人目を驚かしめた。將軍の子女の成育したものは十三人であつたが、男子も新に大
名とすることは不可能で、これを悉く大名に縁付け又は養子とせねばならぬため、從來の格による能
はずして舊家又は縁故ある家の格を上げてこれに遣はした。されば中には押付養子のため藩に動搖を
生じて、幕府が怨を買ふものもあり、又他の大名がこれに倣つて格上げの運動するものが激増し、こ
れによつて一橋穆翁及び水野忠成以下有司の收賄は田沼時代を凌ぐ有様であつた。

されば幕府の財政も窮迫し、當時の歳入は歳出の三分の二に過ぎなかつたから、これを補ふために
は盛に貨幣の改鑄を行ひ、文政元年から天保八年まで二十年間に金九種、銀五種に達し、九百萬兩の
出目を得て居る。これ等は何れも文字金銀より劣つたもので、金位千分の二九八の天保二朱金さへ、
支那人は「表金而裏銀」續日本
日記と言つて居るに、文政一朱金に至つては金位千分の一二三で、一兩中の金
〇、七々に過ぎなかつた第四十六
章參照。尙天保六年には四十枚一兩の天保當百錢を鑄たが、百文の實價を有
しないため、後程下落を免れなかつた一兩に安政以後六十枚、萬延
以後百枚、維新後百二十五枚。

悪貨の濫造

社會の腐敗

幕府の腐敗がかくの如く甚しい以上、一般社會の奢侈淫靡に流れ、輕佻浮薄に墮するは言ふまでも
ない。一分の鮮、一兩二分の雪踏裏金に、
象嵌、三兩三分の駒下駄鼈甲金蒔繪湯
を入れ暖む、七兩二分の煙管眞鍮、内に金象嵌
にて唐人行列を描
き煙に行はれ、料理屋の高名なもの續出し山谷の八百善、
深川の平清等、武士・僧侶の墮落も甚しく、富突・空米相場等
の射倖的のもの、大流行を見た。

この間天災も多く、文政十一年には九州の暴風・海嘯と越後の大地震があり、文政十二年の江戸の火
事は三十七萬戸を焼き、近畿中國には大洪水あり、天保三年からは全國的大凶荒が続いた上、五年
には江戸の大火、七年には全國的の風水害があつて、天保四年以來至る所に悲惨な飢饉を現出した。
このため百姓町人の一揆も頻發し、文政五年の宮津七萬人、
といふ、六年の大和・紀伊・松山、天保四年の播州加
古川三萬人、
といふ、同五年の江戸の打毀、同七年の三河・駿河・甲斐五六萬人
といふ等その著しいものであつたが、遂に
八年に至つて大鹽の亂を生じた。

大鹽平八郎中齊は大坂町奉行所の與力として性豪邁、文武の才に富むで功績著しかつたが、當時は隱
居して陽明學を講じて居た。然るに連年の不作で米價暴騰し、窮民は飢渴に苦しむに拘らず、役人も
救はず、金持も顧みないを憤慨し、町奉行には城米を以て救濟すべきを説き、金持にも振恤を勧めた
が行はれないため、先づ己が藏書を賣つて窮民の食に當て、更に檄を大坂近國に飛ばし、自ら大坂の

大鹽の亂

百姓町人の暴動

天保の飢饉

柏崎騒動

富豪を掠奪して窮民を救ふことを告げた。然るに變心者が出て事前に暴露したため、彼は同志三十餘人と町に火を放つて、幕府役人と戦つたが、固より衆寡敵せずして敗死した。さればその人数は各地の一揆に比すべくもないが、その人物が學者として高名であつた上、このため大坂の町一萬八千戸を焼いたから、天下の大事として、響の如く全國に傳へられた。越後の柏崎桑名の陣屋ではこの年五月人民の反對に拘らず、米を他に廻漕せんとしたが、當時この地にあつた國學者生田萬平田篤胤門人館林牢人はこれを怒り、劍術指南の鷲尾甚助を語らひ、先づ大鹽平八郎門弟と稱して割元庄屋を襲つて窮民の救済金を徵發し、更に「奉天命誅逆賊」と大書した旗を建て、陣屋を襲つて敗死した。併しこのため廻米が中止せられたため、萬は神の如く敬はれた。更に大坂で文武の修業をして居た攝津能勢郡の山田屋大助は七月故郷に歸つて檄を飛ばして、一國一郡の米を人々に均分することと、徳政を行ふことを關白に願つて、天子から地頭に仰付られる様にせんと唱へ、數村の百姓と富豪を掠奪したが、代官所及び大坂町奉行の兵によつて鎮定せられた。是等はその規模は却つて從來の百姓一揆の比ではないが、單に自己の生活の脅威のために蜂起したものと違ひ、素養ある學者が人民を救ふために幕府又は大名に反抗せる點に於て注意すべく、幕政の腐敗に人心の倦んだ結果に外ならぬ。

更に眼を外に轉すれば、西洋諸國の船の近海に出沒して、或は通商を求め、或は密貿易や掠奪を試

能勢騒動

蝦夷地の防備とロシア使節の渡來

Resanoff

ロシアの入寇

Golownin

みるもの漸く多く、外邊の事亦笈々乎として危い有様である。前にロシアの軍艦が來てから、幕府は蝦夷地の防備に努め、或は南部・津輕の兵をして警衛に當たらしめ、或は東蝦夷の地を幕府の直轄地として新に箱館奉行を置き、或は最上徳内・近藤重藏等をしてこの地を巡廻せしめた。然るに文化元年西紀一八〇四年ナポレオン即位の年九月ロシアの使節レザノフは前年の信牌を持つて長崎に來、我漂民津太夫等を送還し、國書・進物を呈し、江戸へ出て通商談判を開かんことを請うた。前には長崎以外にて應接し難いことを告げ、通商の可否については言及するを避けたが、今や態度を決せざるべからざることとなり、林述齋・寛政の三博士等も幕議に與つたが、結局通商は邪教の傳播及び彼の侵略の因となる惧もあり、貿易も有用な品を失つて、無用の奇巧品を求むる有害無益な業とし、鎖國の祖法變ずべからずとして、彼の要求を斥けた。レザノフは半年の間武器を奉行所に渡して從順に待つた甲斐なく、翌年三月手を空しくして歸つた。この後ロシアはその武威を示して我を威壓せんとし、文化三・四年に互り樺太・擇捉等に來つて、或は土人を脅して劫掠を恣にし、或は會所を焼き、船を焼き等して、要求が納れられねば、大舉來寇すべきを揚言した。されば幕府は更に會津・仙臺・秋田・莊内の兵を送つて益、警衛を嚴にし、近藤重藏・間宮林藏等をして深く蝦夷地の奥を究めしめ、文化四年には松前氏を轉封し、蝦夷全部を天領として經營に努めた。このためロシアに對する攘夷論盛になり、文化八年ゴローニン

少佐が千島測量に際し、國後島で薪水食量を求むるや、これを捕へて松前の獄に投じ、後ロシア船が高田嘉兵衛を捕へて、薪水を求むる外他意なかつたことを通じ、且先年の暴行もロシア政府の知らざる所たる釋明書を出したため、初めて放還せられた。このため彼國に對する我感情の緩和を見た上、彼もこの頃より國內多事文化九年西紀一八一二ナ、ホレオンのモオコフ侵入で、嘉永六年まで四十餘年の間我國を訪はなかつた。

然るに前門の狼の去ると共に現はれた後門の虎はイギリスであつた。當時イギリスはヨーロッパに於てナポレオンと戦を續けて居り、その東洋艦隊はフランス及びフランスに屬せるオランダの貿易を妨げ、植民地を襲ふに従事して居たが、文化五年八月その一艦フェイトン號はオランダ船を捕へんとして突如長崎に闖入した。彼がオランダ國旗を掲げて來たため、長崎奉行所は例の如く吏を派して出島のオランダ人と共にこれを迎へしめたが、彼はオランダ人を捕へ去り、港内を搜索してオランダ船の居ないを知るや、食料薪水とオランダ人との交換を強要した。長崎奉行松平康英頭書は先づ彼の要求を納れてオランダ人を取返すと共に、佐賀の兵を徴してこれを討たんとしたが、至らざるに先立つて彼が出帆したため、責を負ふて切腹した。次いで文化十年にはイギリスの商船二艘再びオランダ國旗を掲げて長崎に來り、バタビア總督府の命と稱して出島のオランダ商館の引渡を要求した。當時オラン

イギリス
の亂暴

Phaeton

Hendrik Doeff

令
文政打拂

Morrison

ダの本國はフランスに併せられ、植民地はイギリスに奪はれ、その三色旗の翻るは我長崎の出島のみであり、商館長ヅウフは久しくオランダ船の入港せざるため、幕府の保護によつて、僅にその生活を維持して居たが、フェイトン號事件でイギリスを怨んで居る日本人は、イギリス船と知らば必ず塵殺すべきを告げて、そのまゝ引上げしめた。その後文政元年には浦賀へ來つて通商を求め、同七年には捕鯨船二艘の乗組員常陸の大津濱に上陸して交易を企て、水戸家其他から千餘の兵を出す大騒を演じ、更に薩摩の寶島に上陸して牛を掠奪せんとして争鬪を生ずる等のこと引續き起つて、國民の排外熱を刺戟したため、遂に八年幕府は攘夷令を布くに至つた。これを文政の打拂令といひ、異國船近づかば、「有無に不及一圖に打拂」、「若押而上陸いたし候は、搦取又は打留候而も不苦候」と令した。されば天保八年我漂民を送つて通商を求めに浦賀へ來た北アメリカ合衆國のモリソン號の如きは、嫌疑を避けるため武装を解除し、支那人をして來意を白布に大書せしめ、これを海面に浮べる等周到な用意を以てしたるに拘らず、砲撃を蒙つて退帆する外なかつた。然るに翌九年オランダからこれを誤つてイギリスのモリソン號の來航する旨報じて來たのが民間に洩れ、渡邊華山・高野長英等は更にモリソンを東洋學者の誤と解し、斯る碩學の渡來は必ず重大な使命を帶ぶるなるべく、それを打拂ふ時は如何なる禍端を生ずるやも知れぬと憂ひ、愼機論華山・夢物語英を著して、打拂令の廢止を唱へた。これは同

水野忠邦

志に示したに過ぎなかつたが、幕府に聞えて處罰を受け、後共に自殺するの不幸を見た。

かくの如く幕政は紊亂し、社會は腐敗し、加ふるに國防の備はらざるに攘夷令を布いて居る有様で、この際外國が武力を以て迫つたならば、我國の運命は逆睹し難い危機にあつた。この内外の情勢に鑑み、大に紀綱を振肅して幕威を復活し、社會人心を肅正して、國力を充實し、以て諸外國に當たらんとしたのは水野忠邦越前守であつた。忠邦は剛毅明敏で學識才略に富み、松平定信と交つて深く敬慕し、自ら政局に立つて改革を實行せんため、内願して唐津六萬石實收から濱松六萬石實收に移り、天保五年望の如く老中に任せられた。同八年家齊は將軍職をその子家慶いへよしに譲り、西の丸に移つて大御所と稱したが、政治は依然彼に決したため、忠邦の改革もまだ行はるゝに至らず、十二年閏正月家齊の薨去の後六十、初めてその實行の運に會した。

忠邦は先づ當時賢明の聞の高かつた水戸齊昭と結んで、その地位を固め、真田幸貫信濃守、松平定信の子、堀田正篤備中守、堀親室ちかしげ大和を側用人、遠山景元左衛門尉、鳥居忠耀甲斐守、林述齋の子を江戸町奉行として、己が股肱とし、非常な決心を以つて積年の政弊を一掃せんとした。先づ將軍から、政治を刷新して享保寛政の舊に復すべきを令し、大老井伊直亮以下千人近くの役人を淘汰して人心を一新し、從來の如く先例に泥み、事勿れ主義を取るを禁じ、自ら責を負ひ、蹈み込んで政をするを令し、賄賂請託を嚴禁して、人

天保の改

官紀の振

文武の奨

風俗の匡

才の登用に努め、繁文縟禮を除いて政治を直截簡明にし、冗費を節して儉約を勵行せしめた。

武藝も流派・形式に拘らず、武道の精神を重んじしめ、又「洋兵之開基」高島秋帆四郎太を長崎から招いて、徳丸原で砲術の訓練を行はしめた。學問に就いて新に佐藤一齋坦を登用して儒官とし、昌平坂學問所の講義を貴賤の別なく許し、幕府の役人にもこれを聴かしめ、大藩には大部の書物の刊行を獎勵し、寺子屋には手習の傍訓育の書を課せしめ、公家の無學のため惡風に化するを矯めんとして京都にも學問所を設け、且書物及び武具の値上を禁じた。

奢侈淫靡な風俗の匡正には特に力を盡くし、商人に對して高價な品の賣買を十三年以後嚴禁し、彼等が武士の如く命を捨て、奉公もせず、農工の如く身體をも勞せずして暮し得る國恩を思ひ、私利を捨て、法令に従ふべきを命じた。賭博・富突・隱賣女を禁じ、芝居も淺草聖天町に限り、役者は外出には網笠を冠らしめ、七代目市川團十郎の奢侈を罰して江戸拂とし、寄席の數を限り、講釋・軍談等のみを許して色物を禁じた。又女髮結を禁じ、犯したものは本人及び客の親夫まで罰し、兩者の髮を切らしめたため、「此節所々に女の坊主出來候」浮世の有様と言はれた。出版物の取締も嚴にして好色に亙るものを禁じ、人情本の作者爲永春水は牢死し、合巻の作者柳亭種彦は咎を受けんとして病死し、江戸繁昌記の著者寺門靜軒も江戸を追はれた。大坂の如きは絹物の賣買を禁じて、表具屋を苦しめ、三味線も芝居の外

經濟上の
施設

は盲人に限つたといふ。江戸町奉行鳥居忠耀は法の勵行苛察に陥り、市民の怨嗟最甚しかつた。經濟上に於ては物貨の下落を計り、人別改を嚴にして在方人別の江戸に移るを禁じ、又問屋の運上を止めて、その株を廢し^{十二}、人為的の物價の吊上をなからしめた。問屋は當時商人の中心で、その株は數十兩から數千兩に及んで居たから、その廢止は經濟界に一大恐慌を來たし、取引の圓滑を害するとの非難盛なため、彼の失脚後復活を見た^{嘉永四年}。前に田沼意次の企てた印旛沼の干拓を前代の權臣^{前老中水野忠成前若年寄林忠英等}に課して再び開始し、金銀山を調査して採掘の増額を計り、又新潟の北海海運上重要なるを見て、天領とした。更に羽倉外記^簡の說により大坂等の金持に御用金を課し^{十四年大坂三十七人百十二萬四千兩}、利をつけて償却することとして財政の急を救つた。

天保の緩
和令

これと共に徒に外國と事を構ふるを避けんとして、十三年七月文政打拂令を廢し、異國には薪水を給して歸らしめ、彼の亂暴した時に限つて打拂はしめる天保緩和令に改めた。

忠邦の失
脚

かくの如き改革は漸く進み、十四年には久しく廢絶して居た將軍の日光社參も行はれたから、忠邦・親憲及び忠耀等は將軍の賞賜を受けた。然るに忠邦はこの年天領が各地に散在することが、軍事上・經濟上甚しき不利なるため、先づ江戸大坂十里四方内に領地を有する大名・旗本に上地を命じ、家康以來の恩を説き、幕府のため一己の利に拘らない様に戒めた。併し何人も江戸・大坂附近の地を邊鄙

天保改革
の意義

に變地せらるゝを甘んずるものなく、酷として服せず、紀州家によつて將軍を説かしめ、台命によつてこの議を撤回するに至つた。このため忠邦は責を引いて辭職したが、印旛沼の干拓を幕府の手に移し、次いで中止した外は、依然その政策は繼承せられ、更に年末には五年間特別の儉約令を布いて政費に大削減を加へた。然るに翌弘化元年江戸城本丸炎上して再建の資に窮し、且外交のこと亦多事ならんとしたため、再び忠邦を起して老中首座としたが、程なくして江戸町奉行兼勘定奉行鳥居忠耀の收賄暴露し、彼もその責任を負ふて職を免せられたため、遂に改革の完成を見るに至らなかつた。

忠邦の天保の改革はその理想も大きく、施設も消極積極に互り、見るべきものが多かつたが、吉宗の將軍として、定信の輔佐として改革を行つたに反し、彼は一老中に過ぎなかつたことが事業を困難にした上、かくの如き改革は何度も繰返す毎に效果の減するものであり、彼的手段も過激に失し、偏狭な傾があつて世人の反感が甚しく、最後にはその任用した屬僚に事を誤られて、遂に十分な成功を見られなかつた。これは彼のために千載の恨事たるのみならず、幕府をしてその威力を恢復し得ざるに、西洋諸國の壓迫を受け、滅亡の谷に急がしめた主なる原因の一つでもあつた。

第五十章 江戸文化の爛熟

文化の爛熟と停滞

文化の發達もある程度に達すると爛熟と共に停滞・萎微に陥る傾を有し、この状態を打破して更に新氣運を造り出すには必ずや新しい刺激を要する。寛政以後の江戸末期は文化文政を中心とする爛熟期で、その種類の豊富、普及の擴行に於て全盛を極めたが、内容實質に於ては既に停滞萎微の傾を免れなかつた。併し幕末に於ける西洋諸國の壓迫や、尊皇佐幕、開國攘夷の争は、一般人心に動搖を感ぜしむると共に、この刺激による緊張は文化にも影響して、西洋學の移入、國體思想・政治思想の發達等は、稍、見るべきものがあつたが、その効果の大に現はれたるは寧維新後であつた。

儒學 官學

儒學はこの期の初頭に異學の禁があり、幕府は朱子學を正學と定めると同時に、柴野栗山・岡田寒泉・尾藤二洲・古賀精里等相次いで儒官となり、林述齋林家を中興して、昌平坂學問所も官學の權威を恢復するに至つた。栗山は典故にも通じ、定信の顧問として最功あり、二洲は正學指掌を著し、異學を排して朱子學振興に努め、精里は寧博治であつた。述齋豪邁の資を以て學政を總べること四十九年、官學の規模を樹立し、よく人才を養ひ、幾多の大編輯の總裁となり、屢、幕政の諮詢に與り、秩祿三千五百石に至つた。原千五百石天保十一年歿七十四歳。三博士の凋落後述齋を輔翼したのは佐藤一齋・松崎謙堂等であつたが、一齋は天保の改革の際儒官に擧げられ、その門人安積長齋及び謙堂の門人鹽谷宕陰・安井息軒亦儒官に登用せられて昌平齋の最後を飾つた。

官學以外の朱子學

官學以外の朱子學者としては、大坂に於て二洲・精里の友であつた頼春水彌太郎 惟完は本國廣島の儒臣となり、藩校創立に參畫し、學統辨を著して異學の禁の先容を成し、京に於ける栗山の友西山拙齋は栗山に異學の禁を懲慙し、栗山に代つて赤松滄洲の異學の禁に對する反對に應答し、大坂の中井竹山積善・履軒積德兄弟は懷德書院に據つて關西に重きをなした。

陽明學 佐藤一齋

一齋坦・捨藏 愛日樓は官學にあつたため、陽には朱子學を以て終始したが、實は王學を信奉し、朱王の乖離せざるを説き、惺窩の朱陸を併せ取つたを尊んだ。その言志四録は我國語録の白眉であり、その門戸亦盛を極めて、弟子三千餘人、佐久間象山・吉村秋陽・山田方谷・大橋訥庵・安積長齋等多士濟々で、或は朱に従ひ、或は王を主とした。安政六年歿 八十八歳。象山の門に吉田松陰・河井繼之助等を出し、松陰の松下村塾から高杉晋作以下英才雲の如く生じ、幕末に於ける人才の藪淵となつた。一齋と同時に大坂に大鹽中齋が出で、洗心洞割記を著して、陽明學を以て鳴つたが、天保八年兵を起して敗死した。四十歳。この他梁川星巖・横井小楠・春日潜庵・眞木和泉等、幕末の志士には王學に傾いた人が頗る多かつた。

折衷學

折衷學は江戸に山本北山・龜田鵬齋等名聲あり、太田錦城次いで出で、遂にこれを大成した。錦城

は金峨の門に出でた吉田篁墩等と共に清朝考證學の影響を受けるに至つた。かくて折衷考證は漸く精妙に進んだが、自己の思想の展開は沈滞萎微するを免れなかつた。

國學
平田篤胤

國學に於ける當代の代表者は平田篤胤大角、伊吹廼舎であつた。彼は宣長歿後の門人で、文化元年以來江戸

に國學を講じて名聲籍甚、弟子千餘に及び、その著書を禁裏・仙洞にも上つて白銀を賜はり、吉田・白川兩家からは神官の師職を囑せられ、晩年舊主佐竹家の聘に應じた天保十四年、歿六十八歳。彼は春滿・真淵・宣長と併せて國學の四大人と稱せられるが、真淵の文學に秀で、宣長の文獻學的研究に長じたに反し、最宗

教的色彩を帯び、極力儒教・佛教及びその影響を受けた俗神道を排撃して我古道の諸道に勝れ、我皇國の萬國に冠絶することを強調した。このため尊皇攘夷論を高唱した點に於て、彼は最著しく、真淵・宣長等の田安家・紀州家等に仕へたに反し、彼が却つて京都に縁故の深かつたのも偶然ではない。彼は學博く、儒を斥くるには儒を究め、佛を破するには佛に通じて、これに當つたため、儒教に對する西籍概論、佛教に對する出定笑語等も論鋒頗る銳利であつた。而して我古道を説くには先づ記紀・姓氏錄等によつて古史成文を編し、更に古史徵・同開題記及び古史傳によつて、その典據と解説を示し、古道大意等によつて、皇産靈神の御靈によつて生まれつた武く正しく素直な心即大和心をそのまゝ、僞らず枉げずに守つて行くが人の道であり、かゝる古道の我國に備はるは、我國の萬國に勝れて居るため、

我國は本來神によつて萬國に先立つて創成せられた國で、君も民も悉く神々の末であり、何事も不足なく、殊に米に富み、土地も暖で肥え、武勇に長じ、外侮を受けないのは、その證であり、國の小さいは必しも大きいに劣らず、開け方の遅いは尊い所以であり、險阻で耕種に勞多く、島々の集まりであるのも天津神の御心から出たこととして居る。彼の著書は百餘部に及び、その博綜と組織的能力とは驚くべきであるが、その根柢を先人の説によるものも多く、典據の誤謬も少くない。要するに學術的研究よりは、復古國學の思想を昂揚し、宣布した宗教家的活動がその大功績であつた。その門下矢野玄道・大國隆正・飯田武郷等幾多の尊皇の志士を出現し、且神道界に一大革新を興へ、久しく佛徒の手に歸して居た神祇を固有の形に歸す氣運を造り得たのも、この傾向の結果に外ならなかつた。

古典の研究

宣長の古事記を主としたるに對し、篤胤は記紀を平等に見たが、江戸の獨學者橘守部は書紀を以て古事記に勝るとし、稜威之道ついで別を著して書紀を解し、特に宣長の説に反對し、篤胤の弟子鈴木重胤は日本書紀傳を著し、三十卷に及んだが、未だ神代卷をも終らずして暗殺せられた。萬葉集については加藤千蔭の略解この期の初頭に出て最弘く行はれたが、更に末期には土佐の鹿持雅澄かもちまさずみ萬葉集古義百四十卷を著して詳細を極め維新後宮、内省刊行。古今集に就いては香川景樹の古今集正義最考證精緻で創意に富んだ。

史家としての宣長の遺髪を繼いだものは伴信友で、宣長の歿後の門人たること、著書の夥しいこと

史學
伴信友

堀保己一

及び他家を繼いだこと等は篤胤と一致して居るが、その本領は全く國史の考證にあつて、節約して書
 を購ひ、籠居して研究述作に刻苦し、弟子をも養はなかつた。その國史の研究は各時代に及び、考證
 極めて精緻である。著書百二十部に及び、就中我國と支那・朝鮮・琉球との關係を説いた中外經緯傳、
 弘文天皇を論じた長等の山風、南北朝のことを記した殘櫻記・南山巡狩錄、假名文字の沿革を考證し
 た假名本末及び逸文風土記・史籍年表・隨筆比古婆衣等著名で、外に校訂を終つたもの五十部に達して
 居る。篤胤とは親交あり、篤胤から「予は先鋒也、臣也、弟也、君は大將也、君也、兄也」とまで言つ
 たが、晩年絶交した弘化三年歿。七十三歳。 信友と同時に考證・校刊に功の著しかつたは堀保己一温故と狩谷掖齋望
 實事求是書屋との二人であつた。保己一は幕府の保護を受けて和學講談所を開き、我國類書の嚆矢たる群書類
 從千二百七十部を編して、豫約刊行した外、更に續群書類從千八百部を編し、又令義解・日本後紀・扶桑略記・百
 練抄等を校刊し、水戸家の依頼により大日本史・源平盛衰記を校正し、且六國史の後を繼ぎ後一條天皇
 に及ぶ史料四百五十卷、現在の東京帝國大學の、大日本史料の編纂はこの續成である。 武家故實の史料を集めた武家名目抄七百卷、外交の沿革を記した
 榮蠅抄、朝鮮との關係を述べた鷄林拾葉、長慶天皇を論じた花咲松等著述も頗る夥しかつた文政五年歿。七十七歳。
 掖齋は古書・古錢の蒐集に努め、これによつて本朝度量權衡考・上宮法王帝說注・箋註倭名類聚抄・校本
 日本靈異記・同攷證・同校譌・扶桑略記校譌・古京遺文等の考證・校刊を遂げた天保六年歿。六十一歳。

狩谷掖齋

官府の修史幕府

水戸家

蘭學大槻玄澤

幕府に於ける史籍の編輯も頗る盛で、寛永諸家系圖傳を増補修正した寛政重修諸家譜千五百三十五卷、若
 寛政十一年、文化九年。 徳川氏歴代の實紀家治まで、五百十六卷、林述齋總裁、成島司直編輯文化六、徳川氏の發祥から家康一代の
 事蹟を記し、史料を掲げた朝野舊聞哀稿千九十三卷、總裁林述齋、文政二年、天保十二年。 足利十五代の事蹟を記した後鑑三百六十五
 卷、成島良讓 及び當代の外國關係を網羅した通交一覽三百七十五卷、林述齋、嘉永四年、六年等、相次いで成つた。 水戸の大日本史も紀傳
 一たび成つて以來殆ど進捗を見なかつたが、この期の初に治保文あり、末に齊昭公が出て、これに意を用
 る、立原翠軒・藤田幽谷・川口長孺・會澤安・藤田東湖等史館の總裁となり、紀傳を再訂して文化七年朝
 廷に獻じ、嘉永二年遂に刊行を了し、更に志表の
 編輯を續けた。

men leeren. 人習	Ik wensch u goe 我望 你吉
Hy brengt gant 他終	den dag myn heer. 日若 我貴者
fche nagten met 夜以	Ik ben u dienaar. 我者 你臣
leefen door. 書讀 徹	Ouden zal men 老可 人
Ik heb al myn 我悉 吾	eerden jongen zal 敬少 可

蘭學階梯 圖三十四第

西洋學は外艦渡來の刺戟によつて最著しい發達
 を見たが、その中心は依然蘭學であつた。大槻玄
 澤磐水江戸に出て杉田玄白に蘭方醫術を學び、次
 いで前野良澤に就いて蘭學を修めたが、更に朽木
 龍橋の補助を得て長崎に遊學して研究を進め、天
 明六年本藩伊達氏の醫員となり、江戸に芝蘭堂を開

第五十章 江戸文化の爛熟

いて蘭學を講じ、同八年蘭學階梯を刊行して、蘭學の性質・效用と蘭文の解釋法を述べた。これは蘭學書開板の嚆矢で、これより蘭學に志すもの急に増し、蘭學隆盛の端となつた。されば門戸隆盛を極め、宇田川玄隨初真澤に學ぶ・橋本宗吉・安岡玄真後字田川・後海上隨と稱す等の偉才を出し、その子玄幹亦家亦家學を繼承した。かくて文化八年以來幕府の翻譯に與り、番頭格として三百石を給せられ、又自ら譯述・著作する所、重訂解體新書十三卷・圖一帖・蕪錄煙草の傳來史等を初め、刻本十五、稿本二百餘に及んだ文政十年歿。七十一歳。玄真の門養子榕庵の外、坪井信道・箕作阮甫・佐藤信淵・飯沼欲齋を出だし、信道の弟子に杉田成卿玄白の孫・緒方洪庵・川本幸民等があつた。洪庵は天保九年大坂に醫業を開いたが、この門に學んだ橋本左内・福澤諭吉・大村益次郎・佐野常民・大島圭介・寺島宗則・長與專齋等は、幕末から明治に互り、新智識として活躍した。

稲村三伯は翻譯の困難は對譯辭書なきによることを痛感し、フランソア・ハルマの蘭佛辭書の蘭語に邦譯を附けるに刻苦し、安岡玄真の助力を得て、寛政八年遂にこれを完成した。これを波留麻和はるまわ解又は江戸ハルマと呼び東西韻會とも云ふ、語數八萬餘、蘭語は木活字を用ひ、邦譯は玄真の筆寫で、三十部を刊した。これによつて蘭語を獨習し、後彼の門に入つた藤林普山は、この中三萬餘言を抜き、更に醫藥の名二千七百を附して譯鍵と名づけ、文化七年一百部を印行した。本書は實に蘭學の重寶となり文政

MAC
MAD
MAE
MAG
MAL
MAK

譯鍵 圖四十四第

七年及び安政四年再刻せられて居る。オランダ船の渡航絶えたため、寛政十二年以來出島に居ること十九年の久しきに及んだ甲比丹ウツは、この間に同じくハルマの蘭佛辭書を通詞と共に翻譯し、文化十三年命によつてこれを幕府に獻上したが、江戸ハルマと區別して世にこれを道富ドウフハルマといふ。後桂川甫周これが校訂開板を志し、安政五年遂にその業を終へ、和蘭字彙十二卷として刊行された。

別に寛政十年森島中良の類聚紅毛語譯が出、類によつて語を集め、蘭語を片假名書にした小本で、後變語箋に改題せられ、更に嘉永元年箕作阮甫改正増補し、原字を加へて刊行した。

文法は當時文科或はガラマチカと言ひ、長崎の中野柳圃初志筑忠雄といふ通詞を辭し専ら翻譯に従事してこれを自得し、文化の初これを大槻玄幹及び通詞等に傳へてから、初めて知られ、文政末坪井信道初めて江戸にウエランドの小文典を講じたが、天保十三年に至つて箕作阮甫はモーチノルの和蘭文典を校刊

文法

して、便利を與へた。

綜合日本史概説 卷下

蘭學の發達と外艦の渡來は、大名の蘭學者を抱へるものを増さしめたが、幕府も文化八年より天文臺中に蕃書和解御用と呼ぶ譯局を設け、馬場佐十郎・大槻玄澤・同玄幹・宇田川玄眞・杉田立卿支白の子・同成卿立卿の子・青地林宗・小關三英・箕作阮甫・同秋坪阮甫の養嗣等相次いで譯官に登用せられた。ペリイ渡來後は翻譯の繁劇急増したため、安政二年洋學所を設けて古賀謹堂精里の孫を頭取とし、翌年蕃書取調所と改稱して、箕作阮甫・杉田成卿等教授職となり、後洋書取調所文久二年・開成所同三年と改稱せられ、幕末に於ける西洋學の淵藪となり、盛に翻譯書を出した。

かくの如くその初は西洋學は蘭學に限られたが、ロシア・イギリスの艦船の渡來はロシア語・イギリス語の必要を感せしめ、文化六年幕府は長崎の通詞に兩國語の兼修を命じ、北アメリカ合衆國に漂流した中濱萬次郎も幕府に召されて、漸く發達の緒に就いた。フランス語は村上英俊が誤つてフランス文の化學書を求め、佛蘭辭書によつて、これを讀破したに初まり、安政末から蕃書取調所にはイギリス語・フランス語をも加へらるゝに至つた。

蘭學は主として醫者によつて發達したため、西洋學中最早く開けたは醫學であつた。この期に入つて大槻玄澤の重訂解體新書、宇田川玄隨の西說内科選要十八、同玄眞の増補重訂内科選要・醫學提綱、

イギリス語・ロシア語及びフランス語

醫學

Philipp Franz von Siebold

理化學

Karl Peter Thumberg 植物學

兵學 高島秋帆

江川坦庵

緒方洪庵の病學通論等を初め譯著最盛であつた。然るに文政六年出島に來たドイツ人シイボルトは、日本研究の資を得るため、同年幕府に請ひ、鳴瀧に學舎を設けて、醫學・本草學を講じ、且診療に従事した。高良齋・戸塚靜海・伊藤玄朴・高野長英・小關三英・伊藤圭介等その主なる門弟であつた。戸塚靜海・伊藤玄朴は幕府の奧醫師となつたが、彼等は幕府に請ひ、安政五年江戸の蘭方醫八十名と協力し種痘館を設けた。後幕府の手に移つて種痘所又は西洋醫學所と改稱せられた。

理化學では、青地林宗氣海觀瀾を著して、物理學當時費西家又を傳へ、川本幸民これを敷演して、氣海觀瀾廣義を出し、宇田川榕庵含密開宗を著して化學當時舍密家といふを傳へた。植物學は榕庵西說多尼訶經及び植物學啓原を著したが、次いで飯沼欲齋我國の植物を採集し、西說を加へて、草木圖說を出し、伊藤圭介ツウンベルグの日本植物圖譜を得て、我植物のラテン名を知り、リンナの泰西本草名疏を譯して、西洋植物學の進歩の基礎を造つた。

國防の必要は兵學・砲術に心向けしめるに至つたが、長崎の町年寄高島秋帆四郎はオランダ甲比丹大夫はオランダ甲比丹について砲術を學び、蘭學者をして兵書を譯さしめ、銃砲を買ひ、洋式の船を造つて水陸に於ける實驗演習をも行つた。天保十二年幕府は彼を召して砲技を實演せしめ、伊豆韭山代官江川坦庵太郎左衛門英龍は彼の傳を受け、洋式の反射爐を設けて大砲を鑄た。秋帆は讒によつて一時入牢したが、坦庵の盡力によ

佐久間象山
大名と砲術

つて許されて後幕府の砲術師範となり、阿部正弘から火技中興洋兵開基と稱せられた慶應二年歿。六十九歳。坦庵の門に佐久間象山が出、學漢蘭を兼ね、識一世を凌ぎ、江戸に兵學・砲術を講じて、その門から吉田松陰・河井繼之助・勝麟太郎安房海舟等を出した。大名としては島津齊彬・水戸齊昭・真田幸貫等最國防に心を用ゐ、大砲の鑄造に努めたが、殊に齊彬は最西洋文物の採用に熱心で、瓦斯・電氣・寫眞・造船等をも試み、琉球に於て我開國以前既に貿易を開いた。

伊能忠敬
佐藤信淵

この他伊能忠敬は數學天文學から測量の法に通じ、寛政十二年以來幕府の命を受けて全国の海岸を測量し、文政元年に至つてこれを完成しこの年歿七十四歳。完成獻上は四年。佐藤信淵は五代の祖信邦以來の家學に、蘭説の理化學を加へて、實地の經濟によつて國を富まし、政治・兵制の改革によつて世界を統一すべきを論じ、帆足萬里は漢學に蘭學を加へ、天文・曆學・政治・經濟に独自の見解を樹てた。

帆足萬里
洋學の厄難

かくの如き西洋學の發達に伴ひ、これに對する厄難も屢、生じた。文政十一年シイポルトが歸國に際し、所有品中國禁のもの、少からぬことが暴露し、伊能忠敬所製の地圖及び間宮林藏の紀行を贈つた天文方高橋景保作左衛門は死刑になり、小關三英は連座を恐れて自殺した。鳥居忠耀目付後江戸町奉行は最蘭學を嫌ひ、高野長英・渡邊華山・高島秋帆等の處罰は、皆彼の摘發した所であつた。

文學

文學は前代に比し、更にその種類・普及を増したが、漸く惡傾向をも多からしめた。唯漢文學は從

漢詩文

來に見ない盛運に會し、詩文集の刊行、書畫會の開催等最盛であつた。寛政の三博士及び頼山陽・松崎謙堂・佐藤一齋・古賀侗庵・篠崎小竹・齋藤拙堂・森田拙齋等文名高く、殊に山陽春水の子は敘事・議論共縦横自在、道健瑰麗を極め、その著日本外史・日本政記等最愛讀せられた。詩は山本北山・市河寬齋・大窪詩佛・菊池五山・菅茶山・頼山陽・廣瀨淡窓・同旭莊・梁川星巖等の名家輩出し、格調清新、日本趣味も豊になり、殊に山陽の詠史は古今獨歩の概があつた。廣瀨旭莊の豊後の咸宜園、梁川星巖の江戸の玉池吟社の如きは門戸千を以て數ふるの盛を致した。

歌文
江戸
香川景樹

歌文は江戸に村田春海の門に清水濱臣・小林歌城が出て優雅な歌風を傳へ、殊に濱臣は雅文に長じたが、その影響の最大きいは京の香川景樹であつた。彼は小澤蘆庵の影響を受け、歌を自然の情を現はすものとしたが、更に歌は調ぶるもので理わるものでないと斷じて、諧調を生命とし、古今集を宗とし、眞淵・宣長等の如く學問にも拘はれず、千蔭・春海等の如く遊戯にも傾かず、和歌の價値を自覺して歌道に精進し、その作清新優美で、その歌集桂園一枝は古今集を凌駕せんとして居る。さればその門流全國に及び、餘風明治時代に及んだ天保十四年歿七十六歳。この他脱俗した生活をしながら萬葉風に詠じた越後の僧良寛、雄勁典雅な歌風で、殊に長歌に於て他の追隨を許さぬ紀伊の加納諸平、洒落であつて犯し難き氣品を有した越前の井手曙覽おげみ、斬新輕妙な歌境を拓いた筑前の大隈言道等も、江戸末期を彩

地方の歌人

つた主なる歌人である。

俳諧
一茶

天明の復興後俳諧は再び俗調に墮し、大坂の安井大江丸と信州の小林一茶の輕妙な滑稽の外は、蒼虬・梅室の徒が俗流に虚名を博したに過ぎなかつた。大江丸の豪富に反し、一茶は一生稀に見る窮迫悲慘な生活を送つた人で、その俳諧は前者の悠々たる應揚さを示すに反し、これは自己の生活・感情を眞率に吐露したものに外ならぬ。唯同じく生活に即しながら、芭蕉の俗を離れて一路風雅に精進したに反し、一茶は俗事俗情に徹する處に高雅な詩趣の存するを見芭蕉を禪とすれば一、茶は淨土教である、且俗語・卑語の驅使に於ては前後その比を見なかつた文政十年歿、六十五歳。

狂歌

狂歌の流行は最著しかつたが、その結果として狂歌師が職業化し、互に門戸を争ひ、前代に比し卑俗に傾くを免れなかつた。この間に於て最傑出したのは宿屋飯盛六樹と鹿都部眞顔狂歌の二人であつた。飯盛は和學者石川雅望で、古典の研究にも功あり、狂文に於ては蜀山人を凌ぎ、狂歌にも古語をも用ゐ、自ら任ずる所高く、弟子三千人と稱せられたが、眞顔は野卑な語をも避けず、その四方側初方歌垣といふは飯盛の六樹園に頡抗して下らなかつた。

寛政の改革の影嚮

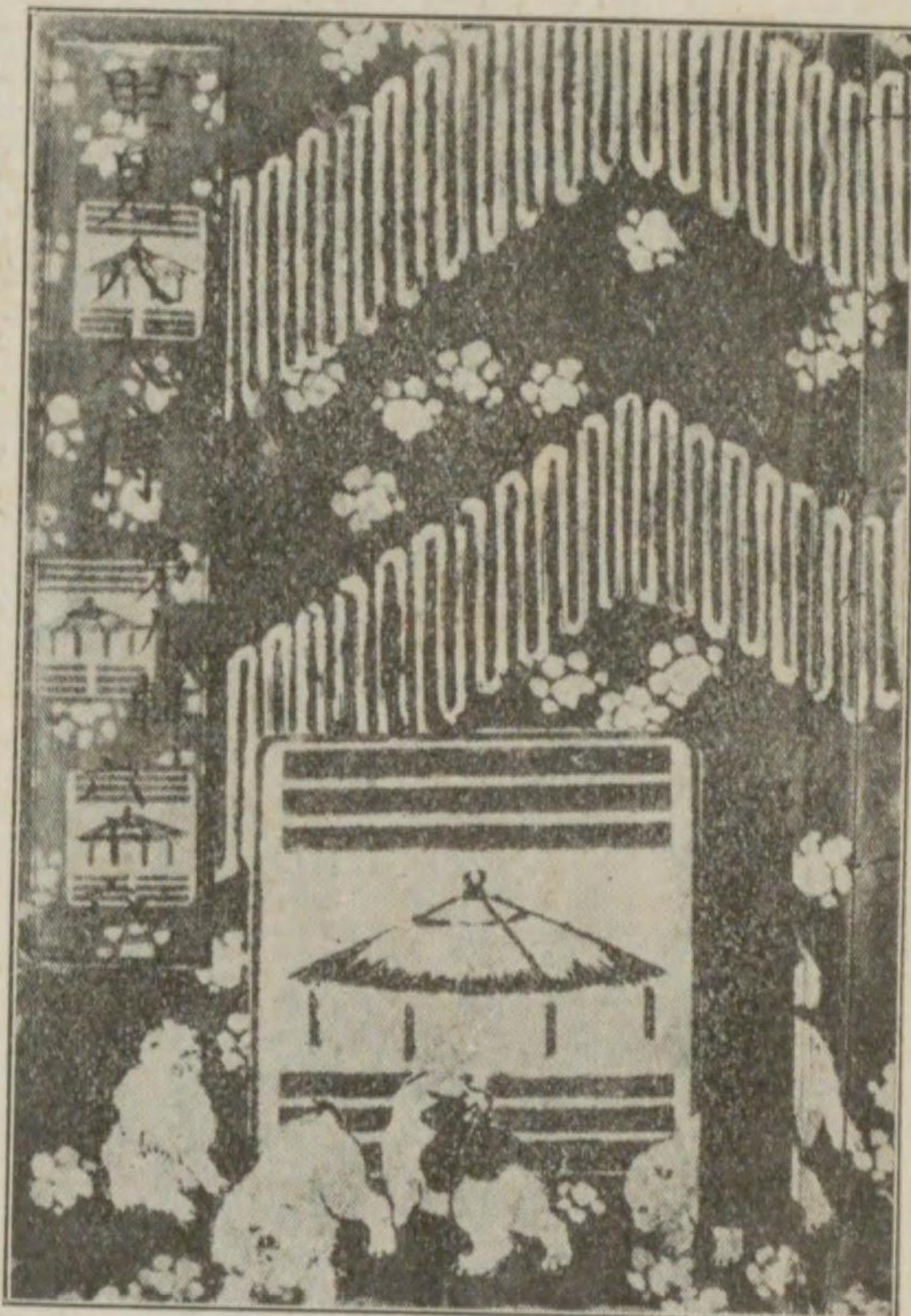
寛政の改革に於ける風俗上の取締は、文藝に及ぼした影響著しく、川柳の如きも既出の柳樽さへ改版を餘議なくされ、この後漸く輕妙な滑稽味を失つて俗化した狂句に墮したが、小説に於ては洒落本

讀本

は禁せられて、滑稽本・人情本と轉化し、黄表紙は合巻と變じ、新に讀本が大勢力を得る端をなした。讀本とは草雙紙類の繪を主としたものに對する語で、二三の口繪を附した半紙本の小説である。その内容も従來の小説の寫實滑稽を主としたに反し、構想を主とした傳奇物で、武士道に基く勸善懲惡を目的とした理想小説である。前者は支那小説の影響及び歌舞伎・淨瑠璃の模倣の結果であり、後者は武士階級が文藝上にも勢力を及ぼした爛熟期の發現に外ならぬ。されば讀本の長所は規模構想の雄大であり、道義を重んじ、卑猥に陥らぬ點にあるが、寫實を離れ、人情を無視し、人物をある觀念の傀儡とした所に文藝としての致命傷を有する。讀本の全盛期は享和から文化・文政の間で、その代表的作者は山東京傳と瀧澤馬琴であつた。黄表紙・洒落本によつて盛名を馳せた京傳は、寛政十年の忠臣水滸傳以來、櫻姫全傳曙草紙むかしはなし・昔語稻妻表紙うたふ・善知鳥安方忠義傳共に文化二年作等十種の讀本を書いた。これを馬琴に比すれば趣味の豊で、體裁挿繪の意匠勝れ、局部的には描寫の見るべきあり、材を歌舞伎・淨瑠璃及び民間傳説に取つたものが多い等はその特色であるが、組織的の頭腦乏しく、取材の範圍の狭いため、構想に統一を缺き、趣向の重複多く、且勸善懲惡も附焼及にすぎずして、力に乏しき缺陷を免れなかつた。馬琴解、著は初京傳に師事したが、享和三年から盛に讀本を出して京傳と競争し、遂にこれを壓倒して、小説界の第一人者となつた。初は敵討・巷談・傳説等を主としたが、後には英雄の外傳

京傳の讀本

馬琴の讀本

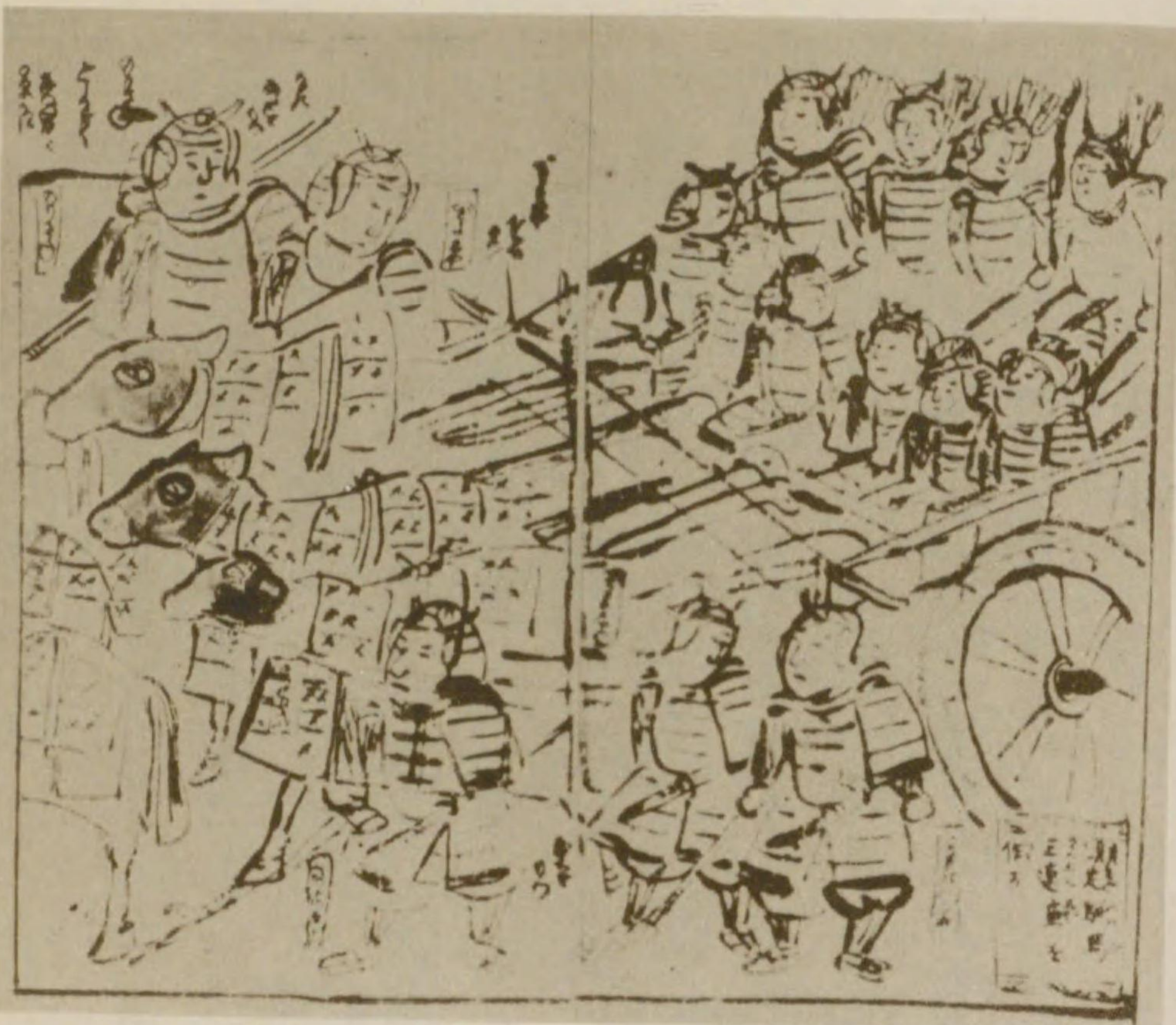


南總里見八犬傳第九輯卷之三十八
 東都 曲亭主人編次
 第百六卷 朝比奈巡島記 義秀外傳三十一卷未完
 近世說美少年 錄二十卷 等その代表作で、背景も大きく、人物も多く、事件も複雑であるが、三世に互る因果律を以て、整然たる秩序を與へ、道義的觀念は極めて明確で、主人公は何れも無瑕の偉人とされて居る。これを京傳に比すれば、支那小説や、歴史の智識に富むため、説話の材料が豊富であり、構想に統一があり、牢人の子だけに、武士的道義心の強かつた等に於て優つて居た。されば當時の武士階級の理想を具體化し、當時の智識階級に健全な娛樂的讀物を供給した所に長所があるが、其人生を描かずして觀念を露出したこと

(首巻及び紙表八十三卷)傳犬八見里總南 圖五十四第

たる長篇の歴史物を主として、最著しく彼の特色を發揮した。椿説弓張月爲朝外傳三十卷・南總里見八犬傳百六卷・朝比奈巡島記義秀外傳三十一卷未完・近世說美少年錄二十卷等その代表作で、背景も大きく、人物も多く、事件も複雑であるが、三世に互る因果律を以て、整然たる秩序を與へ、道義的觀念は極めて明確で、主人公は何れも無瑕の偉人とされて居る。これを京傳に比すれば、支那小説や、歴史の智識に富むため、説話の材料が豊富であり、構想に統一があり、牢人の子だけに、武士的道義心の強かつた等に於て優つて居た。されば當時の武士階級の理想を具體化し、當時の智識階級に健全な娛樂的讀物を供給した所に長所があるが、其人生を描かずして觀念を露出したこと

第三十二、瀧澤馬琴筆 南總里見八犬傳草稿及び摺本 (第九輯卷三十八)



八犬傳は九輯百六卷の長編で二十九年か、つて完成したが、茲に示したは、第九輯第三十八卷の挿繪で、この前後各二卷と併せて、天保十二年正月刊行せられて居る。これを執筆した天保十一年は七十四歳で、この草稿に附した口狀にも老眼かすんで不自由の由を述べて居るが、猶かく挿繪の構圖まで細密に描いて居るのは、彼の眞面目を記すものであらう。この草稿は安田善次郎氏の舊藏で、史林聚芳(東京帝國大學史料編纂掛編)に掲げられたものである。

と、學者振つた講釋や、故事出典を煩さく述べたこと等は文學としての價値を甚しく低下せしめた。

唯彼が「稗史傳奇のはかなさも、見るべきは勸懲に在り、勸懲正しからざれば、誨淫導慾の外あらず」八犬傳九輯第三十三作者總自評とて、勸懲主義を取つて、他の戲作者の讀者に阿るをのみ事としたに反し、自ら持するこ

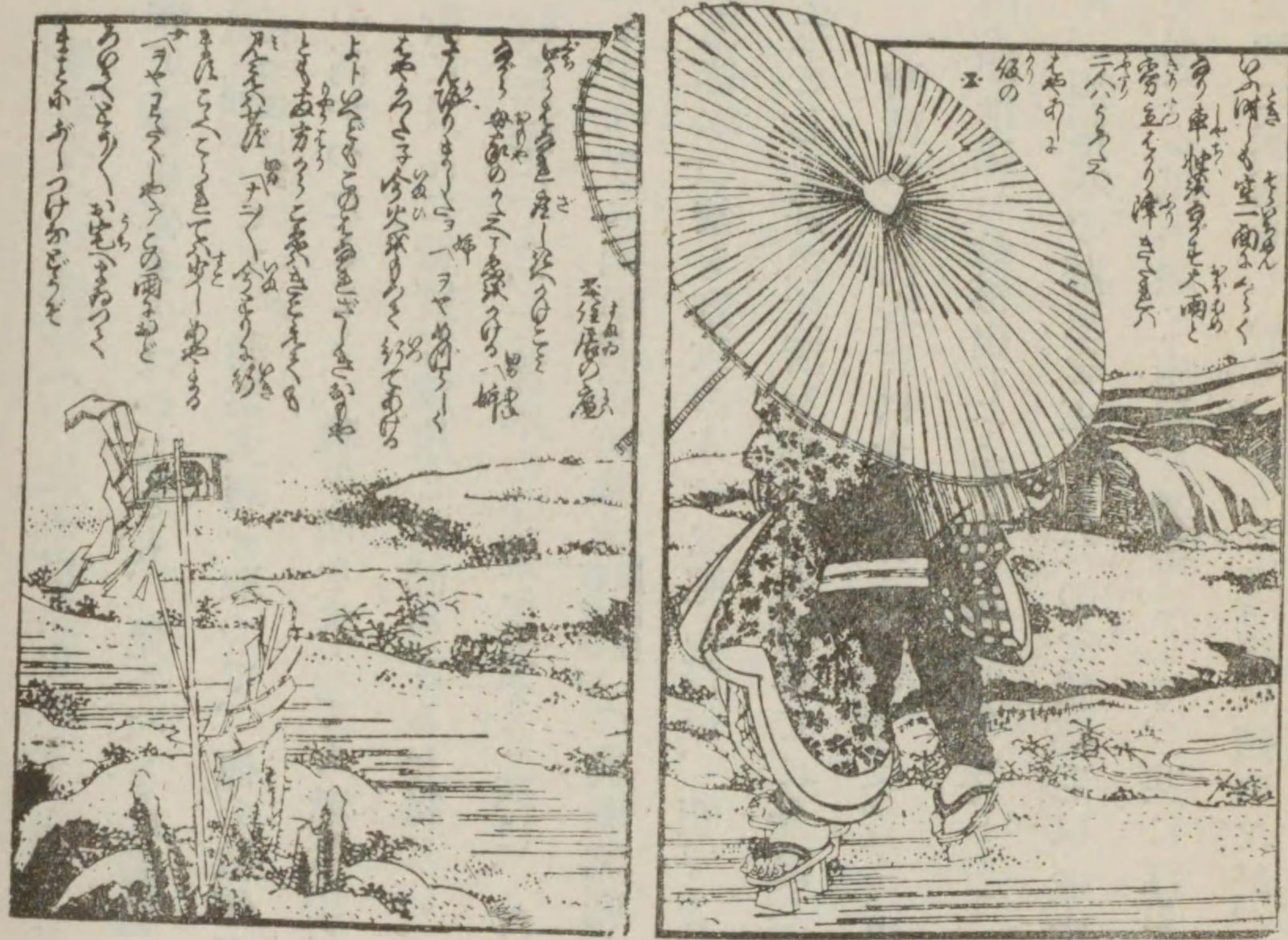
との高かつたことゝ、晩年明を失しても猶著作を續け、屹々として倦むを知らず、その作二百餘部・千餘冊に及んだ贅實な態度とは認めざるを得ない。文章は雅俗折衷で、好んで七五調を用ゐた嘉永元年歿。八十二歳。

京傳・馬琴によつて讀本の隆盛を致すと共に、江戸上方共にこれに模するものゝ續出を見たが、最異色とすべきは國學者石河雅望狂歌師宿屋飯盛の典雅流麗な筆致であつた。

滑稽本の禁も寛政の末には弛んだが、頓てこれが滑稽諷刺を主とする滑稽本と、脚色を重んじ人情を主として好色生活を描いた人情本とに分離し、本も讀本と洒落本の中間の大きさの中本みよし紙となつ

た。滑稽本の代表者は十返舎一九重田一貞と式亭三馬菊池泰輔の二人で、前者の道中膝栗毛十八編と後者の浮世風

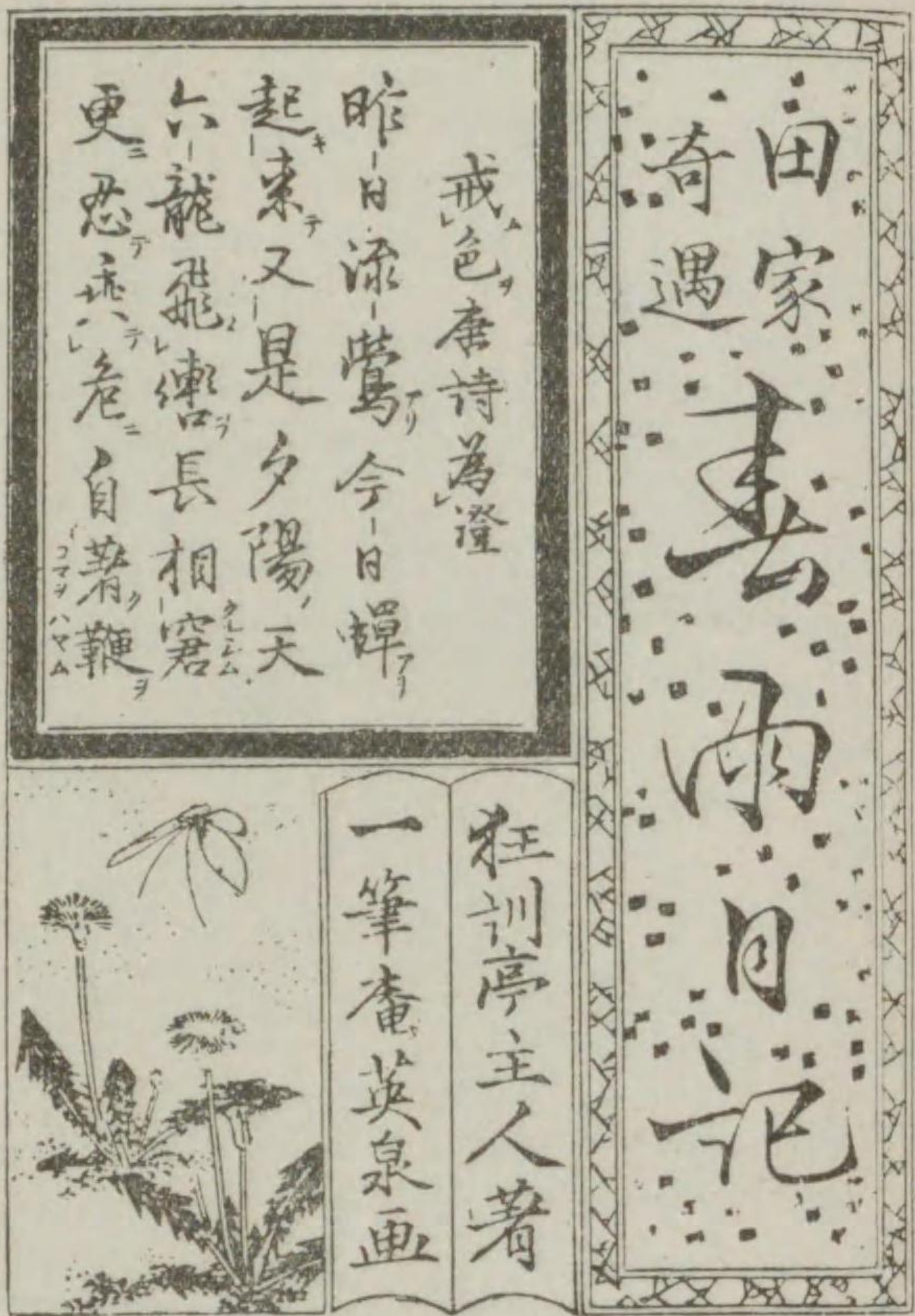
呂・浮世床が最傑出して居る。會話を主として、純寫實的事であることは、共に洒落本と共通して居るが、洒落本の遊里を主としたのを膝栗毛は道中に移して地方に及ぼし、浮世風呂・浮世床は市民の社交場たる風呂屋と床屋を舞臺として、共に江戸兒の氣質を活寫した。唯一九は江戸兒の弱點を稍、誇張的に暴露せしめて、そこに滑稽を描いたが、三馬は穿つた寫生を主として居る。輕妙な滑稽は一九



（上篇初）記日雨春本情人 甲圖六十四第

が勝れ、寫生と精細な鋭い皮肉は三馬の長所で、四十八癖・古今百馬鹿の如き、皮肉本位のものもある。この二人に次いで、瀧亭鯉丈が出たが、その花暦八笑人等は單なる駄洒落と茶番に過ぎない。

洒落本から人情本の生じたは、西鶴本から八文字屋本の出たと同一轍であり、早く金魚の虎之卷の如き情話を記したのもあつたが、文政に鼻山人細川浪次、興力の契情意味張月等があり、天保に入つて爲永春水越前屋長次、狂訓亭の春色梅暦が大當を得てから、彼をして東都人情本一流の元祖と自稱せしむるに至つた。併し當時の靡爛した社會に迎合したのみで、文辭も結構も言ふに足らず、讀本と極端に相反する所に、時代相の一面を示



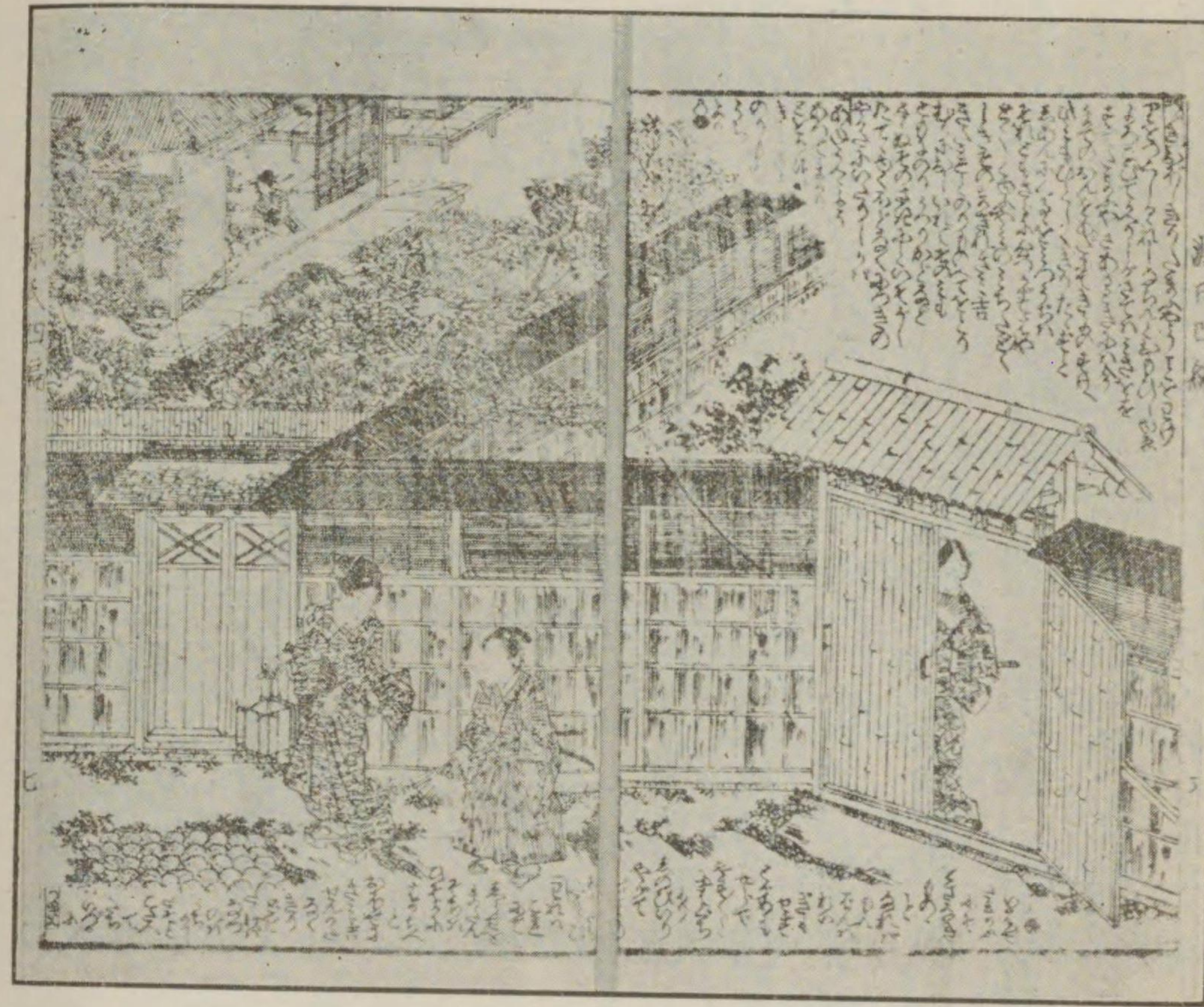
屏上同 乙圖六十四第

すに過ぎぬ。天保の改革に際し、徳風を害するものとして、手鎖の刑を受け、程なく歿した。

黄表紙は寛政の改革以來時事に互ること禁せられ、教訓・敵討等を主とするに至つたが、其結果説話の展開が主となり、滑稽諷刺を主とした従来の分量では不便になつたため、文化の初から五冊分を一巻とするに至り、これを合巻と呼んだ。脚色の複雑で教訓を主としたことは讀本と同一傾向で、謂はゞ繪を

主として讀本を通俗化したものに外ならぬ。當時の戯作者で合巻を書かぬものはないが、就中最傑出したのは柳亭種彦高田彦四郎、旗本知久であつた。彼の代表作は源氏物語を翻案したにせむらたき、編未完、三十八及び歌舞伎の話を取つた正本製十及び西鶴諸國咄に倣つた邯鄲諸國物語等で、表紙・挿繪の意匠の妙と文辭の流麗とはその長所であつたが、讀本や歌舞伎に追隨模倣するを事としたは遺憾であつた。田舎源氏編未完の主人公足利光氏の多情を賣の詮義のためとする等は、時代の傾向を示す意味に於て注意すべきである。他

文藝の傾向



甲圖七十四第 紫田舎源氏(第四編)

の小説は幕末に入つて終を告げたが、合巻のみは明治時代まで續き、後新聞の繪入小説と化した。

されば當代の文藝は多趣多様な點に於ては未曾有の隆盛を見たが、概して翻案・補綴・釘鉋をこととして、獨創と氣魄を缺いた類唐期たるを免れなかつた。文藝に及ぼした學問の影響も著しかつたが、文學者の學者振ることも一般的流行であつた。宿屋飯盛が狂歌を俳諧歌の流とし、源注餘滴・雅言集覽の名著を出したは國學者石川雅望として怪しむに足らぬが、京傳の近世奇跡考・骨董集、種彦の還魂紙料・用捨箱等が近世の風俗の考證を示し、馬琴の燕石雜誌・

歌舞伎七世團十郎

八世團十郎

江戸の名優

上方の名優



乙圖七十四第 紙表上同

玄同方言がその博識を誇る等、この傾向の著しい例である。

めに天保改革の際、江戸十里四方追放を命せられたが、嘉永二年になつて許された^{安政六年歿。長男八世團十郎は時代世話を兼ね、且孝悌のため町奉行から旌表せられた程で、その人氣も天保嘉永期に於て第一位にあつたが、父に先立つて自殺した^{安政五年。三十二歳。}この外江戸では和實と武道を兼ねた三世坂東彦三郎、實悪・生世話に長じた五世松本幸四郎、和事に長じた三世坂東三津五郎、和實を主とし仕掛に長じた三世菊五郎があり、女形としては最生世話物の娘形に長じた五世岩井半四郎が傑出した。}

大坂では立役實悪に成功した七世片岡仁左衛門、立役を専とした二世嵐吉三郎及び藝の多方面な三

世中村歌右衛門等この期の初に著はれ、所作を得意とした四世歌右衛門と質實な藝で好評を得た五世市川團藏とが末期を飾つた。女形として江戸の五世半四郎に對立したものは二世中村富十郎で、地藝と所作とを兼ねたが、彼亦天保十四年驕奢のため大坂を追放せられた。

當時の脚本は淨瑠璃の脚色のみならず、京傳・馬琴・種彦等の讀本・合巻や又講談・人情話等の脚色が盛に行はれて、脚本作者は獨創力を失はしむるに至つた。この間にあつて大坂から下つた並木五瓶は脚色に統一があり、時代に世話を兼ねた長所があり、櫻田治助は時代物は何所迄も勇壯花やかにし、世話物には當時の市井の様子を寫し、四世鶴屋南北は生世話に市井の有様を活寫して中に滑稽味を交へ、怪談には仕掛・早變を利用して凄壯を極めて大當を得たが、唯餘りに怪奇に奔り、且慘酷と卑猥を敢てしたのは短所であつた。この期の末には二世河竹新七、即默阿彌が出て、世話物を主として、脚色の結構配合に長じ、よく役者の特色を發揮した。

繪畫に於て技倆勢力共嶄然當代に卓出して、初期の探幽にも比すべきは谷文晁であつた。彼は狩野・土佐・文人畫等有ゆる諸流を究め、更に洋畫の遠近法をも加味し、往くとして佳ならざるなき大技倆を備へ、繪を以て田安家に仕へ、且松平定信の眷顧を得、門流盛大を極めた。唯各派に長じたのみで、これを統一して独自の境地を開くに至らなかつたのは遺憾である。青綠山水樓閣圖徳川達孝伯藏・前後赤

繪畫
谷文晁

酒井抱一

壁圖秋元興朝伯藏・公餘探勝・浦之餘波松平定敬子藏等を初め遺作極めて豊富である天保十一年歿七十八歳。文晁と同時に江戸に出た酒井抱一姫路藩主酒井忠以の弟は繪畫・俳諧に長じ、畫は光琳を宗として、好んで鮮麗な花卉を描き、光琳の放膽はないが、氣品の高逸は他の追隨を許さなかつた。

京の寫生派

土佐派の復興

京都では應舉以來寫生の風漸く盛で、吳春松村月溪は蕪村に應舉を合して溫雅洒脫、よく南北を合一して四條の一派を開いた。岸駒亦沈南蘋に倣つて寫生を主とし、而も霸氣横溢、奔放の筆を弄して一派を成した。更に注意すべきは土佐派の復興で、田中訥言尾張の人古土佐の畫風を慕ひ、有職故實を究めて、その先陣となり、その門に宇喜多一蕙が出て、岡田爲恭亦訥言の風を慕つて、訥言・一蕙を凌ぎ、菊池容齋は土佐派から出て歴史畫を主とした。而して一蕙・爲恭・容齋何れも勤王の志士として聞えた。

文人畫
渡邊華山

併し當時最弘く行はれたのは文人畫で、學者・詩人等殆これを試みざるなき有様であつた。江戸では渡邊華山文晁の門より出で、花卉・山水・人物共に勝れ、沒骨寫生を主とし、洋畫の長所を取つて肖像畫をもよくしたが、その筆墨の末に奔らす氣品の高邁なるは、他に比を見なかつた。月下鳴機圖岩崎男爵藏盧生邯鄲夢裏圖原六郎氏藏を初め優作屈指に違ない程で、その著一掃百態亦洒脫輕妙な趣致愛すべきものがある。九州亦文人畫家に富んだが、その巨擘は田能村竹田で詩畫茶事に長じ、その畫は神韻を宗とし、用筆細勁鍼の如く、趣致最高遠であつた。華陽歸馬桃林放牛圖藤堂伯藏・山水圖屏風加納氏藏等最名品と稱せら

田能村竹田

浮世畫
葛飾北齋

れる。

歌川派

文人畫と極端に相反した性質を有して、一層弘く社會に行はれたのは錦繪であつた。葛飾北齋は浮世繪の外、和漢の諸派に互り、洋畫の長所をもとり入れ、その漢畫の筆法による勁健な筆力は、森羅萬象を畫想化して餘すなき意匠の妙と相俟つて、何れの方面にも大手腕を發揮し、殊に萬物の活動を描寫して餘蘊なからしめた。富嶽三十六景・東海道五十三次・富嶽百景・北齋漫畫等は最その特色を發揮して居る。唯霸氣露出して卑俗の傾を免れない憾があるが、その門流大に榮えて一派を成した嘉永二年。北齋派に對立し、後にはこれを壓して全く斯界を獨占したのは歌川派である。歌川豊春の弟子

安藤廣重

錦畫の傾
向

豊國は役者繪に大當りをとり、美人畫及び小説の挿繪をも盛に描いて門流大に榮えたが、その中國貞・國芳の二人最傑出し、國貞後二代は役者繪及び挿繪に於て最盛名があり、國芳は武者繪を初めて一機軸を出した。豊國の同門でその競争者であつた豊廣は、美人畫を主としたが、その門に安藤廣重が出て、風景畫に新生面を開き、北齋の誇張なく、漢畫・文人畫の支那化なく、素直に天然を寫し、構圖・賦彩に長じて、よく自然と人物とを調和せしめた。東海道五十三次・江戸百景・諸國名所百景等その優作が多い。錦繪の隆盛はこゝにその極に達し、彫摺の技術も益々發達して金銀等をも用ゐるに至り、その數の多いのみならず、内容も風俗の外山水・花卉・武者繪等も起つて浮世繪の意義を變せしむるに至つたが、徒

文化の類
唐期

學校と文
化の普及

に艶麗を競つて卑俗になり、畫家の濫作と彫摺の版元任せのため、美的價値の墮落を免れなかつた。要するに當代の文化は、學問・文藝・美術等、何れも多方面に發展して、内容の豊富は著しく進んだが、或は模倣追隨をこととし、或は邪路に傾き、獨創の旺盛と規模の正大は遂に見るを得ない爛熟・頽唐期であつた。唯學校の設立は朝廷・幕府ともこの期に入つて初めて見る所で、殊に幕府は漢學・洋學・醫學に及び、大名の如きは殆藩校を見ざるものなき有様であつた。されば普及に於ては階級的にも、地方的にも一層の進展を見たこと言ふまでもない。

第五十一章 幕府政治の破綻と開國

幕府滅亡の原因

幕府滅亡の原因を外艦の渡來と尊皇論に歸するは固より皮相の見に過ぎずして、社會上に於ける階級制度の破綻と思想上に於ける國民的自覺の發達のため、江戸幕府の政治を破綻せしめた結果に外ならぬ。尊皇論は國民的自覺の發現の一部であり、外國勢力の壓迫の如きは、幕政の破綻を暴露せしめた一機縁であつたに過ぎない。

社會上の原因
江戸時代の階級制

江戸時代の社會組織は武士・百姓・町人を主要階級とし、更に公家・僧侶・神主・穢多・非人の第二次的階級を加へた階級制であり、その中心として總ての權力を集め、社會の儀表たるものは武士階級であつた。これ等の階級は原則として先天的であり僧侶は固より眞宗のみが世襲であつたがこの階級の固定が社會の平和と安定に重大な効果があつたのみならず、幕府の勢力の社會的基礎亦この武士中心の階級制にあつた第四十五章参照。本來階級制はその上に位するものが、武力・財力及び教養の全部又は大部分に於てその下にあるものを凌ぎ、社會の儀表として尊敬せられる間は安定であるが、これに反してその實力が下に移り、上のものに對する敬意が失はるれば、その維持難を來たすべきである。江戸時代に於ても、その初期の武士階級は武力の充實したのみならず、その富も教養も他の階級を壓し、國民の儀表として、國家の重

階級制度の維持難

武士の窮乏

に任ずるに十分であつた。併し武士は政治の全權を占め、その一部は政治の局に當つたが、武事を本務とする以上、平和が彼等に幸しないことは免るべからざる數であつた。平和の持續の最大の效果たる國民文化の興隆と國民經濟の發達は第四十四・四十六・四、十八・五十章参照、武士の教養及び富に於ける優越を失はしめたが、この間に武力に於ける矜持さへ漸く危からんとするに至つた。

幕府

一定の土地からの収入による武士階級は、生活の向上と共に財政難を來たすは當然であるが、更に國民經濟の發達して資本の勢力の増大した結果、全く財理の權を失ひ、幕府・大名・旗本・御家人・陪臣の別なく、殆皆窮乏に苦しむに至つた。その初最財政の豊であつた幕府も、四代家綱の頃から漸くその困難を生じ、元祿以後は金銀の吹替を初め、幾多の彌縫策によつて、辛うじて、その破綻を免れたに過ぎなかつた第四十一・四十三・四、十七・四十九章参照。天保の初十年間の平均數を見るに、歳入百四十五萬二千餘兩に對し、歳出百九十八萬五千餘兩に上り、その超過額は五十三萬三千餘兩に及び、僅に金銀吹替による出目によつて、所謂御繰合くわいあはせをなし得たのであつた。大名は自然の財政の悪化の外、幕府がその財力を削ぐを目的の一つとした參覲交代や、普請の手傳のための失費夥しく、その窮乏一層甚しかつた。普請の手傳は後にはその初期の如く頻繁ではなくなつたが第四十二、章参照、參覲交代及びそれに伴ふ一年の在府は、年々のこととして負擔甚重く、殆毎年數十萬の軍を動かすと同様であつた。されば「當今二百六十

大名

旗本・御家人

餘ノ諸侯貧ヲ憂ヘザルナシ」東潛夫論で、これを補ふためには、或は領内の産業を開發し、或は其特産品を專賣とし、或は百姓を誅求し、或は紙幣を濫發し、或は家臣の祿米を減じ、或は大坂・京・江戸等の金持から借金して一時を糊塗するを常とした。領内の金持に獻金を命じて、苗字帶刀の格を與へる如きは、最盛に行はれた。旗本・御家人に至つては、交替寄合は參觀の費用を要し、その他も大江戸に居て最生活の向上を來たし易いため、早くから窮迫するもの多く、幕府も寛永以來屢、拜借金を許したが、猶知行地の百姓を誅求し、藏宿に借金の嵩むが常で、甚しきは武器・衣服を入質して出仕に事缺く有様であつた。されば幕府は享保には金銀公事の取上を止め、寛政には藏宿に棄捐を令して、彼等の窮狀を救つたが第四十七・四、第十九章參照、かゝる不法な手段は一時の安を偷ましめたのみで、却つてその後融通に苦ましめたに過ぎず、遂には家督の賣買も公行し、無頼の徒と化した所謂御家人崩くづれも頗る多かつた。されば大名・旗本等の家臣たる陪臣の疲弊は最甚しく、小祿のものの内職によつて糊口するは一般的であり、家督の賣買の如き言ふまでもないが、その祿さへ屢、借上かりあげとて減せられ、甚しきは半知宛行あてがひと稱して半減せられたから、その苦痛は想像の外であつた。固より大名・旗本・陪臣とも裕福な家もないではないが、それは大祿の士の中の特例に過ぎなかつた。

窮乏の結果

窮乏の結果は生計の維持が主となり、兵糧・武器の蓄を缺き、且大名の如きも財利に長ずる士を重

陪臣

んじて、士風の墮落を生じ、旗本以下は人馬・武器の備さへなく、渡者の日傭奉公人で用を便し、文武の教養も忘れられるに至る。されば形式上平民の上に位するも、社會の儀表中堅たる實力を失ひ、存在の意義を失ふこととなつた。

武士中の不遇者

且武士階級の中でも家格・世祿の制厳しく、小祿の士は生計に苦しむ上に、騏足を延ばし重職に任ずることが出來ず、又次男以下は分家の困難のため、他家に養子たる外は父兄の家に「御厄介」として寄寓するを常とした。さればかゝる境遇に甘んじ得ざるものは、浪士として天下に彷徨し、或は不良無頼の徒と化し、又は百姓以下の階級に投ずるに至つた。幕末に於ける志士の多數が下級の士か、次三男か、又は武士の名のみ存して、その務をなすの機會を有しない郷士・牢人から出たことは偶然でない。

百姓

土地からの生産に依存する百姓は、資本の勢力の發展と共に經濟上の落伍者たらんとした上、更に武士の資源の供給者として、その窮乏の影響を受け、一層その困苦を増大した。享保以後幕府の政治が興利を主とすることとなつた後は、代官の誅求益、甚しく、幕府の「御爲」と己が私利のため治民の任を忘れて、貪婪暴戾を事とするが常となつた。窮乏した大名・旗本領に於ける誅求は一層甚しく、或は年貢を七公三民の高率とし、或は翌年の租を前借し、或は種々の名目によつて新たな負擔を加へた。

されば、この頃から百姓の生活難による墮胎・間引が盛になつて、人口減衰を來たしたと共に第四十五章參照 誅求に堪へず、徒黨して大名や代官に反抗する百姓一揆も各地に頻發した第四十七章、四十九章參照。百姓一揆は今日の意味の階級闘争ではないが、團結の力による武士の悪政に對する反抗であり、後に張本人が犠牲になることは多いが、大抵その目的は達して居るを見て、武士が、その資源の負擔者たる百姓に對してさへ、威力を失つて來たことを示すものに外ならぬ。

町人
國民經濟の發達、資本の勢力の増大は武士・百姓に禍したと共に、町人階級の發展の基礎を成した。亂世に於て武力が最勢を得る如く、太平の世に最威を振ふものは富であり、資本の集積とその威力の増大とは、財利の權を町人の手に歸せしめたため、所謂天下の町人は漸く武士階級をしてその富に叩頭せしむるに至つた第四十五章、四十六章參照。大名の掛屋、旗本・御家人の藏宿はその最重要な金融機關で、借金が積つた際には、哀願してその繼續を請ひ、旗本・御家人の中には一切藏宿に財政を管理されるものも少くなかつた。幕府が大名のために融通金を企て、旗本等のために棄捐をさへ令したのも、武士階級の町人に對する負債の如何に甚しかつたかを示すものである。

教化の變
文化の普及は武士と町人及び百姓の一部との間に、その教養の差を減する傾を生せしめた。固より初期に於ても儒學の平民の間にも及び、俳諧・小説・淨瑠璃・歌舞伎等は弘く武士階級にも行はれたが

第四十四章、後者に名を得たものは殆皆牢人であり、又その出身の武士たると平民たるとにより、猶學風・作風・藝風に區別の存するを常とした。然るに後期に入つては學者に武士以外が多く、旗本・御家人・陪臣に戲作者等が輩出したのみならず、その身分の別が、作物の上に殆影響を見なかつた。されば文化の上では早く、階級制度は消滅し、武士は特に教養に於て、平民の敬意を博すべき長所に乏しい有様であつた。

社會變革の切迫
かくの如く社會の中堅たる實力を失つた武士が、政治上全權を握り、百姓・町人に對し恣に抑壓を加へることの不自然は、社會組織に大變革を生ぜざるを得ない形勢を馴致したが、下級武士の窮境と相俟つて、政治革新の社會的根柢を成した。而して西洋思想の影響も識者の間に階級打破の策論を生せしめ、遂に明治維新と共に四民平等の實現を見たのである。

思想上の原因
思想上に於ける國民的自覺は學問興隆の結果で、儒學の發達に伴ひ華夷論・放伐論を生じ、更に國史の研究が加はつて王霸論を惹起し、共に國體の闡明を效果した。華夷論は内外の分を正し、我國の萬國に冠絶する所以を明にし、放伐論は我君民關係の特殊性を高唱して、君臣の大義を確立し、尊皇心を基礎づけ、王霸論は尊王賤霸の思想を我公武に當て、武家政治の正道に反した變態たるを示した第四十四章參照。而して國學の發達が又國體論の一大聲援を成したことも言ふまでもない第四十八章參照。かくの如

き尊皇愛國の思想が時の流と共に益、弘まつて行つたことは自然の數であり、この思想をつきつめれば、國體の本義に基き、王政の古に復すべきに至るは當然であるが、江戸時代の中期までは假令王政復古を理想とするものも、單に理論として、又は遠き將來の理想としてこれを説くに止まり、當代の政論としてその實行を策するものは殆どこれを見なかつた。これ皇室は久しく政權を離れさせられ、幕府の威力は確立して、その可能性が見られないためでもあり、且は幕府の文治政治が皇室の尊崇を實現して、公武の融和を見たためでもあつた。尊皇論・國體論の二大源流たる崎門學派や、水戸學派に於ても未だ公武合體論を脱せず、理想としての王政復古を藏するに過ぎなかつた。熊澤蕃山・山鹿素行・新井白石等が尊皇愛國を強調しながら、武家政治を肯定したのは、この傾向の最鮮明なものであつた。

然るに享保以後幕府の政治が征利を事とし、上下の人心を失ひ、且その後漸く實力をも消耗するに至つては、心を王室に傾けるものを増し、王政復古の實現を策するに至つた。寶曆に於ける竹内式部は王政復古運動の具體化の魁であつたが、その方法は猶從來の理想論の傾向を脱しなかつた。第四十七。章參照但これによつて公卿を刺激し、その意氣を鼓舞したことは多大であつた。この結果は寛政の尊號問題に於ける京都側の態度の強硬にも見られるが、この尊號問題を取扱つた稗史たる中山物語に尊王賤朝の

尊皇論の發展

思想の著しいのは一般民間にもかゝる傾向の漸く盛行を見たことを語るものに外ならぬ。第四十九。章參照而してこの頃から外國の勢力の壓迫が著しくなると共に、これに對抗するために種々の策論を生じ、遂に文政天保に至つては政權を王室に復し、政治を一新するを以て、諸外國に對立するために最必要な前提とするに至つた。會澤安・佐藤信淵これより尊皇思想は攘夷・開國の論と互に交錯することとなつた。固より公武合體思想は依然として存し、國學者中最著しい尊皇論者たる平田篤胤も、尊皇史家の代表である頼山陽も、共に明に武家政治を否定するには至らなかつた。

尊皇論の結果
かくの如く同じく尊皇の源を發した流も、其武家政治を否定するか否かによつて、一は王政復古論となり、一は公武合體論とに分れた。前者の隆盛は固より幕府の思想的滅亡に外ならぬが、後者もその内容の如何によつては前者と相去る一步に過ぎぬ。公武合體論もその初は幕府の皇室に對する優遇を意味するに過ぎなかつたが、幕末に至つて幕府の無力が暴露せられ、朝廷の勢威の復興を來たすと共に、政治上に於ける裁可權の恢復となり、幕政に對する干渉となつたから、政權の分裂の基を成し、幕政破綻の一段階を成した。されば幕末に於ては公武合體論は漸進主義の理想となり、王政復古論は討幕論と化して、急進主義の標語となつて相對抗し、大政奉還にまで及ぶのである。

對外關係の緊張と

外國勢力の壓迫に對する緊張は、別に對外的に國家的自覺を誘起し、攘夷論・開國論・國防論・海外

志士の策
攘夷論

發展論等の策論を生じた。

攘夷論は一見頑迷固陋の如きも、實は尊皇論・國體論と形影相伴ふものに外ならぬ。攘夷論の起源は我國家・國體の尊貴にして萬國に比なきを自覺すると共に、これを防護して、此光榮を汚さざらんとする觀念に發したもので、ロシア・イギリスの暴行によつてその端を開いた。併しその後海外の事情が明になり、西洋の植民政策をも知るに至つては、益々國力の充實せざる間に貿易を開始するの危険を感じ、寧攘夷によつて國民を死地に置き、眠れる人心を覺醒せしめ、武備を充實するを緊要とする意義を有するに至つた。更に幕府が鎖國を口にしながら、外國の強壓に屈して開國に傾くや、これを以て國威を辱むるものとなし、かゝる無力なる幕府に國政を委するを非とし、攘夷によつて幕府を倒し、王政に復した後、萬國に公明正大なる交を結ぶべしとの政治論に轉化した。されば幕末に於ては、攘夷はその名であつて、その實は尊皇討幕を意味し、尊皇と攘夷の一致を見るに至つたのである。

開國論

開國論は國防をも顧みざる無謀な攘夷を行ふを危険とし、寧進んで開國し、貿易の利により國を富まし、國防を充實すべきを説いたものであり、海外の事情の明なるに及んでは、何人も鎖國以前に於ける我國民の雄飛を回顧し、彼盛運を恢復せんとの念は共に識者の感じた所であつた。唯幕府の開國が外國の強壓の結果に出で、攘夷論が特殊の政治的意義を帶ぶるに至つては、開國論は却て保守佐幕

國防論と
海外發展

の傾向を有することとなつた。國防に至つては、攘夷・開國の別なく、洋式の武器戦法を採用し、その充實を計るべきが、識者の通論であつた。海外發展論は開國論に國防論を加へて更に發展せしめたもので、工藤平助が蝦夷の開拓を説き、林子平が蝦夷・朝鮮・琉球の併合を論じたのを初め第四十七・四、
第十九章參照、西藤の頃本多利明は郡縣制に改め、首府をカムチャツカに移して滿洲を經略すべきを説き西域、
物語、文政に至つて佐藤信淵は王政に復すると共に、愛と義により、沿海州を併せてロシアの南下を防ぎ、南洋を開拓して、イギリス・支那に對抗すべきを論じ宇内混、
同秘策、帆足萬里が臺灣・呂宋・安南の經營を主張した如き東瀛、
夫論、その一例である。かくの如くその論旨は各相異り、中には柄鑿相納れないものもあるが、何れにせよ國民が幕府の専制政治に満足せず、自ら國家のことを念とするに至つたもので、國家的自覺の發現であり、護國の精神の發露たることに變りはない。而して幕府が、鎖國を稱へながら、外國の強壓に屈して、開國したことは、開國論者も慊らず、自ら幕政そのものまで信用を失ひ、尊皇思想と合して、攘夷の名の下に討幕を實行せんとするまで、進展を見たのである。

尊皇と攘
夷の合致
時勢の變
化
西力の東
進

かくの如く社會上幕府の存續が呪はれ、思想上その存在が否定せられるに至つたのも、時勢の變化の結果であるが、思想上の原因の一半を誘發し、且幕府の無力を暴露せしめて、その衰亡を早めた海外勢力の壓迫も、亦世界大勢の變化の致す所に過ぎなかつた。寛永鎖國の後二百年の間に世界の

ロシア

イギリス

北アメリ
カ合衆國

Monroe Doctorin

大に變じ、西人の勢力は澎湃として東洋の天地に押寄せて來、その影響する所遂に我國に及ぶに至つた。北方に於けるロシアは十六世紀の末永祿からシベリア經營に着手し、十七世紀の半寛永には既に黒龍河口に達し、それよりシベリアの開拓に努むると共に寶永中東進してカムチャッカを占領し、進んで千島の侵略を初めた。この頃から彼の帆影は漸く我近海に出没したが、遂に寛政五年ラックスマンの渡來となり、次いで文化元年レザノフの來航を見るに至つた。かくロシアがアジアの北方に東進したに反し、南路を取つて來たのはイギリスである。イギリスは十八世紀の後半寶曆の間に印度に於けるフランスの勢力を驅逐して、その半を領有したが、その後益々勢力扶植に努め、十九世紀の半に及んで遂に英領印度を大成するに至つた。この間更に支那との間に阿片戦争を開いて、香港を奪ひ、支那をして開國を餘議ならしめた天保十三年。されば寛政頃からイギリス船は我近海にその姿を現じ、文化・文政の頃には屢暴行を敢てした。文政の打拂令が彼の暴行に因せると共に、天保の緩和令は阿片戦争の結果が與つて力あつたのである。イギリス・ロシアの兩國が南北二路を取つて東進したに反し東方から東アジアに勢力を發展し來つたのは北アメリカ合衆國である。合衆國は十八世紀の末天明三年ベルサイユ條約にイギリスのアメリカ植民地の獨立したもので、その後ヨーロッパの革命戦争、ナポレオン戦争等に忙殺せらるゝ間にその國力を駸々として發展せしめ、十九世紀の初文政六年にはモンロー主義

Biddle
東西洋の
接近

幕府の鎖
國策

を宣言して、新大陸に覇を稱し、十九世紀の半嘉永元年にはその領域を太平洋岸に擴めるに至つた。されば東洋に對しても商權の擴張に努め、天保八年にはモリソン號の渡來となり、次いで嘉永元年にはビッドルが二隻の軍艦を率ゐて浦賀に來つて通商を求めた。かくの如くロシアのシベリア領有、イギリスの印度經營及び北アメリカ合衆國の太平洋岸發展は西方東漸に一新時期を劃して、東西兩洋の接近を著しく促進したが、更にこの際蒸汽船の發明が起り、天保中大西洋及び太平洋の直航を見るに至り、益世界の距離を短縮するに至つたから、この三大勢力の焦點に位する我日本も長く鎖國の夢を貪るを許さざる形勢となつた。

凡そ舊例故格の墨守は、往々一時の制度を百年の長計と誤認して、事情の變化して初の意義の消滅したのみならず、その存續が却つて有害無益となつても、猶その形骸を維持せんとする傾がある。幕末に於ける幕府の態度には各方面にこの傾向が見られるが、鎖國維持に苦心したのもその著しい一例である。寛永の鎖國は當時の我國に取つては已むを得ざるのみならず寧有利な政策であつたが、後故例墨守の風に捕はれて、不易の祖法と誤認し、外國貿易を有害無益と考へ、鎖國主義を何所までも固守せんとしたことは、幕府をして自繩自縛に陥らしめた。かくて寛政以來外人の和親通商を請うたものは總て之を拒絶したのみならず、文政八年には攘夷令をさへ發し、これを非難したものは抑壓して

阿部正弘
の融和策

水戸齊昭
と島津齊彬

假借しなかつた。水野忠邦はこれを廢して緩和令に改め、我より事端を開くを避け、天保の改革を斷行して、國力を充實して後外交問題に當らんとしたが、功を竣へずして退き、弘化二年年少な阿部正弘伊勢守二十七歳
備後福山十萬石の難局に當たることゝなつた。このため彼は當時最名聲の高かつた水戸齊昭烈・島津齊彬あきらと親しみ、之を外援としたが、これやがて幕府の專制主義破綻の端となつた。天保頃より諸大名にも殆皆藩政改革の運動を生じ、進歩・保守の兩黨の抗争を見るを常としたが、齊昭・齊彬は共に革新派の頭目で、藩政の改革、藩國の富強に努めた。唯兩者の態度は必ずしも一致せず、齊彬は海外の事情に通じ、鎖國の到底永く維持すべからざるを知り、盛に西洋の文物を採用して國の富強を計り、齊昭は攘夷論の中心人物として、國防の充實を第一とした。

オランダ
國王の忠告

弘化元年オランダ國王ウイレルム二世は軍艦をして親書を幕府に傳へしめ、懇篤に世界形勢の推移を説き、「近頃蒸汽船の發明ありて以來遠國も近國同然に候」とて、支那の覆轍を踏まないためには、一日も早く開國するが唯一の道なるを説き、將軍がこの忠告を納れて親筆の返書を給はらば、更に腹心の臣を遣して詳細に申上げようと言つて來た。これに對し、幕府は翌二年老中連署の返書を送り、好意を謝すると共に、一時の故を以て祖宗歷世の法を變すべからざる旨を答へ、通信なき國と通信し

琉球の開國

難いとして、今後の往復を斷つた。然るに一方では弘化三年島津齊彬の請により琉球に於てフランスとの貿易を默許して、鎖國政策に破綻を敢てして居る。

北アメリカ
の合衆國
強國の要

かくの如く祖法に眷戀して大勢に順應することも出來ず、さればとて、國防を充實して攘夷を斷行する力もないため、口には鎖國を唱へながら、強力な壓迫に逢へば、漸次開國の止むなきこととなり、國論の沸騰を來たし、幕府の威權を失墜することとなつた。而してその初めて武力を以て我國に開國を迫つたものは北アメリカ合衆國であつた。北アメリカ合衆國は當時北大西洋の捕鯨業が北太平洋に移つたため、捕鯨船の避難地として、又支那の開國に伴ひ、直通航路設定のための貯炭所を設ける場所として我國の開國を必要とし、且は我國との貿易の利をも占めんとして、日本の開國を求むること切であつたが、その漂流の日本で虐遇せられた報に接し、直に和親通商條約の締結を求むるに決した。大統領フヒルムモオアは水師提督ペリイを遣して、漂着したアメリカ人の生命財産を保護すべき和親條約を締結し、薪水食糧の供給と破船の修理のために入津し得る一二の港を定め、貯炭所を設けることを許し、且貿易のためにも一二の港を開放せんことを求めしめ、時宜によつては武威を示して強要しても構はぬと令した。かくてペリイは嘉永五年十月西紀一八五二年十一月本國を出發したが、我國が容易く要求に應じないであらうと察し、從來の溫和な手段に反し強壓的態度を取ることとし、やむ

ペリイの
渡來

なくば、武力で我國の一部を占領して、根據地とするの許可を得、途中琉球及び小笠原島を視察した後、翌六年六月三日戦闘準備を整へた四隻の艦船を率ゐて、相模の浦賀灣に入つた。幕府は既に前年のオランダの風説書によつてこのことを豫知したが何等の對策も講じて居らず、浦賀奉行戸田氏榮^{伊豆守}は再度吏を派してその來意を問ひ、長崎へ廻航を要求したが、彼はこれを拒け、直に江戸へ行つて將軍に謁し、國書を呈せんことを求め、これに應じなければ干戈に訴へるのみで、開戦の曉は我必勝はいふまでもないからその時和を請ふにはこれを立て、來れとて白旗二本を渡し、態度暴慢を極めた。正弘は事態の容易ならざるを見て、江戸灣警衛の四藩^{彦根・會津・川越・忍}の外新に十藩を加へて防備を嚴にすると共に、國書を受理するの可否につき諸役人の意見を求め、且齊昭にも諮詢した上、遂に兵端を開くを避けるため、暫く隱忍して受理し、退去せしめて後徐に策を講ずるに決した。この間ペリイは船を進めて江戸灣を測量し、江戸の士民は今にも戦が初まる様に信じて大騒となり、「泰平の眠をさます蒸汽船^{上喜撰} たつた四杯で夜も寝られぬ」有様であつた。

ペリイの
應接

かくて九日久里濱の假屋で浦賀奉行井戸弘道^{石見守}・同戸田氏榮はペリイと會見し、彼からは國書及び彼の將軍に宛てた書を出し、我は此度は使節の勞苦を察し、特に書翰を受取つたが、應接の地でないから應答は出來ぬ故、直に歸帆する様にこの諭書を渡した。彼は明春回答を求むるため再び來航す

ることを告げ、三十分で會見を終つたが、奉行は一語をも發しなかつた。初の暴慢な態度に似ず、彼が出府をも強かず、速答をも求めず、國書の受理に満足して退去を諾したのは、二百年の鎖國の一時に打破し難きを察したこと、石炭糧食が不十分であり、政府から幕府への贈物も未だ着かず、且清國に長髮賊の亂が起つて、居留民保護を必要とした等のためであつたが、我諭書に快らず、更にその艦隊を羽田沖に進めて威を示した上、十五日遂に退帆した。

幕府の對
應策

この時將軍家慶病中で六月二十二日に薨じたが、世子家定は病弱のため遺言して、齊昭に幕政に參與せしむることとした。正弘は一方外交のことを朝廷に奏すると共に、諸大名・諸役人に合衆國の國書を示して、意見を徴した。それ等の意見も多くは鎖國を是とし、開國説を取るものも國防充實する間の一時の策とするに過ぎないが、兵端を開くについては、「征夷大將軍の職任、萬世不易の眼目は征夷の二字にあり」と唱へたものもあつたにしても^{佐賀鍋島氏}大體は之を避けんとし、齊昭の如きも外和内戦論を唱へ攘夷論を對内策とするに過ぎなかつた。正弘はもはや開國の止むなきを察したが、なるべくその時機を遷延して、その間にこれに應ずる準備をなさんとし、オランダを通じて將軍薨去を理由としてペリイに再航の延期を希望し、諸大名にはペリイが再び來ても諾否の確答を與へず歸らす筈であるが、彼から兵端を開かぬとも限らぬから必戦の覺悟で防備に當るべきを傳へた。

プチアチ
ンの渡來

ペリイの退去した月餘後、ロシアの軍艦四隻復長崎に來たとの警報が傳へられた。幕府は前門僅に虎を卻けて後門又狼を迎ふる有様である。我北邊と領土相接し、その關係も古く、利害も密接なロシアは、ペリイの遠征を聞いて、その舉動を監視し、若し戦争となれば日本を助けて恩を賣らうとして、プチアチンを日本に遣した。彼はペリイと前後して本國を發し、南アメリカを廻つて七月十七日長崎に着いた。長崎奉行大澤兼哲豊後守は鍋島・黒田二藩に警備を嚴にせしむると共に、吏を派して來旨を問はしめたが、彼はペリイと反對に吏員を歡待し、日本の國法を重んじて長崎に來たこと、兩國に關する重要な案件を帶び、外相ネッセルロオドの老中に宛てた書翰を齎したことを告げた。幕府は長崎奉行をして之を受けしめたが、その要旨は隣交の誼を全くせんため、千島・樺太に於ける國境を決定し、且一二の港を開いて通商貿易を行はんといふにあつた。幕府は之に對し、留守居筒井政憲肥前守・勘定奉行川路聖謨左衛門の二人を長崎に遣して返翰を與へしめ、邊土の境界は我に於ても望む所だが、これは實地の調査を要するから直には決し難く、貿易のことは今に於ては必しも祖法を固守するものではないが、新主就職の初國事多端な上、かゝる大事は朝廷に奏し、諸侯に諭して後決せねばならぬから、三五年もかゝらうが、その決定を待つやうにと傳へた。この頃プチアチンはクリミア戦争將に破裂せんとして居る形勢を知つて長崎に安んぜず、一時上海へ行つたが、十二月再び長崎に來て、續い

Nesselrode

Poutiatin

プチアチ
ンの交
渉

て到着した筒井・川路等から老中の返翰を受けた上、會見五回に互つた。この時彼は國境劃定の急を説き、千島の國後及び樺太の南端の外は悉くロシア領と主張したが、我は擇捉の我領なること、樺太は五十度を以て境界とすべきを唱へて譲らず、更に調査することとし、貿易については三五年を待たず開國すべきを諷し、開國の際は先づ彼に許すことを認めた。彼は本國の風雲を氣遣ひ、翌安政元年正月八日長崎を去つたが、幕府の態度の合衆國に對するよりも好感を示したと共に、川路聖謨等の應接の成功をも認めざるを得ぬ。

ペリイは浦賀を去つた後琉球に通商を約せしめて石炭庫を設け、部將をして合衆國の名で小笠原島を占領せしめたが、プチアチンの日本に行つたことを聞いて期を早め、琉球で幕府の來航延期の希望を聞いたにも拘らず、安政元年正月十六日軍艦九隻を率ゐて江戸灣に來り、浦賀を過ぎ小柴沖に碇泊した。幕府は應接地を浦賀又は鎌倉にせんとしたが、彼は江戸を主張して、艦隊を神奈川沖に進めたから、遂に横濱に決し、且前の布告を裏切り、長崎で石炭・薪水・食料及び船中の闕乏品を賣渡すことを許すに決し、二月十日應接使林輝大學頭・井戸覺弘町奉行對馬守はペリイに會見してその意を告げた。ペリイも直に通商貿易開始の困難を察して、強ひて主張せず、唯長崎を嫌つて下田・箱館に望み、幕府又これに應じ、三月三日日米和親條約の成立を見た。所謂神奈川條約で、翌二年正月下田で批准交換を見

日米和親
條約の締
結

ペリイの
再來

た。この時彼が電信機・汽車の雛形・メキシコ戦争の繪等を將軍に獻じたは、その文明の進歩と國威の隆盛を示す意に外ならなかつたが、これに對し、我が江戸角力をして故意と遠くから米俵を運ばしめて贈つたのは、その體力の強を誇示したものに過ぎぬ。

日米和親條約の成立を聞いたブチアチンは安政元年十月箱館・大坂を経て下田に來り、筒井・川路等と交渉を開き、十二月に至つて箱館・下田・長崎の三港を開き、千島は擇捉までを我領と認め、樺太は共有として日露和親條約の締結を見た。この間下田に大海嘯があつてブチアチンの乗艦が破損したが、彼は幕府の保護の下に戸田郡君澤で船を造つて歸國した。これに先立ち、イギリスの提督スタアリングは長崎へ來てロシアとの交戦のため、我港灣への出入の許可を求めたが、幕府はこれを拒絶し、唯船中の闕乏品を求め、船を修理するために箱館・長崎二港に入るを認め、八月日英約定が成立した。オランダの甲必丹クルチユス亦長崎奉行に合衆國及びロシアと同様な待遇を求め、二年十二月日蘭和親條約の調印を見た。

かくの如く幕府はペリーの強壓に逢ひ、兵端を開くの不幸を避けんとして、その聲明した所を裏切つて、條約を結ぶに至つたことは、不思議な下作佐久間象山として攘夷論者のみならず、開國論者をも憤らしめたが、當時の幕府の武備財政の状態から見れば已むを得ない所であつた。併しこの刺戟は

日露和親條約の締結 James Stirling 日英約定 Jan Hendrik Donker Curtius 日蘭和親條約 幕府の改革

一面幕府をして銳意諸般の改革を斷行せしめ、正弘は川路聖謨勘定奉行・筒井政憲・井戸覺弘以上大目附・大久保忠寛志摩守一翁・遠山景晉左衛門尉・岩瀬忠震肥後守・永井尙志玄蕃頭・竹内保徳下野守等の人才を拔擢し、大砲を鑄造し、軍艦を建造・購入し、江戸に講武所を開き、長崎に海軍練習所を設けて、陸海軍の振興を計り、品川の臺場及び紀・淡・播・攝諸州、長崎・蝦夷等に砲臺を築いて國防の充實に努め、番書取調所を設けて新知識の輸入を計つた第五十章參照。又水戸齊昭は神奈川條約の締結に快らずして幕政參與を辭したが、猶軍制改革御用として、軍艦の建造に當らしめ、島津齊彬の養女を家定の夫人として、益江水薩の連絡を計り、又溜間の代表者として堀田正睦備中守を老中とし、上座の地位を讓つて幕府の基礎を固めんとした安政二年十月。

和親條約によつて我鎖國の第一線を突破した諸外國が、やがてこれを階梯として通商の開始を求めたのは自然の數である。既に闕乏品の名の下に小規模な輸出も行はれて居り、幕府はやがて通商を開く意を定めてその準備に當たり、オランダも屢通商の利を説き、安政四年八月には追加條約の名の下に長崎・箱館に於ける貿易を約し、翌九月ロシアもこれに倣つた。此間合衆國は安政三年七月西曆一八五六ハリスを下田に送つて領事館を設け、更に江戸に出て將軍に謁した上、大統領の書簡を呈せしめんとした。幕府は共にこれを拒まんとして能はず、遂にハリスは翌四年十月出府し、未曾有の盛儀を以て

開國の準備

ハリスの渡來

登城の上將軍に謁見した。彼は堀田正睦を訪ひ、世界の**大勢を説き、貿易開始の急務を切言した**。既に開國に傾いて居た幕府はこれに應じ、正睦は下田奉行井上清直信濃守・目附岩瀬忠震を全權委員として談判せしめ、翌五年正月十二日まで會見十三回で修好通商條約十四箇條、貿易章程七則の議定を見た。江戸・大坂の兩市と神奈川・兵庫・長崎・新潟・箱館の五港を開き、公使・領事の駐劄・治外法權を認め、貿易を開始する等、その主なる條項であつた。この中治外法權は明治時代に條約改正の大問題を生ずる端となつたものであるが、税則に於て普通二割又は三割五分としたのは、ハリスの公正を示すものである。この條約は我國から特使をワシントンにやつて批准交換をすることに約したが、既にその調印が大問題となつた。幕府は前例によりこの通商條約のことを諸侯に諮つたが、二三藩の外はこれに同意した。併しそれと共に衆口殆一致して條約の調印を朝廷に奏して勅許を得た後にすべきを唱へたのは、政權の移動を示すものに外ならぬ。

朝廷は久しく大政を武家に御委任の形であつたが、諸外國の勢力四邊に迫り、幕府はこれに對抗する實力なく、國步漸く困難になるに及び、自然朝廷を奉戴し、諸大名の力を併せて國難に當らんとする思想は識者の間に高まり、これと共に水戸齊昭を初め諸大名の政見を京都に入説するものを生じ、幕府亦この時勢を察して、外交のことを奏上する例を開いたため、京都の卿相も自然裁可の權を朝廷に

復さんとの意氣を生ずるに至つた。既に弘化三年には海防に關する勅諭があり、安政元年には幕府の希望によつて毀鐘鑄砲の官符さへ發せられたが、これは反對盛で實、和親條約は却つて叡威に預つたから、通商條約も幕府は勅許の困難を豫想せず、二月堀田正睦は川路聖謨・岩瀬忠震を隨へて上洛し、勅許を仰いだ。然るに武備充實・通商延期の自説の幕府に納れられないを不快とした齊昭は盛に京都に手入を試みて幕府の外交を難じ、他の諸侯及び志士の入説も漸く多くなつたため、公卿もこの際は人心の折合が大切だから、國論の定まつて後勅裁あるべしとの意見多く、遂に今度條約の趣では國威も立ち難いと諸臣の群議にも申して居るから、更に三家以下諸大名の衆議を言上するやうにこの勅答であつた。當時の公卿も識者は開國通商を認めて居たに拘らず、朝議が幕府の通商を非とするに至つた。幕府の外交を信任せず、攘夷の名によつて倒幕を行はんとする政治的策論が既に志士の間に行はれて來た結果に外ならぬ。このため正睦の運動もその目的を達せず、四月に入つて退京の止むなきに至つた。四月五日退京。

條約勅許問題と一緒になつて益時局を紛糾せしめたものは將軍繼嗣問題であつた。將軍家定は病弱で嗣子を得る見込もなく、性質も難局に堪へないから、英明な一橋慶喜を西丸に入れ、將軍を輔佐せしめて、人心の統一を計るべしとの意見が一方に存すると共に、最血統の近い紀伊慶福を立てんどの

紀伊慶福を世嗣とするを定めて京都に奏し、又ハリスに交渉して條約の調印を三箇月間延期せしめ、その間に更に諸大名の意見を徴して勅許を請はんとした。然るに六月初になり、諸大名殆皆提出したに拘らず、尾水二藩は修正を命せられて應せず、越前は繼嗣問題に利用せんとして遷延して居た際、イギリス・フランス兩國が清國と戦つてこれを敗り、天津條約を結んだ西曆一八五八年六月二十六日この安政五年五月十六日報が我國に達した六月十日。このためハリスは直に神奈川に來り、イギリス・フランスの艦隊が戰勝の餘威を借りて我國に臨んだならば、我國は如何なる不利を見るを計られぬから、この際直に調印すれば、必ず兩國をして合衆國同様の條件に満足せしむる様誓つて周旋しようとして、調印の即時斷行の力を力説して幕府の決心を促した。固より自ら他國に先んせられるを避けんとするためでもあつた。この頃調印と勅許との前後に就ては意見兩分し、一橋黨の大名中にも松平慶永・山内豊信等は朝紳が幕府を削がんとして國家の危機をも顧みないに快らず、調印後勅許を請ふも止むを得ないとしたが、そのためには慶喜を嗣として幕政の改革をするを條件とした。これに反し水戸齊昭・尾張慶勝等は勅命に承順するためには幕府の覆滅も意とせず、強硬に勅許必須を論じた。幕府の有司は松平忠固を初め多くは長袖者流の迂論に迎合して機を失すれば、却つて天下の大事を誤る惧があり、イギリス・フランスの軍艦數十隻渡來した後に通商を許しては、國威を損じ、叡慮に背くもので、今ハリスの要求を

條約調印の斷行

入れる方これに勝る萬々なりとして、調印速行を希望したが、井伊大老は最後まで國難の激發を危んで、必ず勅許を待つて後にすべきを固執し、井上清直・岩瀬忠震にハリスに對し極力調印の延期を交渉せしめた。併し井上・岩瀬等が事情切迫して如何ともし難き場合の處置を請うたから、直弼も遂に萬止むを得ない際は調印すべきことを許した。その苦衷は諒察すべきである。かくて六月十八日井上、岩瀬等は神奈川へ赴き、ハリスと談判したが、ハリス固く執つて譲らなかつたため、翌朝調印を了した。翌七月には外國奉行を置き、オランダ・ロシア・イギリスとも略同様な通商條約を結び、九月にはフランスにも及ぼし、愈、開國進取の新日本は茲に第一步を踏み出すこととなつた。

親藩の處罰

外來の壓迫は井伊大老の最後の勇斷によつて、緩和せられることが出來たが、その結果彼の豫想した如く、國內の紛亂は益激しくなつた。幕府は二十一日に京都へ宿次奉書を以てこれを奏し、翌日大名に布告したが、齊昭等は激怒し、二十三日一橋慶喜は登城して大老・老中を詰り、二十四日には齊昭自ら尾張慶勝及び我子慶篤と不時登城して大老の違勅を責め、慶永を大老にすべきを論じ、慶勝から慶喜を世嗣とすべきを説いたが、却て大老に論破せられて齊昭は語塞り、その名聲を失墜せしめたに過ぎなかつた。茲に於て井伊大老意を決して、愈紀伊慶福よしきみを迎ふることを發表し、次いで慶勝・慶永に隱居急度慎、齊昭に急度慎を命じ、慶喜・慶篤の登城を禁じ、この前後に老中堀田正陸・松平忠

京都に於ける志士の活動

固・久世廣周等を免じた。これは幕府の内を固くする必要上止むを得なかつたことではあるが、これより親藩との確執を甚しくして自ら羽翼を削ぐの結果を來たした。

當時京都では志士・牢人の入込むもの益々多く、盛に宮・公卿に入説し、尊攘論を鼓吹して反幕府熱を煽り、又雄藩の爪牙となつて、その政見を朝威を藉りて幕府に強制するの具となつた。水戸の鶴飼吉左衛門・幸吉父子、薩州の西郷吉之助盛隆、越前の橋本左内、長州の吉田寅次郎松陰・浪士梁川新十郎星巖、梅田源次郎雲濱・頼三樹三郎鴨山陽の子等その主なるもので、彼等と宮・公卿の間を周旋したのは青蓮院宮の侍伊丹藏人、有栖川宮の飯田左馬忠彦、鷹司家の諸太夫小林民部大輔・同侍講三國大學、近衛家の老女村岡、三條家の諸太夫森寺因幡守・若狹守父子、久我家の春日和泉守庵潜等であつた。このため公卿は常に彼等に動かされ、廟堂の議も彼等の意見で決する有様であつた。而して近衛忠熙左大臣・鷹司政通前關白・輔熙右大臣・父子・三條實萬前内大臣・久我建通大納言等が一橋黨に與し、井伊大老に反對するに至つたのもこのためである。されば條約調印の報が京都に達するや、孝明天皇はかくては皇祖列聖に對し申譯なしとて讓位の叡慮を傳へられた程で、關白以下の諫止によつて思ひ止まられたが、この事情を訊すため、三家又は大老の上京を幕府に傳へられた。併し幕府はこれに先立つて尾水二藩を罰したため、三家にはその人なく、大老は江戸を去り難いとしてこれを辭し、やがて上洛する老中間部詮勝下總守・京都所司

京都の形勢悪化

水藩への
別勅降下

代酒井忠義若狹守より申上げることゝしたため、その效を見なかつた。

三家大老召の失敗の結果、江戸から来た薩藩士日下部伊三次と鶴飼吉左衛門等の計畫による勅諭降下の運動の進展を見た。九條關白は反對であつたに拘らず、八月七日幕府へ、有司の心得如何と御不審に思召され、柳營の宗室にも慎のもののあるは、人心にも關すると宸襟を悩まさるとて、國內一和して外夷の侮を防ぐ様にこの勅諭を發せられ、水戸慶篤へも同文の別勅を授けて、これを列藩に廻達するを命ぜられた。これ將軍宣下を延引して、その間に井伊大老の排斥と慶喜の擁立を行はんとしたものに外ならぬ。別勅は鶴飼幸吉が江戸へ持參し、尾紀二家及び田安・一橋兩卿へは傳達したが、其他の大名への廻達は幕府の抑止もあり、藩内にも異論があつて行はれなかつた。かく京都では尊攘派の勢力盛なため、幕府に好意を有した九條關白は反對派の壓迫を受け、九月朔日遂に辭表を出すに至つた。大老の腹心長野主膳は形勢悪化の禍根の志士牢人にあるを見、間部詮勝の上京を促し、梅田源次郎等の捕縛を進言した。九月に入り、酒井忠義・間部詮勝は相次いで入京し、長野主膳と計つて先づ梅田源次郎・鶴飼父子及び小林民部大輔等を捕縛して朝臣の反省を促すと共に、九條關白の復職を運動した。十月關白の復職により將軍の宣下を奏請し、その實現を待つて詮勝は參内して條約調印の已むを得なかつた事情を奏して勅許を請うた。併し朝廷では條約中兵庫・大坂の開港開市に對し、殊に

條約勅許
の奏請

志士の捕
縛

志士捕縛
の擴大

強硬な反對があつて、容易に勅許なく、その間に水戸・越前・薩摩・長州等の藩士や牢人の井伊大老・間部閣老を暗殺し、兵を京に出し、朝廷を擁して大變革を行はんと陰謀も幕府に聞えたから、更に捕縛の手を擴げて、宮・公卿の家臣の飯田左馬・伊丹藏人・三國大學・村岡・春日和泉守等、藩士の安島帶刀水・橋本左内・吉田松陰及び浪士の池内大學・頼三樹三郎等に及んだ。梁川星巖はこれに先んじて死し、西郷吉之助は僧忍向を伴つて西國に逃れた。これと共に將軍の趣旨も先づ内を固めて武備を整へて後、鎖國の舊に復すにあることをも奏したため、十一月末に及んで辛じて「事情御永解、攘夷御猶豫」この勅諭を得たのである。かくて幕府はイギリス・ロシア・フランス・オランダとは江戸に於て、北アメリカ合衆國へは、特に使節を送つて批准交換を了した。

條約の批
准交換

安政の大
獄

翌六年幕府は前年奸賊照の手先として悪謀に與したものの、處分を斷行し、朝廷では鷹司父子・近衛・三條四公の辭官落飾の上憤、青蓮院宮・一條忠香・二條齊敬・久我建通等の憤となり、大名では齊昭の水戸表永塾居、慶喜の隱居憤、慶篤の差控、山内豊信の隱居憤、伊達宗城の隱居、志士牢人では安島帶刀の切腹、鶴飼幸吉の獄門、同吉左衛門・橋本左内・吉田松陰、飯泉喜内旗本曾我氏の臣・頼三樹三郎の死罪、小林民部大輔の遠島を初め數十人に達した。これを安政の大獄といふ。これは幕府の威權を復し、社會の治安を維持する上には、止むを得なかつたことであつたが、これが却つて不平の徒の群起を誘發

して、その運命を縮める因となつた。

唯こゝに一つ残つたのは水戸へ下つた別勅の始末で、これをそのままにしては幕府の威權に關する譯だから、これを穩に奉還させるために朝命を請ひ、これを水戸に傳へた。勅諭は當時水戸の祖廟にあつたが、水戸藩の尊攘派は前に勅諭廻達のことから、鎮派と激派に分裂して争を續けて居り、時の當局者たる鎮派は奉還するに決したが、激派即天狗黨の壯士は長岡に屯集してこれを抑止せんとし、齊昭の慰諭も聞かず、萬延元年二月藩兵を差向けらるゝに及び、初めて退散したが、未だ返勅の行はれない中に櫻田の變を生じた。

これより前、水戸の激派たる高橋多一郎・金子孫二郎等は薩藩士と共謀し、水戸の手で井伊大老を暗殺し、薩摩の兵を以て京都を守護し、勅命を借りて幕府の變革を行はんとして居たが、薩藩との打合が熟しない前に、水戸に於ける形勢が切迫したため、脱走して出府し、薩藩の有村雄助・治左衛門兄弟と計り、愈斬奸擧兵を執行することとなつた。高橋多一郎は直に上京し、金子孫二郎は有村雄助と大老の暗殺を見届けて上京することとなり、水戸の關鐵之助・佐野竹之助等十七人は薩摩の有村治左衛門と共に、三月三日の朝、井伊大老の登城を櫻田門外に要撃することとした。當日は大雪で一間先も見えない上、井伊家の士は柄袋をはづす暇さへなかつたため、大老は遂に駕籠の中で刺殺され、

有村治左衛門に首を擧げられた。十八士も二人の外は或は其場に倒れ、或は自殺し、或は幕府に斬られ、上方に向つた金子・有村の兩人も捕へられて殺され、高橋も天王寺で自殺した。當時世間でも「大雪の隠居^昭仕事に鴨頭^{掃部}料理」とて齊昭の使喉に出づる如く考へ、井伊家の士は憤激その極に達し、直に水戸邸襲撃の形勢が見えたため、幕府は極力井伊家をなだめ、存命の形を取つて家の存續を計つた。晦日大老免、閏三月、晦日發喪、四十六歳。かくて一身を賭して、主家及び國家のため必要と信じた政策を斷行して來た非凡の政治家は、天狗黨壯士の怨刃のために不運な死を見たが、これが響の如く全國に傳はり、一大衝動を天下の人心に與へ、尊攘家を鼓舞踴躍せしめたと共に、幕府の威力を急轉直下の勢で失墜せしむるに至つた。

かくの如く、幕府は既に社會上・思想上存立の基礎を失ひ、その實力も甚しく消耗して居た所へ、外國の壓迫を受けて、その無力を暴露して益、天下の人心を失ふに至つた。即幕府が初め鎖國の維持に努めながら、外國が武力を以て迫ると共に、これと戦ふ力を有しないため、漸次讓歩して遂に開國の止むなきに至つたため國內の輿論を開國に導くことが出來ず、全く國內の攘夷論と外國との板狭となり、朝廷に奏し、大名に相談する例を開いたことは兩者が幕政に干渉するに至らしめて政權分裂の端となり、その朝廷や大名を動かす藩士や牢人の擡頭となつた。かくて幕府はこの數年の間に鎖國政

策を破綻せしむると共にその専制主義をも捨てねばならなくなつた。併し櫻田の變までは表面幕政に干渉したのは、尾張・水戸・越前等の親藩で、外藩及び志士・牢人は隱約に活動したに止まり、幕府は猶彼等を抑へて自己の意志を實行するだけの惰力を備へて居たのであるが、井伊大老の死後は更に形勢に一大變化を來たした。

第五十二章 江戸幕府の滅亡

萬延元年の櫻田の變は、天下の形勢に一大變化を與へ、これより幕府の威力は全く衰へて、尊攘論は天下を風靡し、これを看板として、公武合體論と討幕論とが相對抗した。大名では薩長土の如き外藩が公然と公武の間に運動し、志士・牢人の活躍も、漸く團體的となつて來て威力を擴大し、幕府はもはやこれ等を制するの力なく、唯薩長の軋轢を利用して、辛うじて討幕派に對抗して行つたまでである。これに反して朝廷の勢力は著しく隆興し、天下の大事は朝廷の形勢で決する有様で、政治の舞臺も江戸を去つて、京都へ移つた觀を生じた。されば後、薩長の連合が出來ると共に幕府の滅亡となつたのは、自然の數である。

櫻田の變後幕府は、久世廣周再び老中となり、安藤信正初信睦、次いで信行と改め、又信正と改む、對馬守と共に中心人物となり、井伊大老の強壓策の反動として齊昭の永蟄居及び慶勝・慶喜・慶永等の愼を免じ、水戸藩の還勅を猶豫して調和を策し、朝廷に對しては、公武合體を主とするに至つた。井伊大老も反幕傾向の公卿を一掃した後、皇妹和宮親子内親王、仁を、孝天皇第八皇女を、將軍家茂に降嫁を請ひ、朝幕間の融和を計らんとして、九條關白との間に計畫が進んで居たが、久世・安藤兩閣老もその策をつぎ、九條關白及び岩倉具、千種文。

櫻田變後の形勢

幕府の緩
和策

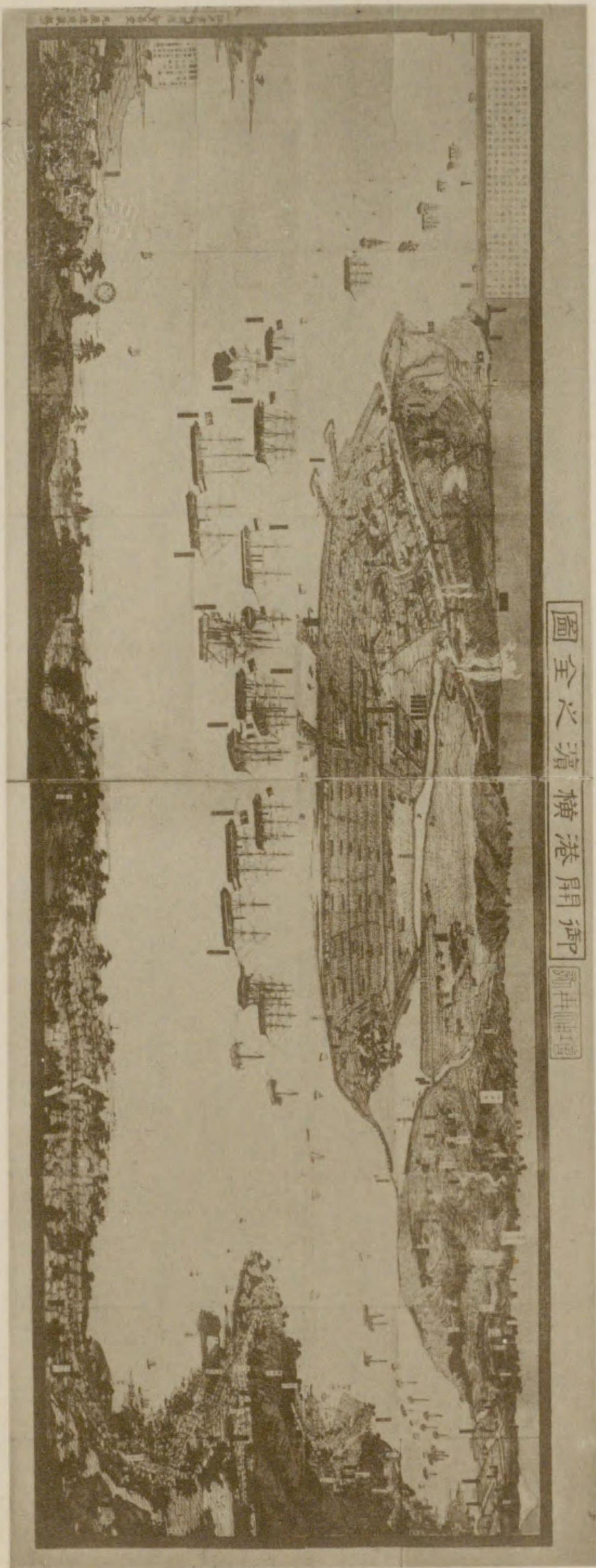
和宮の降
嫁

久我建具視の妹右衛門内侍・有文の妹少將・富小路敬直内侍と併せ尊攘派は四奸二嬖といふの諸卿と相策應して、その實現を計つた。この時和宮は既に有栖川宮熾仁親王と御約婚もあり、天皇は蠻夷の徘徊する關東へ御同胞を遣はさるることは、容易に御許がなかつたが、幕府は公武合體によつて人心を一和し、武備を充實して、今後十年の間には攘夷の實を擧ぐべきを奏し、漸く勅許を得た。かくて文久元年和宮は、四十餘藩の警衛で、東下になり、翌二年婚禮の式を見たが、幕府はこれによつて、公武合體の實を擧げ、反幕府派の緩和を計ると共に、朝廷との間の意志の疏通を得て、開國の勅許を得んとしたのに、却つて尊攘派から益々專横として惡みを買ひ、朝廷に對しては攘夷の責任を重くすることとなり、初の目的は全く裏切られた。

翻つて對外關係を見るに、幕府は通商條約の締結と共に、新に外國奉行五を置き、安政六年六月長崎・横濱・箱館の三港を開き、次いで下田を閉ぢた。條約では神奈川を開く筈であつたが、井伊大老は同地が東海道の宿驛で、往來の頻繁なため、面倒な問題の生じ易いを慮り、ハリス等の反對に關せず、一漁村であつた横濱を神奈川の一部と稱して、港市を經營して商人を移住せしめたため、遂に外國でもこれを認めた。當時は生糸・茶を初め輸出が一年百萬ポンドに上り、加ふるに彼我の金銀比價の相違から、金の流出甚しく、物價の騰貴を來たして、士民の生活を脅し、且外人は我を未開視して、倨傲横暴を極めたため、甚しく排外熱を煽り、壯士は一人でも多く外人を斬れば、國民の元氣を

貿易の開

始
外人の殺



國の六港 横濱開港 圖

(藏所者著) 圖繪大濱横港開御 . 四十三第

る居てし寫を所るす渡幅の船の國五蘭米露佛英。るあて圖瞰鳥のらか村安子で筆齋蘭玉本橋年六政安

鼓舞し、國家に忠なる所以と考へるに至つた。安政六年ロシアの使節ムラビエフの來朝に際し、横濱でその士官と水夫が殺され、厨夫が傷けられ、幕府はために全權に謝罪し、神奈川奉行を免じ、被害者の葬儀を行ひ、墓を造つたをその初とし、同年横濱でフランス領事館の從僕たる支那人が洋服のため西洋人と誤まれて殺され、賠償洋銀千弗萬延元年には江戸でイギリス公使の通譯であつた邦人傳吉、横濱でオランダ人二名殺され、次いで江戸でフランス公使の從者たるイタリア人と北アメリカ合衆國公使館の書記官ヒュウスケンが傷けられて、ヒュウスケンは落命した。イギリス公使オウルコックは幕府の外人保護の責任を完うせぬを怒り、フランス公使等と共に横濱に引上げて幕府を威嚇したが、幕府は却つて取締に便として放任したため、後自ら幕府に交渉して歸府した。この時ハリスは却つて幕府の立場に同情して一人江戸に留まつたため、幕府は大にこれを徳とした。ヒュウスケンの母へ洋銀一萬弗を贈り、イタリア人は賠償二千。この間幕府は警衛を嚴にすると共に、或は外人の夜間外出を止め、或は公使館を郭内に集めんとしたが、彼等はその行動を制限するためと邪推して應じなかつた。かくて文久元年五月オウルコックが長崎から陸路江戸に歸つた翌夜、神州の地を穢した外夷として、水戸の浪士有賀半彌等十三人は東漸寺のイギリス公使館を襲撃した。オウルコックは幕府の附した二百人近い衛兵の奮戦によつて難を免れたが、書記官と長崎領事は傷を受けたため、幕府を責めると共に、横濱の軍艦から水兵を招いて

守つた幕府負傷者に一萬弗を贈る。然るに翌二年イギリス公使館の衛兵の一人松本藩士伊藤軍兵衛は外人のために同胞と戦ふを嫌ひ、藩の警衛を免せしめんとして、イギリスの水兵二人を斬つて切腹するに至つた。衛兵の暴行のため、幕府は大に驚き、老中連署の謝罪状を贈り、關係者を處罰した上、償金一萬弗を拂つた。

兩都兩港の開港延期

然るに江戸文久元年十月二日・大坂・兵庫以上文久二年十一月十二日・新潟安政六年十二月九日の兩都兩港も續いて開く筈であるが、これを實行しては益々事を多くするため、安藤閣老はこれを暫く延期せんとし、先各國公使に交渉した上、オウルコックの勸により、使節を出して直接本國で談判せしめた。即竹内保徳下野守、勘定奉行、外國奉行・松平康直石見守、外國奉行、神奈川奉行等は全權公使として、フランス・イギリス・オランダ・プロシア・ロシア等を歴訪し、關稅の遞減を條件に、大坂・兵庫の開港より向五年間の延期を承認せしめた慶應三年十月七日。このため従來二割乃至三割五分であつた關稅が、五六分となり、政府の收入及び國內の産業保護に及ぼした弊害は頗る大で、明治年間に於ける條約改正問題の一因を成した。

ロシアの對馬占領策

ロシアは當時極東經營に努め、安政六年のムラビエフの來朝及び文久元年の竹内保徳等のロシア往訪の際も、彼は樺太の全部領有を主張したが、我は五十度説を持して譲らず、遂に共有のままとなつた。更に文久元年ロシアの東洋艦隊の一隻は、對馬に來り、船の修理を名として上陸して占領策をし、暴行を恣にしたため、宗氏は幕府に決戦を許さるか、國替を命ぜらるることを求めたが、幕府はその輕舉を戒め、或はロシア領事に談判し、又來航中のイギリス艦隊にも交渉を依頼し、前後七箇月の後彼の退去によつて大事に至らずにすんだ。

坂下門の變

水戸では齊昭の薨後萬延元年仲秋、六十一歳、鎮激兩派の争益々甚しかつたが、激派のイギリス公使館襲撃は、幕府の干渉を惹起し、激派の壯士は殆身を措くに所なき有様であつた。このため長州の桂小五郎木戸孝允との間に、水藩士が幕府の重臣を斬つて、長藩をして幕府の改造を實行せしむる成破盟約を結んだが、その後長州の藩論が、公武合體に傾いたため行はれなかつた。茲に於て水戸の激派は更に宇都宮の大橋訥庵の一派を説き、安藤閣老を斬つて、善後の處置を薩長二藩に依頼することとなり、訥庵は事前に捕へられたが、壯士六人は文久二年正月十五日坂下門外に安藤信正の登城を要撃して、これを傷け、刺客は皆其場に斬殺された。信正が迎合主義を取りながら、志士の惡む所となつたのは、幕府の當局者として益開國的になつたのと、その和宮の降嫁が強請に出づるものとせられ、且廢帝の浮説さへも行はれた等のためであつた四月、罷免。

長州の開國遠略策

幕府が公武合體主義を取つたのみならず、當時漸く天下の政治に手を出しかけた薩長二藩も、其初は共に公武合體策であつた。長藩では長井雅樂が文久元年公武の不和、開鎖の争は、外國の干渉の機

を造るものとして、開國遠略の國是を定め、公武一和して國威を海外に發揚すべしとの説を立て、藩論を定めた。雅樂はこれより命を帯んで、京に出で、朝廷の賛成を得、江戸に下つて老中久世廣周等に入説してその素地を作り、遂に藩主毛利慶親が出府して、公然幕府に上書して公武の周旋に任ずることとなつた。然るにこの時に坂下門の變が起り、志士・牢人益、勢を得て、公武合體を姑息とし、近く上京せんとする島津久光を擁して、討幕の兵を擧げんとし、長州藩でも藩論亦動搖したため、遂にその公武周旋は失敗に終つた。

薩州の公武周旋

薩摩藩では島津齊彬早く國事に志し、屢々近衛家によつて朝廷に進獻し、「武士も心あはして秋津すの國は動かすともに治めん」との宸筆の御製をも賜はつた程であつたが、その死後安政五年七月は弟久光三郎の子忠義が嗣ぎ、久光が後見として實權を握つてゐた。久光は兄の遺志を繼いで公武の間に周旋せんとし、先づ保守派を斥けて藩制を改革したが、一藩勤王主義で、藩士の暴發は常にこれを抑制した。文久元年長州の活動を見て、愈々明年春自ら兵を率ゐて上京し、朝廷を擁して幕府の改造を行ふに決した。在京の志士はこれを聞いてこの機に乗じ、久光を擁し朝命を請うて討幕の兵を擧げ、一舉に天下の事を決せんとし、庄内の清河八郎は九州を廻つて、志士を團結して討幕を斷行せんとした。かくて久光は文久二年四月千餘の兵を率ゐて上京したが、浪士と事を共にするを憚らず、近衛忠房により朝

寺田屋事件

延に青蓮院宮・鷹司父子・近衛忠熙・慶喜・慶勝・慶永等の罪を免じ、忠熙を關白に、慶喜を後見に、慶永を大老に任じて、皇威を振張し、幕政を改革すべき意見を奏した。朝廷はこれを嘉納せられて、久光に在京して浪士を鎮撫すべきを命ぜられた。討幕派の志士はこれに失望し、遂に四月二十三日の夜彼等は關白・所司代を討つて青蓮院宮をして久光に討幕の勅を下さしめんとしたが、この夕彼等が伏見の寺田屋に會して居た際、久光は奈良原喜八郎等を遣して鎮撫せしめた。このため激徒の數人は斬られ、その他は或は國に送られ、或は他藩に引渡された。これより討幕派の浪士は長州藩に頼らんとし、やがて薩長軋轢の端となつた。

勅使の東下

久光は幕政改革の勅命を傳へるため、勅使の東下を奏請した結果、大原重徳左衛門督勅使として派遣せられ、久光はこれに隨行して周旋することとなつた。幕府は長州が幕府のため朝廷の反省を促さんとしたに反し、薩藩が朝廷を擁して幕府に迫らんとするを惡み、朝命の降下に先立ち、慶喜以下の罪を免じ、青蓮院宮以下の赦免をも奏したが、久世廣周は長藩の周旋失敗のため職を免じ、老中板倉勝靜幕府の中心となつた。この時勅使は東下して、慶喜を後見とし、松平慶永を大老とすべき旨の勅旨を傳へた六月十日。幕府は政權の慶喜等に歸するを喜ばず、容易に御請しなかつたが、久光は板倉・脇坂安宅淡路守兩老中を薩摩邸に招いて違勅の罪と武力とを以て迫つたため、遂に勅命を奉ずることとなり、七月慶

喜は後見となり、慶永は政治總裁職に補せられた。慶永を大老としなかつたは、家格上これを喜ばなかつたためである。

一方毛利慶親は勅使東下と引違に道を違へて上京したが、周布政之助・桂小五郎等と議し、前の開國遠略策を改め、破約攘夷説を定めて公卿の間に運動し、國事周旋の勅を拜し、世子定廣を東下せしめ、安政以來、國事により罪を得た志士・牢人等の赦免の勅詔を傳へることとなつた。このため討幕派の志士は長州に歸し、その勢力は京を壓する觀があつた。朝廷では薩長二藩の軋轢を憂ひ、調和のため、更に一雄藩を招かんとしたが、土佐の武市半平太は藩政の實權を占めて居た保守派の吉田東洋を暗殺して、藩論を一定し、京都に運動した結果、藩主山内豊範は内旨を受けて兵を率ゐて入京し、京都警衛と國事周旋の勅命を拜し、茲に薩長土三藩の鼎立を見た。

かくて朝廷も安政大獄の反動として尊攘派の勢力盛になり、公武合體派の關白九條尙忠及び久我・岩倉・千種・富小路の四卿等は辭官落飾となり尙忠重愼、四、人洛中住居構、近衛忠熙代つて關白となり、三條實美中納言・姉小路公知少壯の公卿が勢力を占めた。久光は閏八月歸京して、この形勢を見、過激な尊攘論を喜ばぬ近衛關白により、幕府が勅命を奉じて改革に着手せるに、その上急に攘夷を迫るを不都合として、公武合體の必要を説いたが、長土二藩の勢力を恃とする三條等の激論に妨げられて、關白の威

長州の破約攘夷論

土州の公武周旋

新朝廷の一

久光の歸國

攘夷の勅使

權も行はれないため、久光は遂に公武合體の必要と攘夷の不可を建白した上歸國した。

このため京都は全く尊攘派の勢に歸し、再び三條實美を正使、姉小路公知を副使として東下せしめ、幕府に攘夷を迫り、親兵設置の名により兵權を朝廷に納めんとし、山内豊範は勅使を守護して出府の上、周旋することゝなつた。幕府にこの報達するや、慶喜は不可能な攘夷の勅を受くるを以て、天聽を欺き、公明正大を缺くものとして辭表を出すに至つたが、山内豊信の苦諫によつてこれを受くことゝなつた。この際勅使に對する待遇は一變せられ、慶永は品川にこれを迎へ、三家・諸大名は客館に伺候し、入城に際しては將軍家茂が慶喜と共に玄關に送迎し、中段に座して勅詔を拜した從來は將軍上段に座し、勅使は勅命傳宣の間上段に上つた。攘夷實行については衆議を盡した上、明春將軍上京して申上ぐべく、親兵に關しては家茂不肖ながら征夷の任にあれば、必ず堅固に守護し奉る旨を答へた。

慶喜・慶永等が後見・總裁となつてから、幕政の改革は着々行はれ、公武一和・天下一致の理想を實現せんとした。即朝廷に對しては、武家傳奏の誓詞を廢し、關白・大臣等の任命前幕府の同意を求められた例を辭し、宇都宮藩主戸田忠恕の建議を納れ、その臣戸田忠至を山陵奉行として山陵の修復を行ひ、尊崇の實を擧げた。大名に對しては參觀交代を緩めて、武備の充實を計るべき説早く唱へられたが、遂に三年一度の出府、在府百日三家溜問詰は一ヶ月とし、妻子の歸國を許した。これは慶喜が大名の違犯

大名の優遇

幕政の改革
朝廷の尊崇

軍制改革

京都守護職の設置

者の生じない間に、先んじて實行すべしとて老中等の反對を排して斷行したのである。又軍制を改めて歩騎砲の洋式を採用し、職制を改めて冗員を淘汰して、新に會津の松平容保肥後守、中將を以て京都守護職とした。從來京都に幕府を代表するものは所司代であるが、その任用は譜代の小藩に限られて居るため、當時の如く志士・牢人等の盛に入込み、薩長土の如き雄藩又兵を率ゐて入京するに至つては、到底これを制し得ない。このため溜問詰の雄藩として、門閥・兵力・人物共に傑出した會津家を起して守護職とし、所司代の上に位して、朝廷を守護し、反幕派を抑へしめんとした。かく反幕傾向の中心たる京都で、幕府を代表するは最苦しい地位であるが、會津の君臣は、京都を墳墓の地とする覺悟で、この重任を引受けた。唯この際安政以來の國事上の罪人を許すべき勅旨を奉じて、安政の大獄及び櫻田の變の關係者の罪を赦したのみならず、從來の幕府の當局者であつた堀田正睦豊間部詮勝、一萬石減封隱居急度愼・安藤信正二萬石減封・久世廣周一萬石減封、を處罰し、井伊家の十萬石を削つたのは、慶勝權大納言・齊昭權大納言・齊彬權中納言等の官位を進めたと共に、安政大獄の反動とは云へ、幕威を輕んせしめたもので、甚しい失體である。

將軍の上洛

將軍の上洛は、寛永以後二百年來見ない所であり、財政に窮した幕府には大苦痛であつたが、これによつて公武合體の機を得んとして、文久三年三月將軍家茂は三千餘の兵と共に上洛して、二條城に

反動政策

尊攘派の活躍

入つた。併し當時の京都の形勢は尊攘派の全盛で、幕府の目的を達するは難しかつた。朝廷では朝威振興の氣運に乗じて、政兵の二權をその手に收めんとして、先づ攝家以下重臣三十人を國事御用掛とせられたが、穩和派の多いため、更に少壯の激派を國事參政及び寄人とし、又盛に勅旨を大名に傳へて入京を命じ、更に學習院で草莽の士の建言を受け、志士と激派の公卿との關係を深くした。このため溫和派の近衛忠熙は關白を辭して、長州に親しい鷹司輔熙これに代はり、十萬石以上の大名から一萬石一人の割で親兵を徴し、三條實美がこれを統べた。

志士牢人の暴行

されば志士牢人の跋扈暴行は益、甚しく、九條家の家司島田左近の暗殺を初め、暗殺・放火頻々に行はれて公卿の心膽を寒からしめ、遂には等持院の足利三代の木像の首を三條河原に梟首して、討幕に擬するに至つた。然もこれ等の犯人が薩長土等の雄藩や、朝廷の公卿と關係があつたため、守護職も容易に手を下し難い有様であつた。そのため幕府も浪士を集めて新選組を組織し、近藤勇・土方歳三等をしてこれを統べしめて、尊攘派の志士・牢人に對抗せしめた程であつた。

攘夷期限と攘夷御祈願

この時慶喜・慶永等は將軍に先立つて上洛し、島津久光・山内豊信・伊達宗城等と共に中川宮前青蓮院宮・近衛忠熙等の穩和派の人々と形勢轉回を計つたが、激派の勢の強いため遂に行はれず、慶永は總裁職を辭し、久光・豊信・宗城と前後して歸國した。このため慶喜は激派に迫られて攘夷期限を定めざるを得

將軍慶喜の退京

ざることとなり、遂に五月十日としてこれを天下に布告した。長州一派の志士はこの間に討幕の事を擧ぐる機會を作らんとして、賀茂神社へ攘夷御祈願の行幸を企て、將軍に供奉せしめ、更に天皇の好ませられぬに拘らず、石清水八幡へ攘夷親征の行幸を企て、親征は勅許を得ないため再び祈願として實現した。このため幕府は警戒を嚴にし、家茂は病と稱して供奉を辭し、慶喜が代理を勤めて幸にとなくすんだ。かくの如く將軍の上洛は何等得る所なく、公武合體の實の擧らぬばかりでなく、その滯京は益、不利を來たすため、辭を攘夷の實行と生麥事件の處分に借つて退京することになり、慶喜は五月、家茂は六月歸府した。

大和行幸の發令

長州は五月十日の攘夷期限が來たから、馬關海峡を通る外船を砲撃し、攘夷の魁をなして、叡感に預ると共に、筑前の眞木和泉臣保の議により攘夷親征の議を朝廷に上つた。眞木和泉は長藩士と共に諸卿の間に攘夷親征を入説して、攝家及び在京諸大名の反對論を拆くと共に、浪士は盛に暗殺・放火・投書等によつて反對者を威嚇した結果、八月十三日遂に朝議決し、攘夷御祈願として大和に行幸あり、神武陵・春日神社へ御參拜あつて、暫く蹕を止めて親征の軍議を遊ばされ、其上神宮へ行幸ある旨仰出された。この目的は勿論討幕であつて、京都では穩和派の係累があるから、大和へ行つて大調練を行ひ、軍威を示すと共に幕府の非を鳴らせば、天下靡然としてこれに歸せんといふので、神宮行幸は

薩長の軋

八月十八日の政變

東征の意に外ならなかつた。このため薩長土・加賀・肥後・久留米の六藩に各十萬兩の獻金を命じ、長藩の桂小五郎・久坂義助・益田右衛門介、土藩の土方楠左衛門元久、筑前藩の平野次郎等は、眞木和泉と共に學習院出仕として、軍議に參せしめられた。

京都に於ける長州の勢力はこの時を以て絶頂に達したが、それと共に薩藩の不平もその極に達した。久光の歸國以後勢力の衰へた所へ、姉小路公知が朔平門外に暗殺せられた嫌疑が薩藩士に掛つたため、宮門の守護を免せられ、藩士の御所出入をも禁せられるに至つたから、長州一派に對する悲憤はその勢力の打破に全力を傾注せしめた。この頃天皇は親征を好ませられず、長州一派の公卿の暴論が叡慮に背くを逆鱗あり、久光を召して、暴論の公卿を抑へ、三條實美等を除くべき旨の宸翰を屢々中川宮に下され、久光にも宸翰を賜はつた。中川宮は薩摩・會津の連合を以て長州に當たることとし、今度の大和行幸等も叡慮からでなく、親征の如きは勅許にもなつて居ないことを承り、近衛忠房・二條齊敬・徳大寺純公の諸公と計り、朝廷改革の案を上つて勅許を得たから、八月十七日子刻、急に四公と共に參内し、聖斷を請うて、守護職會津容保・所司代稻葉定邦を召し、薩藩の宮門の守護を復し、三藩の兵で宮門を固め、更に在京諸大名に參内を命じて、守備に當たらしめた。かくて宮は勅命を傳へて國事掛の輩長州の暴論に従ひ、叡慮を詐り、親征行幸を行はんとすること逆鱗遊ばされ、行幸は御中止

長州の容易ならざる企に加擔し、主上に迫つた不忠の輩三條中納言等に禁足を命じ、後命を待たしめ、これと共に國事參政・寄人を廢し、長州の堺町御門警衛を免じた。激派の公卿は長藩士と鷹司關白邸に集つて善後策を講じたが、その效なく、夕になつて妙法院に退き、長藩士は遂に三條以下の七卿を奉じて歸國することとなつた。これを八月十八日の政變といふ。

公武合體派の全盛

かくて朝廷は再び公武合體派勢力を占むる事となり、二條齊敬を關白に補し、松平慶永・島津久光・山内豊信・伊達宗城等を召され、次いで一橋慶喜及び將軍家茂の上京をも促された。幕府もこの機に乗じ、再び將軍上洛して、公武合體の實を擧ぐるを利とし、先づ慶喜を上洛せしめて、その準備に當たらしめた。慶喜は慶永・久光・豊信・宗城・容保等と二條城に會して國是を議し、この六人は朝廷から參豫を命せられ、公然朝政幕議に與ることとなつた。幕府はこの時になつても朝廷に對する言質上開國を口に出ることが出來ず、横濱鎖港談判のため使節を歐洲に出したのを土産として、將軍は元治元年正月再び海路を取つて入京した。この度は將軍屢々、參内して優渥なる叡慮を拜し、「汝は朕が赤子、朕汝を愛すること如_レ子、汝朕を親むこと如_レ父せよ」との宸翰を賜はり、諸政委任の勅旨あり、幕府よりも御料を増獻し^{年來十、五萬俵}、尊崇の實を示した。かくて表面は公武の間瑞雲變霧の觀があつたが、外様の大名が朝政幕議に參與することは、幕府有司の最嫌つたことであり、且參豫の間にも久光の開國説に

將軍再度の上洛

公武合體派の分解

對して、慶喜の反對があつて意見の一致を缺いて、國是の一定を見られないため、相次いで皆これを辭し、慶喜は後見をやめて禁裏守衛總督・攝海防禦指揮となり、松平定敬^{桑名藩主、越中、守、容保の弟}、新に所司代として守護職と共に京都を固めしめた。このため公武合體派の諸大名も相次いで歸國し、將軍亦五月に入つて歸東した。

討幕派の舉兵

一方討幕派の與黨は八月十八日の政變と前後して、大和の五條・但馬の生野に兵を擧げて討幕の魁たらんとしたが、共に程なくして平定せられた。併し長州は屢々、朝廷へ歎願書を出して毛利父子・三條卿等の宥免を請ふと共に、諸方へも運動したが、その效がなく、長州處分は幕府御委任となつたため、激派の志士牢人と謀つて、遂に三策を決するに至つた。即在京の將軍・大名等の歸國の後、長州から兵を京都に出して武力を以て京都の形勢を一變せしめ(一)、これと共に水戸の天狗黨をして攘夷實行の兵を關東に擧げしめ(二)、京都の志士は内裏に放火して、混雜に乗じ、中川宮と會津容保とを參内の途に要撃しよう(三)といふにあつた。この第三策は守護職の看破する所となつて、六月五日彼等の祇園祭に際し、事を擧げんと三條小橋の池田屋に會したを、會桑の兵及び新選組七十人にて襲ひ、數人を斬り、十餘人を捕へた。め失敗に終つたが、長州の出兵は愈々事實となり、福原越後・益田右衛門介・國司信濃の三家老は先發として兵を率ゐて上京し、世子定廣は本軍の將として三條以下五卿を

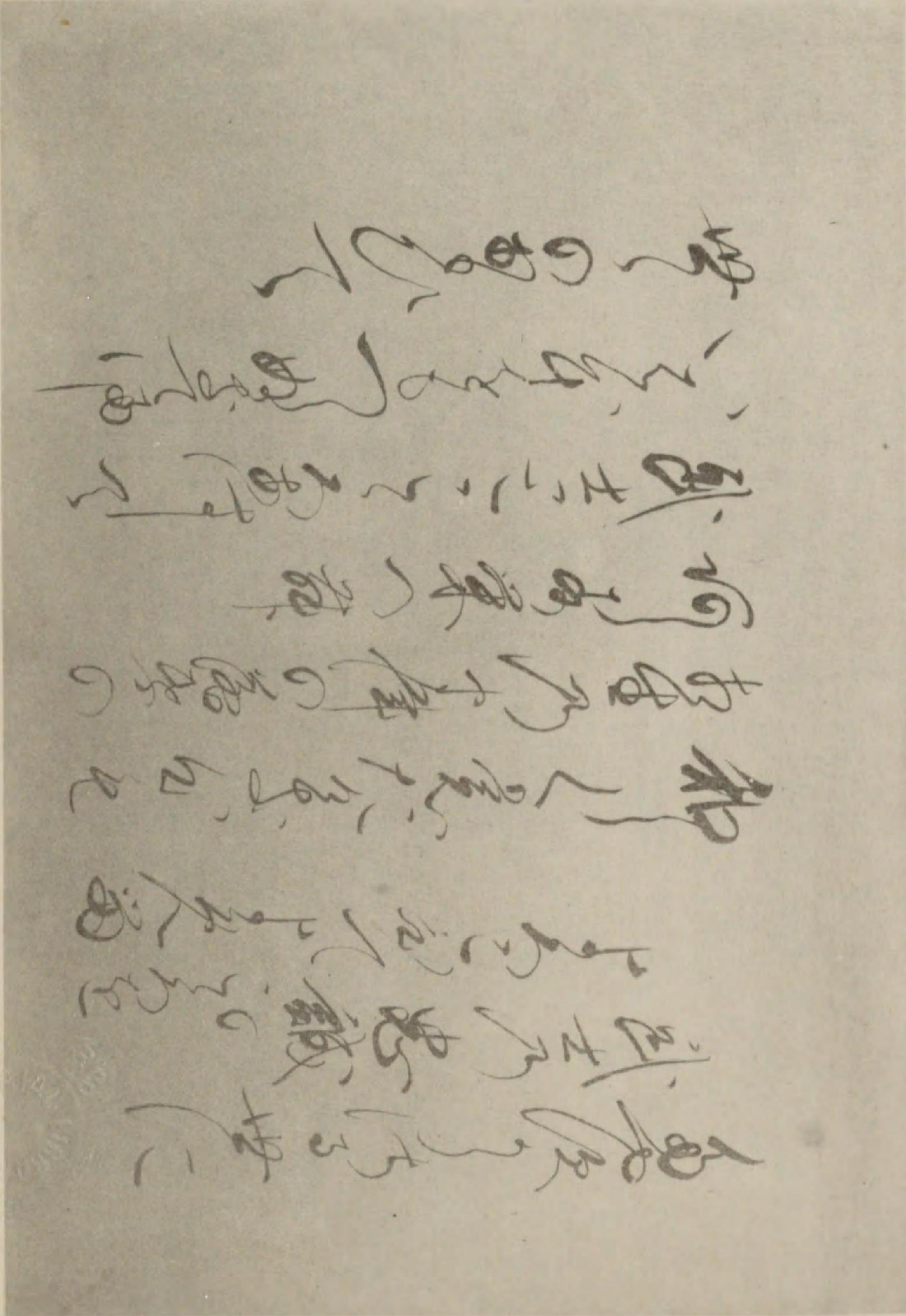
長州の三策

池田屋事件

長州の京都出兵

擁し、大舉してこれに續き、吉川經幹監物が殿をなした。六月の末長兵は伏見・山崎・嵯峨に屯し、兵威を以て京を壓すると共に朝廷・幕府及び諸藩に哀願救解を求めた。朝廷では有栖川宮・中山忠能等激派の人々この機會に再び政變を起さんとし、危機目睫に迫つた。禁裏守衛總督たる慶喜は勅命により、誠意を以て屢、長兵に退京を諭し、福原・久坂等これに感じて退陣せんとしたが、眞木和泉等従はず、屯集亦聞かず、會桑薩等は長州討伐を主張して止まないため、七月十八日愈、追討に決して、即日退去を命じた。この日長兵は哀訴狀及び會津誅伐の表を上り、夜に入り、有栖川宮以下長派の公家は參内して長州の奏請の勅許を迫り、三箇所の長兵は同時に出動して御所に向つた。慶喜は朝廷に於ける長州一派の内應を抑へ、聖斷を仰いで討伐に當つた。會津藩の衛つた蛤御門へは國司信濃等押寄せ、最激戦を見たが、會津兵善く戦ひ、薩摩・桑名の兵亦これを助けたため長兵敗れ、堺町御門に迫つた久坂義助・眞木和泉等の兵も、越前・彦根及び會桑薩の兵のために敗れ、久坂義助は戦死し、眞木和泉は自殺した。この際銃丸皇居に入り、公卿達は衣冠の上に襷をかけて玉體を守つたが、長派の公卿はこの間にも、或は車駕の移御を企て、或は和議の勅諭を發せんとし、慶喜は死を決して内外の長派を抑へ、禁裏守衛の務を果した。このため京は四萬三千戸を焼き、二里の間焦土と化した。毛利定廣は多度津でこの敗報に接して歸國した。

禁門の變



第三十五、孝明天皇宸翰和歌御懷紙（子爵松平保男氏藏）

文久三年八月十八日の政變後、京都守護職松平容保が、手兵を以て御所の警衛に任じ、功勞顯著であつたのを嘉し、十月九日天皇の宸翰と共に下賜せられたものである。（古文書時代鑑所載）

水戸激派
の擧兵

これより先、水戸では奸黨の壓迫と長州の勸誘により、長州に相應するため、藤田小四郎東湖等兵の子を筑波山に擧げて、攘夷の實行を唱へたが、幕府の討伐を受け、且長州の失敗したため意を得なかつた。茲に於て武田耕雲齋伊賀守正生を主將とし、慶喜によつて意を遂げんとして、諸藩の兵と戦ひつゝ京都に出でんとしたが、慶喜の追討に向ふと聞き、遂に加賀藩に降つた。幕府は翌年三百五十餘人を敦賀に斬り、その他四百五十餘人を流罪追放し、主謀者は妻子まで罰した。水戸藩の勢力これより大に衰へた。

長州の窮
境

長州の外
船砲撃

かくて長州の三策は悉く失敗に終つたのみならず、朝敵の汚名を蒙ることとなり、朝廷は幕府にその征討を命ぜられたが、その未だ實行せられざるに先立つて、外國艦隊の長州襲來を見た。これより前、長州は文久三年五月攘夷の期限に際し、合衆國の商船及びフランス・オランダ兩國の軍艦を砲撃し、このため六月には合衆國及びフランスの軍艦のため、砲臺を破壊せられ、軍艦を沈められたが、更に砲臺を修理し、小倉領田の浦まで占領して砲臺を築いた。このため幕府は使をやつてこれを責めたが、長州では却つて使節を殺し、軍艦を抑留した。その後八月十八日の政變で形勢一變すると、幕府は長州を處分することとし、外國に對しては横濱鎖港談判の使節を謝罪使と稱して、謝意を表することとした。池田長發筑後守等外國奉行の使節はパリで、償金十四萬弗を支拂ひ幕府十萬弗、長州四萬弗、下關海峡の通航

外艦の下
關襲撃

を自由にするを約して、歸朝したが^{元治元年七月}幕府はこれを權限外として廢棄したため、遂にイギリス・フランス・オランダ及び合衆國の四國は兵力を以て、長州に迫るに決した。然るに幕府は長州が當時朝幕の敵となつて居たから、強いてこれを止めんとしなかつた。四國艦隊十八隻は八月五日長州に開戦し、三日を出でずして總の砲臺を破壊し、陸戰隊を以てこれを占領した。長州は戦利なきため、高杉晋作等をして和を講せしめ、今後海峽の自由通航を許し、薪水食糧を供給し、武装せざるを約し、砲臺の新築又は修理をせざることをし、下關を焼かれなかつた代に、償金を出すこととした。多年攘夷のためには長防二州を焦土とするを辭せずと號して、尊攘黨の頭目であつた長州藩が、接戦僅に三日で全く外夷に屈伏したのは、一は禁門の變に敗れ、朝敵として幕府の兵を將に四境に受けんとして居たためでもあるが、實は攘夷そのものが、幕府に對する權謀に出づるものであるためであつた。さはれ長州の向ふ見すと幕府の無責任から、かゝる不祥事件を生じ、幕府はこのため長州に代つて巨額な戦費^{三百萬弗中百五十萬弗は明治政府引繼ぐ}を支拂つたのは、幕末史上の悲しむべき汚點といはねばならぬ。

長州征伐

幕府の長州征伐は尾張慶勝を總督、越前茂昭を副將とし、三十五藩に出兵を命じて、長防二州を討たしめた。慶勝は特に幕府より全權を委ねられ、十月京を發して廣島に向ひ、副將茂昭は小倉に向ひ、十一月十八日を以て總攻撃と定めた。併し慶勝は國家多事の際、干戈を動かすを不利とし、西郷

長州の降伏

吉之助の議を入れ、戦はずして長州に謝罪恭順せしめんとし、人をして毛利の支藩吉川經幹^{物監}を説かしめ、西郷吉之助亦周旋に努めた。長州は禁門の變後、外艦の襲來を受けて藩内の動搖を免れず、藩政に當つて居た周布政之助は自及し、藩府は保守派の占むる處となり、恭順論に傾いて居たから、經幹は益田・國司・福原の三家老及び參謀を斬つて、その頭を總督の實檢に供し、毛利父子を寛恕せられんことを歎願した。尾張總督は本營に經幹を招き、毛利父子自判の謝罪書を出し、山口城を破却し、三條以下五卿を引渡す旨を命じた。次で家老を幕府の目附と共に、山口・萩に遣してその狀を檢した上、諸藩に撤兵を命じて歸京復命した。このため三條以下五卿は筑前藩に引渡され、太宰府にあつて、五藩の兵を以て警固せられた。

幕閣の驕態

然るに幕府の有司は、京都に於て公武合體派が勢力を占め、討幕派の首領たる長州は、尾張總督が向ふを見て戦はずして屈服し、水戸の擧兵も事なく平いだ上、フランス公使は國內統一の要を説いて、財力兵力の援助を申出たため、方に幕威回復の時機到來と考へ、驕慢な態度を示すに至つた。されば尾張總督の撤兵を悦ばず、その長州處分案たる毛利父子の隱居・永蟄居及び十萬石削封を寛に失するものとし、これを以て薩摩の芋酒に酔つたものと罵り、毛利父子及び三條以下の五卿を江戸に召出して處分せんとし、京都の守衛も幕府の歩兵でやり、諸大名には従前の如く隔年江戸に參觀せしめ

長州再征

んとした。これ全く時勢を解せず、その力を辨へざるもので、噴火口上に亂舞し、自ら滅亡を早めたものである。かくて公卿・大名中にも異論多きに拘らず、長州再征に決し、慶應元年五月には家茂は愈金扇馬標を擁して親征の途に上り、京都に出で、長州の恭順の實なきを奏して、征長の勅を拜したが、愈、出兵せんとする際に、外交問題が突發して、暫く延期せざるを得ないことゝなつた。

條約勅許
と兵庫先
期開港問

Parks

朝廷の老
中處罰と
將軍の辭

先に幕府は攘夷論の沸騰に苦しみ、關稅引下を代償として、江戸・大坂・兵庫・新潟の開市開港を、慶應三年十二月七日西紀一八六八年一月一日まで延期することを約せしめたのであるに、この期限に先立つ二十八箇月なるこの年九月十六日イギリス公使バアクスは、フランス・オランダ及び合衆國公使と共に軍艦九隻を率ゐて兵庫に入り、突如として兵庫の先期開港と條約の勅許とを幕府に迫り、七日の間に幕府が應せねば、入京して朝廷に直談せんと號して態度暴慢を極めた。この時將軍に從つて大坂にあつた阿部豊後守 正外・松前伊豆守 崇廣・兩閣老は、先期開港を許して、彼等の上陸を避けんとしたが、慶喜は勅許を得ずして開港を約すれば、安政の騷を繰返すべしとてこれに反對し、バアクスに期日の延期を求めて勅許を請はんとした。然るに京都では、老中が既に開港を許したとの風説も傳はり、且これを幕府の條約勅許を乞ふための詭計ならんと疑ひ、兩閣老の官位を奪ひ、謹慎さすべき旨を幕府に命じた。かくの如く幕府の重臣の進退を朝廷から直命せられたのは未曾有のことで、それでは將軍は天下の政を

條約勅許

幕府の睨
離

長州の形
勢一變

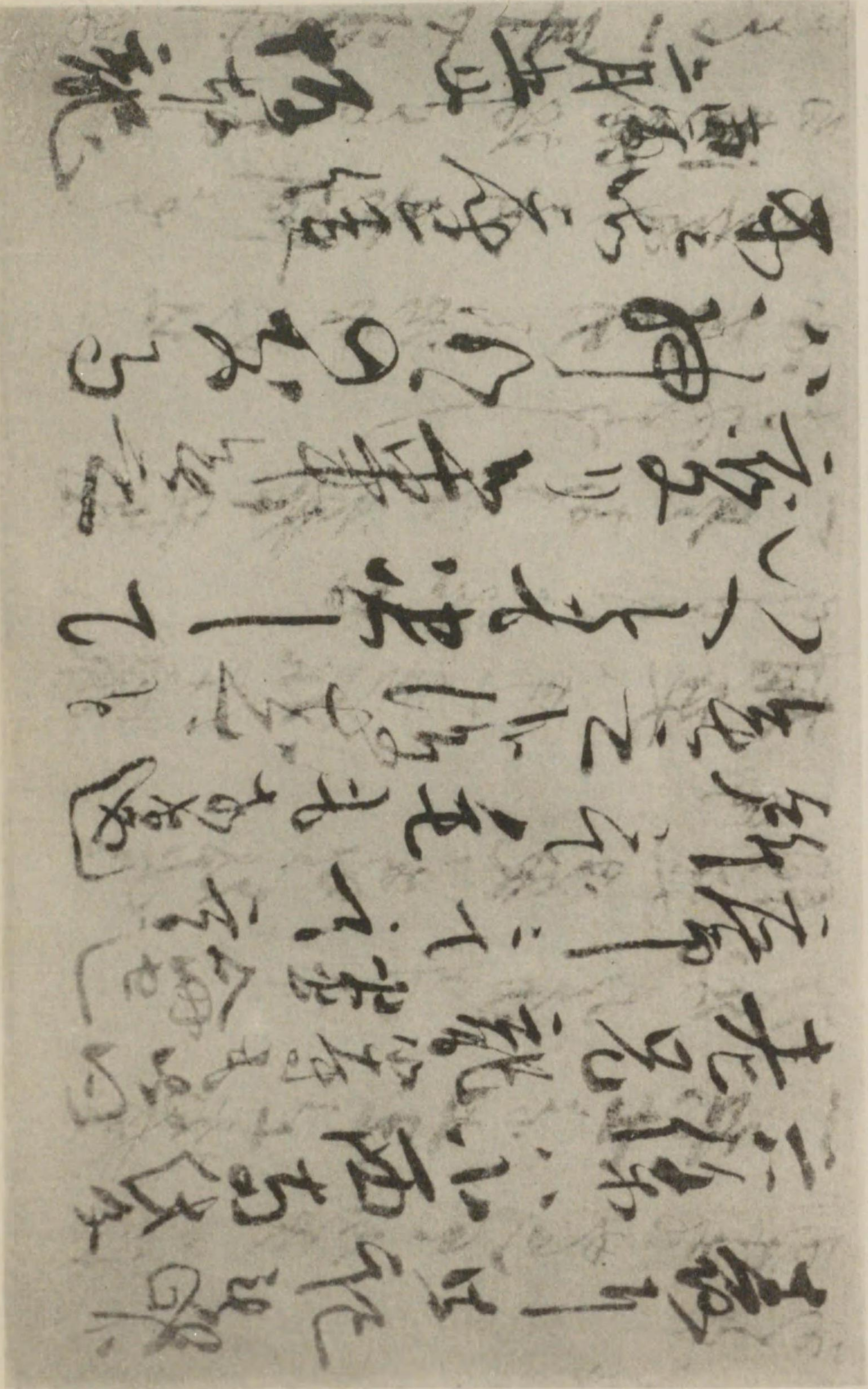
薩長の連
合

することが出来ないから、遂に十月朔日家茂は上表して將軍職を慶喜に譲らんことを請ふと共に、條約の勅許を奏請し、直に東歸せんとするに至つた。慶喜は驚いてこれを伏見に喰ひ止めて入京せしめ、十月四日容保・定敬及び老中格小笠原長行壹岐守と參内して、條約の勅許と兵庫の開港とを願つた。これに對し薩藩の大久保市藏等は勅許の不可を入説したため、朝議夕方から曉に至るも決せず、更に五日諸藩の議を徵せられ、薩・因・備の三藩の反對の外は多く勅許を可としたため、この夜辛うじて條約の勅許を得、將軍の辭表を却下せられたが、兵庫開港のみは許されなかつた。

かくて條約勅許の事をバアクス等に通じ、兵庫開港の事もなるべく早くする様盡力する旨を告げて、無事に退帆せしむるを得たが、この事件は突如として起つて非常な紛糾を生じ、然も外人の行動甚其意を得なかつたため、幕府では、これを薩・長の幕府を苦しめんため、バアクスを使喚したものと考へ、反對派では阿部閣老等の詭計と稱し、幕府間の不和を甚しからしめた一因となつた。

これより先、長州では尾張總督が引上げると共に、高杉晋作等の所謂正論黨が蹶起して、俗論黨を斥け、表は恭順を装ふと共に、内々武備を充實し、幕軍が再び來らば國中全力を盡くして決戦するの覺悟を極めた。而してこの勢力を更に助長したものは、薩藩との連合の成立であつた。薩・長の二藩は文久以來互に自藩の興隆を策して、勢ひ並び立たず、且その政見も薩は公武合體・開國論、長は討幕・

攘夷論で、互に相容れなかつた。薩藩が公武合體を持するに拘らず、長州が早く討幕を策したは、遠く關ヶ原役後に於ける家康の薩長に對する處置の差に淵源を有し第四十章參照、長藩の君臣は何時かは徳川氏にこの怨を報ひんと念じて來たもので、その攘夷論の如きも討幕の假裝形式に過ぎない。然るに薩藩では文久二年生麥で、久光の從士がイギリス人一人を斬り、二人を傷けた結果、翌年イギリス艦隊の來襲を受けたが、却てこれを破つてより激派の勢力盛になり、且參豫問題以後久光も幕府との間面白くなく、藩府も西郷吉之助・大久保市藏等の手に歸し、著しく反幕傾向を強めた。元治の征長役に西郷が周旋して寛大な處置を取らしたのも、早く局を結んで國內一致の要を見たためである。然るに幕府に驕慢の色あり、輿論に抗して長州再征を強行せんとするに及んで、薩は之を悪んで愈、長を助けんとするに至つた。かくて兩者の政見は開國討幕に一致して來たが、唯八月十八日の政變や、禁門の變に對する從來の感情と勢力の衝突が連和を妨げて居た。土佐の坂本龍馬・中岡慎太郎等は、この形勢を見て、薩長連合を策し、薩の小松帶刀・西郷・大久保等と長の木戸準一郎桂小五郎改名・高杉晋作等の間を説いて、同意を得、薩は長の國難を救ふため、イギリスより軍艦・兵器の購入を周旋すると共に、長は薩の京都出兵のために、糧食を給することを約し、遂に慶應二年正月には、木戸は京に出で坂本龍馬の仲介で、小松・西郷と王政復古のため兩藩協力すべきことを盟約するに至つたのである。



第三十六、坂本龍馬盟約書寫書（侯爵木戸幸一氏藏）

慶應二年正月二十日薩長二藩の討幕專兵の盟約後、木戸孝九のその條件を記して、仲介者たる龍馬に致したるに、龍馬のその裏に朱書して、これを承認したものである。（古文書時代鑑所載）

幕府の對
長藩策

幕軍の不
振

家茂の死
と慶喜の
嗣立

幕府の解
兵

幕府は初め尾張總督にさへ戦はずして屈した長州は、將軍が旗を大坂に進めるだけで、忽に降服するものと考へて居たが、その豫想に反し長州の勢却て盛なのを見て、長州から毛利父子謹慎・恭順の誓書を出さしめ、慶應二年正月朝廷に奏して、毛利父子の隠居・永蟄居と十萬石削封を以て朝敵の名を除かんことの勅許を受けた。然るに小笠原長行を廣島に遣して、この命を傳へたが、薩藩との連合に勢を得た長州は、固よりこれに服しないため六月終に戦端を開くに至つた。かくて先鋒總督紀伊茂承は廣島に進み、小笠原閣老は小倉に赴いて、四方から長防二州に迫つたが、この時薩州を初め出兵に應じない大名も少くなく、出兵したのも戦意に乏しいため、幕府の歩騎砲三兵及び紀伊・彦根等の向つた藝州口が稍互角の勢を保つた外、何れも幕軍不振で、石州口の如きは、津和野龜井氏は款を長州に通じ、濱田松平氏は陥り、小倉口も敗色があつた。かくて幕府は進退に窮した際、將軍家茂は七月二十日大坂城中に薨去した二十歳。家茂は田安慶頼の子龜之助家達を嗣とすべきことを遺命したが、老中板倉勝靜等は幕府の危急の際、幼主四歳を立つべきでないとして、一橋慶喜を擁立した。慶喜は愈宗家を繼ぎ、諸方の反對に拘らず、このまゝ解兵しては幕威地に墜つるを以て、自ら出征に決し、朝廷に參内して節刀まで賜つたが、その出發に際して小倉口全く敗れて、小笠原閣老は長崎に逃れ、小倉城は陥落したとの報を聞いて、もはや事の爲すべからざるを知つて、急に議を變じて解兵に決した。

このため内外から表裏反覆の非難を蒙つたが、終に將軍の薨去により征長の師を止め、長州も侵地を退くべき勅命を得、勝義邦安房守軍艦奉行を遣し、長州の廣澤兵助・井上聞多と嚴島に應接して解兵の事を取計はしめた。

かくの如く一年餘に亙つた長州親征は全然幕府の失敗に終つたが、この間に注意すべきは、イギリス・フランス兩國の態度である。フランスは早く幕府に好意を表し、公使ロッシュは皇帝ナポレオン三世の意を受けて、幕府の國內統一のためには兵力・財力の援助を辭せざることを述べ、薩・長のイギリスと結んで野心を抱くを告げ、早くこれを滅ぼして諸侯を削平し、幕威を確立すべきを説いた。このため幕府の内部には、フランスの力を借りて幕威を張らんとするものも少くなかつた。イギリスは初め生麥の變のため薩藩と戦ひ、下關砲撃にもその主動者であつたが、フランスの幕府と親しむを見て、却つて薩・長に近づき、薩長共にイギリスに留學生を派遣し、公使バックスは自ら鹿兒島を訪ひ、一將をして長州をも訪問せしめて、島津・毛利兩氏と交歓した程で、長州の兵器・軍艦は何れも多く薩藩の手を経て、イギリスから購入したものであつた。かくフランスが幕府を助けんとして、イギリスが薩長に親しんだのは、固よりこれによつて、我國に於ける利權を獲得せんとするもので、若し一步を誤れば我國土は彼等の戰場と化したかも知れない。この形勢は後まで續いたが、達識の士は早くも、

フランスと幕府

Roches

イギリスと薩長二藩

兩國の態度と警戒

慶喜の任將軍と孝明天皇の崩御

慶喜の幕政改革

兵庫開港と長州處分

この危険を察知したため、却つて幕末史をして、平穩な終末を結ばしむる情勢を促進した。

かくて慶喜は十二月五日家康十世の孫を以て、最後の征夷大將軍に任せられたが、續いて二十五日には孝明天皇三十六歳の御壯齡を以て俄に崩御遊ばされ、翌慶應三年正月九日明治天皇宮の御踐祚を見たと寶算。この二十年來國家未曾有の大變に、常に大御心を惱まし給ひ、穩健な政見を持たせられて漸次朝威の振興を計り給ふた上、幕府の立場にも深く同情を與へられた天皇が、かく幼主を遣して崩御遊ばされたため、幕府は全く頼む所を失ふこととなり、形勢は茲に急轉することとなつた。

慶喜の將軍就職後種々の改革が企てられたが、その中最注意すべきは、從來合議制であつた老中を、陸軍・海軍・會計・國內事務・外國事務の五局の總裁に専任したことで、これはロッシュの意見により、外國の行政組織を採用したもので、内閣制度の起源である。その他人材の拔擢に努め、從來大名役であつた若年寄に旗本の永井尙志を任ずる等、餘程英斷が行はれた。然るに當時最困難を感じたのは、兵庫開港の勅許を得ることと長州の始末であつた。兵庫は江戸・大坂・新潟と共に、慶應三年十二月七日までに開かねばならず、そのために準備に半歳を要するため、慶喜は三月その勅許を奏請したが容易に許されない。島津久光は山内豊信・松平慶永・伊達宗城等を語らひ、長州の罪名を除いて後、開港の勅許を奏請すべきことを主張したが、慶喜は開港の勅許を先にせざるべからざる所以を述べて應せず、遂に

慶永の議によつて兩件を同時に奏請するに一決した。然るに大久保市藏等は長州の罪名を除くを以て、幕府の反省を天下に示すものとして、その先決を主張して已まず、久光等亦これに同じたが、慶喜は願すして、五月二十三日松平定敬・板倉勝靜等を従へて參内し、兵庫開港と長州を寛典に處することの勅許を同時に奏請した。この時は意見區々に分れて容易に決せず、朝議二晝夜に及んだが、辛うじて勅許を得、直に各國公使に通じた。大坂・兵庫の開港は約の如く行はれ、江戸・新潟は明治元年十一月十九日に開かれた。長州處分は寛大にするにしても、無條件では幕府の屈服を示すこととなるため、謝罪の嘆願書だけを出さすこととしたが、島津久光等の反對あり、藝州藩もその傳達を辭したから、これをも中止し、末家家老を大坂に召して申渡さんとし、まだ實行せざる間に大政奉還となつた。

先に尊攘派のために斥けられて、洛北岩倉村に閑居してゐた岩倉具視は、豪邁で識見・機略に富んで居るだけ、早く時勢の推移を見て、盛に志士を引見し、同志の公卿を説き、朝廷を中心とする全國合同の力を以て、時局を救済するの説を持した。彼は既に將軍家茂の薨去を聞くと共に、千種有任に託して、之を天皇に密奏したが、次いで中御門經之・大原重徳等二十二人の公卿を誘説し、慶應二年八月晦日列參して、朝政一新・防長解兵・勅勘赦免・列藩召集の四事を奏上し、中川宮及び二條關白を彈劾せしめた。併しこの時はその效なく、徒黨上言の罪に觸れて、閉門又は謹慎を命せられたに過ぎな

岩倉具視の全國合同策

薩長の討幕計畫

かつた。然るに具視はこの後も薩藩士等を招いて畫策をつゞけ、天皇崩御の後には、大赦によつて洛中に歸るを得、幼主の外戚中山忠能及び正親町三條實愛・中御門經之の三卿等と結んで運動する所あり、太宰府に謫居せる三條實美等とも氣脈を通じて、王政復古の計を廻らした。一方薩・長の討幕計畫も漸く進み、長州との間に出兵の約の成つた上、藝州藩主淺野茂長も加盟し、土佐の乾退助坂垣等も之に應ずることとなつて、薩・長・藝の兵は十月を以て東上の途についた。京都では小松・西郷・大久保等が岩倉具視と計り、中山・中御門の二卿によつて、討幕の密勅を奏請した。かくて十三日毛利父子の官位を復する沙汰書を傳へられ、十四日には正親町邸で大久保・廣澤に薩長二藩主に宛てた討幕の勅書と松平容保・同定敬誅伐の御沙汰書及び錦旗を授けられた。討幕の勅書には慶喜の忠良を害し、勅命を矯めた罪を挙げ「汝宜體朕之心、殄戮賊臣慶喜、以速奏回天偉勳、而措生靈于山嶽之安」とあり、薩藩を十三日、長州を十四日附としたのは、前者を重んじたためで、藝藩の除外せられたのは、その態度の不確であつたためである。然るにこの日慶喜の政權奉還の奏上となつたため、この密勅は暫見合となり、暗に葬らるゝこととなつた。

討幕の密勅降下

坂本龍馬の公議政體論

これより前、土佐の坂本龍馬は王政に復し、公議輿論によつて政治を行ふべき説を持し、後藤象二郎を説いて藩論を定めて、幕府に政權奉還を建白せんとした。後藤は大に喜び薩藩の同意を求め、豊

信を説いてその賛成を得、遂に十月三日豊信の名で幕府へ建白した。その趣旨は、公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬民に接し、王政復古の業を建てざるべからずといふにあり、具體案としては、萬機の政は京都の議政所より出づべく、議政所は上下を分ち、議事官は上公卿から下陪臣・庶民に至るまで、公明・純良の士を選擧すべしといふが根本であつた。かゝる公議政體論は固より西洋の議會政治の智識を俟つて形を成したものであるが、一面に於ては從來の專制政治の反動として醗酵して來た公議論の結實でもある。これに續いて藝藩主淺野茂長亦王政復古の建議を出した。水戸學の思想を承けた慶喜は、早くから幕政の維持すべからざるを知つて、王政に復して國內の統一を計らねば諸外國と對立して行くことは出來ぬと考へて居たから、宗家の相續も將軍就職も其好まない所であつたが、唯堂上に有爲の士乏しく、朝廷は政治運用の機關を缺いて居り、さればとて俄に陪臣に政治をさすことも出來ぬから、王政に復するも却つて時局を紛糾せしめて、延いては外國に干涉の機會を與へんことを懼れて、その實行を躊躇して居た。然るに土佐藩の建議により、上下二院を設けて、公卿諸侯を上院に、藩士を下院に入れて萬機を公論に決すべき案を聞いて、かくすれば政權の運用も可能ならんと喜び、先づ腹心の板倉勝靜・永井尙志と熟議を遂げ、十二日に幕府の有司に政權を奉還して、維新の業を翼贊すべきを説き、神祖康の政權を握られたも、我

がこれを返上するも、天下を安んじ、朝廷に奉ずる所以に於ては同一であるを論し、更に十三日には諸藩の重臣を招いてこれを告げて、翌十四日遂に朝廷に政權奉還を奏上するに至つた。即ち當今外國之交際日に盛なるにより、愈政權一途に出不申候而者綱紀も難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸、廣く天下之公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕候得ば、必ず海外萬國と可並立候、臣慶喜國家に所盡是に不過と奉存候」といふにある。翌十五日勅許になり、江戸幕府は茲に亡びた。家康の將軍宣下から二百六十五年、頼朝の鎌倉開府から六百七十六年で武家政治は亡びて、茲に王政に復古したのである。かくの如く王政復古の大事が平和の間に行はれたのは、列聖の盛徳と公卿・大名・志士・牢人等の盡力とによること勿論であるが、亦慶喜が國家のため國民のため、社稷を犠牲にした公明正大な勇斷の功も、決して没することが出來ない。

附 録 第 一
國 史 の 時 代 觀

國史の時代觀

一、歴史と時代

歴史の現象が時の流の上に現はるゝものであることは言ふまでもないが、この連続せる時の流に區劃を施したものを我々は時代と呼ぶ。歴史の現象も川の流と同じく相連続せるもので、固より戯曲や小説の場合の如く、判然とした幕切や段落がある譯ではない。されば或は時代を分けることを以て單なる便宜上の事として、殆これに注意しない歴史家も少くない。人工的の河川には上流から河口まで水勢・水量・幅員共殆何等の變化のない河もあり得ようが、自然の河流には木葉の下をくゞる岩清水から大船を浮べる巨川となるまでには、潺々たる溪流もあり、泡を噛む急流激湍もあり、洋々として平野を流るゝ時もあり、或は曲折し、或は他の河川と分合し、幾多の變化を見るのが普通である。歴史の現象も連続して居ると共に、常に變化流轉の絶ゆることなく、そこに幾多の盛衰興亡を現じ、有爲轉變の形相を示して居る。さればその變化を觀察してこれに區劃を付することは決して無意味なことではないのみならず、實はその史的現象を眞に理解する所以である。これは寧生物學等の分類の價値

と相比すべきとも言ひ得よう。言はゞ史家の時代観は即史観そのものの現で、これを輕視する如きは、個々の現象そのもののみ拘はれて、これを綜合し、その現象の下を流れて居る時代を洞察することの出来ぬ近眼者流たるを免れない。個々の史的現象の考證は、固より歴史研究の基礎を成す貴い仕事に相違ないが、それを以て史家の業終れりとすれば、史學は單なる好古癖と選ぶなき智識の遊戯に過ぎない。史的現象を明にすることは次いで來るべきその現象の有つ意義の闡明の豫件たる點に眞の價値が見出だされるのである。史的現象の意義とは即その現象を通してその時代の相を見ることに外ならぬ。時代の相は有ゆる史的現象に必ず伴ふものであるが、その間に大小濃淡の差が存する。これが即その現象の有する史的價値である。されば史學はより史的價値に富む現象を、より多く明確にすることによつて、時代相の内容を豊富にし、精采あらしむることが、その目的であるとも言ひ得よう。

近來文化史研究の風潮に伴ひ、次の如き疑問を聞くことが屢ある。文學史なり、美術史なり、宗教史なり、法制史なり、政治史なりは、何れもそれ／＼文學・美術・宗教・法制・政治等の専門家でなければ十分のことは解らぬ筈であり、それ等を總て専門的に一人で研究することは事實不可能でもある。然らば歴史家はそれ／＼の専門家の研究を集めるだけが仕事になりはせぬか、その兩者の關係如何といふ

ことである。政治史も、法制史も、宗教史も、學術史も、藝術史も、歴史の立場から見れば、歴史の一分科に相違ないが、別に政治なり、法制なり、學術なり、藝術なりの立脚地から見れば、それ等の史的研究は又特殊の意義があることは固よりである。併し歴史に於てもこれ等がその一分科であるからして、單にそれ等の専門家の研究の結果を寄せ集めることのみを以て歴史家の仕事とすれば、寄木細工の職人たるに甘んずることとなる。各方面の専門家の研究は固より尊重すべく、借用することも必要であるが、それは單なる寄せ集めのためではない。モザイクの材料としてではない。それ等の専門家は各その對象の沿革、即史的展開を跡付けることによつて、現在に於けるそれ等の對象の性質を明にし、進んで將來の發展に資するを以て目的とするに對し、歴史家は總ての現象を時代の相の發現として取扱つて行かうとする。即學問も、藝術も、宗教も、政治も、經濟も總てその時代の彩であつて、それ等の全部を包括した時代の相が目標である。さればそれ等の價値も時代相を最鮮にくつきりと現したものの程重大となつて來るのである。この點から見ても如何に時代観の重要であるか判ると思ふ。

二 國史の時代の區分

歴史に於ける時代の觀念が重要であれば、時代の區分が重んぜられなければならないこととなる。川の流に於ても水勢の變化が必ずしも水量のそれと一致しないやうに、史的現象に於ても、有ゆる現象

が同時に變化するものではない。曲折にも鈍銳があり、緩急遲速があるは言ふまでもない。されば政治史と藝術史と宗教史と、その時代の區分を必ずしも同一ならしむるを要しないと同じく、各その對象の著しい轉向の時期を以てすべきことは言ふまでもない。然し一般社會を對象とする場合には、社會の各方面の現象を大觀して變易の機を見なければならぬから、そこに幾多の異つた見解を生じ、議論を生むこととなる。時代の變革の基本をなすものは、内にしては人の思想であり、外にしては社會の組織であらう。この兩者の變動を伴はぬ時は、外見上著しい變化をした様でも、眞に根本的の變革ではない。但これ等の變化は單にこれのみ獨立して一時に起るものではなく、他の現象に伴つて生じ、又は他の現象によつてこれを著しく展開せしめることが普通である。而してこれを國史について見るに此他の現象とは多くの場合主として政治的現象である。即政治上の大變動には思想及び社會組織の變化が必ず伴ふものであり、實は此二つの變化があつて初めて眞に政治上の大變動が可能となるのであるが、それと共に、此二つの變化も政治上の變動によつてこれを更に發展せしめ、或は完成せしむるものである。而して此二つの變化の徐々に生ずるに反し、政治上の現象の變動はその時期が明確であるを普通とする。(これ等の關係は後の實例に就いて考へて、十分に理解されむことを望む)。されば時代區分は單に政治的現象を過重する意味ではなく、以上の理由によつて、政治的事件を主とする

のが、最適當であると思ふ。事實今日普通に行はれて居る所も、亦理由は別として同じく政治的事件によつて居るのである。

然し變動が大きければ大きいだけ、その起りかけてから完成するまでの年月が長くなるのが普通である。比較的變動の鮮な政治的現象に於ても、その發端から大團圓までには相當の歳時を経過することは免れない。この間は即過渡期であつて、この處分が即時代區分の議論の分れる所である。過渡期は何所までも過渡期として、前後の何れの時代にも加へぬが眞實であるとも見られるが、さうすれば各時代毎に其間に過渡期を設けることとなり、その過渡期の始なり、終なりにも小さい過渡期があり得る譯で、時代の區分を紛雜ならしめ、折角區分した時代の意義を没却することになる懼がある。初河川を例として述べた如く、歴史は本來連続したものであるから、過渡期といへば全部が過渡期とも見られる譯で、前代には必ずや後代の因が存し、大なり小なり次の世の端が開かれて居るべきである。されば過渡期を過渡期とせず、その何所かでこれを劃する所に、時代區分の面白味があるのみならず、その眞實の意味も其所にあるのである。又時代の變る毎に過渡期を設ける如きは、實際に於ても行はれて居らぬ所である。されば問題は過渡期の中の何所で切るかといふことになる。これについて注意すべきは近時この區劃を漸次早めんとする傾向である。即從來は變動の完成期を以て次の時代を初め

るが普通であつたのが、今や變動の發端から次の時代としようとするのである。これはある時代を限つて説明する場合には、その時代の發生を説く上に、その變動の始から述べるが便利であり、その上に従來の區分より以前に既に次の時代の相のあるものが現はれて居ると主張することは、頗る新鮮な感を與へ、人の注意を惹き易いために、自然區分の溯行が流行することゝ思はれる。然しこれは考へ物で、時代の變動の發端から次の時代にするのは、その完成からすると共に、何れも一理あることは相違ないが、言はゞ過渡期を前後の何れかの時期へ全部入れんとするもので、偏つた考と言はねばならぬ。その變動によつて時代を限るにはその始でも、その終でもなく、變動の最高潮に達した時を以てするのが、最適切であり、合理的である。その結果は所謂過渡期は兩分せられて、前後の時代に入る場合が多からうが、それは寧當然である。今この趣旨によつて國史の時代區分に對する卑見を述べよう。

國史に於ける時代區分は、現在上古・中古・近古・近世及び最近世に大別するが、最普通であるが、今これを古代・上代・中世・近世・最近世と呼ぶ説に従ふ。或は氏族時代・公家時代・武家時代等の名を用ゐることも、政治史・社會史等では面白いと思はれるが、今は取らない。

先づ第一に古代と上代との區分は如何。社會組織から見れば、古代は氏の時代で、氏の上が社會上・

時代の名

古代と上代との區分

區劃とし
ての大化
改新

政治上權力を握つた時であり、上代は氏の制度が廢せられて、所謂公家階級が社會上、政治上に全權を占めた時である。文化の上では古代は我國固有の文化が基調をなし、大陸文化の影響の比較的少い時であり、上代は唐の文化の著しく波及した時である。政治上に於ては古代は全國の土地人民が、悉く朝廷の直接支配を受けず、氏上に屬するものが多かつた時であり、上代は唐の律令制度を採用し、中央集權が完成し、率土兆民悉く朝廷に歸した時である。(時代の特色は更に次の節で詳述する)この兩者の分界點を大化の改新に置くことは大體異論のない所であらう。併しこの改新の大方針は既に聖德太子の企てられた所で、中央集權も、大陸文化の輸入も、支那の政治上の制度の採用も、太子の試みられ、又は宣言せられて居る所で、唯未だ十分なる結果を見るに至らない間に薨せられたため、完成しなかつたのみである。大化の改新はこれを繼承して實現したのみで、太子の平和の間に成就しようと思はれたのを、權謀と武力とを用ゐるをも辭せずして、疾風迅雷的に遂行したのであつた。さればこれを聖德太子の攝政の開始せられた推古元年に置くことも一應尤に思はれる。更に聖德太子の新政の起つて來たのは申すまでもなく、大陸文化の入つて來たためであるから、これを佛教傳來、又は神功皇后の外征まで溯らしむることも、全然不合理とは言へない。或は反對に大化改新の後もこれに反對な勢力は頗強かつたらしく、遂には皇室の内訌中最悲惨な壬申の大亂を生じ、その結果は改新派

の大敗北に歸し、ために天武天皇の御代には改新に對する反動的傾向も頗る盛であつたから、改新の眞の結實ともいふべき大寶律令の完成した大寶元年を以てこれに宛てるのも一應の理由は認められる。併しこれは何れも、その變動の原因、又は階段たる現象、及びそれより生ずる動搖を過大視するものたるを免れない。さればこれを大化の改新とするは、今日に於て殆異論なき所であるが、大化の改新としても、蘇我氏の滅び、改新の着手せられた大化元年とするか、改新の根本たる四箇條の大詔の煥發を見た大化二年にするかは稍、考慮を要する。二年元日の大詔が最重大なる意義の存することは明であるが、これは蘇我氏の滅亡と共に着手せられた改革の眼目であると共に、當然の歸結でもあつて、これを元日に公布したのは、一層詔をして莊重な感あらしむるために過ぎず、謂はゞ形式上の完成を示すものに外ならぬから、やはり大化元年として差支あるまい。

次に上代の終、即中世の始は如何。中世に於て社會上政治上公家に代つたものは武士であり、從來天皇の名によつて行はれた政治も、今や武士の統領たる將軍の名によつて行はれることとなり、文化に於てもこれまで唐の文化の影響を受けて居たのが、新に宋明の文化が入つて來ることとなつたのである。この分界點も鎌倉時代の初とするが最普通であるが、或は溯つて平家時代、又は保元の亂からとし、或は降つて承久の亂以後とする考がないでもない。單に武士が政治の實權を握つたといふ點の

上代と中世との區分

平家時代

保元の亂

承久の亂

みを見れば、平家時代は武家時代といふべく、事實清盛のしたことは頼朝の先容をなすことが多いに違ないが、大體から見れば清盛は太政大臣なる一朝官として權力を握つたのであり、その行動も從來の藤原氏と大なる相異は認め難く、その前代との差は、到底後を承けた鎌倉時代との間程甚しくはない。保元の亂はその原因に於ても、影響に於ても、後世の應仁の亂に酷似して居り、從來武力の政治的價値を自覺せず、天下の武將として猶藤原氏の爪牙たるに甘んじて居た武士が、この戰の結果政權の移動も最後は武力によつて決せられることを眼前に見せられて、初めて自己の力を自覺したのである。さればやがて平氏が武士として政權を占め、次いで頼朝の幕府政治を開く端が此所に發して居るといふことは事實である。故にこの亂が武家發展の歴史上甚重要な地位を占むべきことは申すまでもないが、かゝる自覺を生じたことは頓て武家時代の成立する要因たるにしても、これを以て直に武家時代に入つたと見ることは餘に氣が早いと言はねばならぬ。而してこの保元の亂が一面に於て院政の齎した結果であること、院政が天皇の名によらない點に於て幕府政治と共通して居ることは、白河上皇の院政を初められた應徳三年又は院政を企てられた後三條天皇の即位せられた治暦四年に溯ることも一理ないことではないが、これは平安中期即藤原時代と平安末期との分界線たらしむるが適當であらう。承久の亂まで切下げようとするのは、鎌倉幕府は成立しても、朝廷から見ればこれは單なる

武士の統御機關に過ぎず、院の勢力は依然として衰えず、頼朝の朝廷に對する恭順は、前代以上に院の勢力を盛ならしめた。この院の勢力の絶頂に上りつめたのが承久の討幕計畫であり、その失敗のため院の勢力は奈落の底に陥つたこと、恰澎れ切つた風船玉の破裂したやうな有様であつた。さればこの亂を経て初めて幕府は絶對的の權力を占むる様になつたのであり、文化に於ても以前は平安末期の動搖の繼續に過ぎず、この以後になつて眞に鎌倉文化として特色あるものを生じたのである。されば承久の亂を分界線とするも一理あることには相違ない上に、文學史としては稍、妥當に見られるが、一般史としては餘りに事の十二分に完成するを主としたものと言はねばならぬ。過ぎたるは及ばざるが如しである。

これ等に比して鎌倉開府を以てすることは確により妥當と思はれる。武士階級は平安中期より漸く勢力を得て來て居り、平家の如く一時政權を掌るものさへ出たが、從來はこの武士階級を統一する組織も出來ず、又これを基礎とする政治制度も成立せず、平家の政權の如きは武力を利用して主なる朝官をその一門の手に納めたと言ふに過ぎなかつた。然るに今や幕府の成立と共に武士は統一せられ、土地兵馬の實權はこの幕府に歸し、政治は將軍の名によつて行はれ、その御家人たる守護地頭は、全國津々浦々まで支配力を確實に及ぼした。新佛教の大宗たる淨土宗の開立も、武家佛教とも言ふべき

臨濟宗の傳來も、將亦建築彫刻の新様式の初まつたのも、共に鎌倉開府の前後である。而して政治に於ても、文化に於ても、今後の發展は、この際定まつた方向を進んだものに外ならぬ。されば鎌倉開府説は餘に普通で平凡陳腐の感がないでもないが、これを確説とすべきである。

併し羅馬は一日にして成らず、鎌倉幕府も一時に出來たのではない。頼朝が征夷大將軍に任せられた建久三年説も形式の完備から見れば當然であるが、餘に形式に拘はれた考であらう。さればとて平家の都落した壽永二年説は平家が帝都を保ち得なくなつたのだから、平家時代の終とすることは一理あるが、その平家も猶帝王を擁して西國に勢力を保ち、義仲はこれに代つて都に勢威を耀かして居るから、天下の形勢は猶未知數たるを免れぬ。義仲が滅び、頼朝が初めて政治の府たる公文所・問註所を開いた元暦元年説は稍、注意すべきであるが、平家の勢力の猶依然たるのみならず、政治の府は出來ても、その威力の及ぶ所は國內の一部分に過ぎないから、幕府の成立としては餘に不完全である。されば平家の西海に滅び、朝廷には頼朝の奏請によつて議奏が出來、全國にはその御家人が守護地頭となつて、愈、政治の實權の幕府の手に歸した文治元年とするのが、最合理的であらう。從來地方は國司の支配に屬する國衙領に對する私有地の莊園が漸次増加して、地方政治不振の要因をなしたから、朝廷では屢、その整理を企てられたが成功を見ることが出來なかつた。頼朝はこれに手をつけず、國

衙領・莊園の別なく、御家人を守護地頭として、土地人民を支配し、租税を徴収する實權を確實に幕府の手に納めたもので、恰も紀綱の弛廢した朝廷をそのまゝにして置いて、別に幕府を設けて政治の實權を握つたと同一筆法である。

次には近世の範圍である。近世を江戸時代とするのが、最普通であるが、これにも例の溯行が少くない。即或はこれに織田豊臣時代(安土桃山時代)を加へ、或は更に戰國をも繰込まんとするものである。天下の統一に就いて家康が信長・秀吉に負ふ所が大きいのみならず、天下經綸の大策に於ても、家康は秀吉に倣ふ所が少くなく、秀吉は信長に承けた所が甚しく多いことは、信長・秀吉の時代を近世に繰入れる理由にはならぬことはない。更にこれを戰國まで溯らしめたのは、この間に一切の舊勢力・舊制度が破壊せられ、近世の新日本が芽ぐまれて來たことを強調するためである。全國を振盪した百年の戰亂は確に無意味な精力の消耗ではなく、近世日本の生まれ出づる惱に外ならなかつた。併しそれは近世の發生の準備的行動であり、近世の前驅であつたと共に、前代の弱點の最高潮に達したものであつて、近世そのものとは見ることは出來ない。織田豊臣時代はこれに比し、近世的傾向が遙に濃厚になつて來て居るが、この間猶戰亂を以て終始して、近世の最大特色たる平和安靜と極端に反して居るのみならず、社會組織も、政治も、文化も秀吉の時代の末に稍、近世の曙光を認めしめるのみ

近世としての江戸時代

で、大體としては戰國時代の繼續と見るべきであらう。

戰國及び織豊時代を胎生期として生れ出でた近世が江戸時代に初まるとしても、その江戸時代の起點にも問題がある。これを早くするものは秀吉の薨去した慶長三年説で、これは秀吉の死によつて勢力の均衡が破れ、天下の形勢は政權の中心を漸く家康の方へ移動するに至つたことを重視したものである。併しこれは家康の勢力が他の諸侯より勝れて居るといふだけで、獨力で天下を制する力は未だ備はらず、他の諸侯中にも猶自ら覇圖を策して居るものもあつたから、徳川氏の政權確立をこの時に置くのは尙早である。これについては慶長五年の關ヶ原役である。秀吉の死後暗雲低迷の形勢は此所に打開せられ、從來猶徳川氏に屈しなかつた多數の大名も愈、その政令に服することとなり、自ら覇たらんとする戰國的野心を抱いて居たものも、もはやこれまでと諦めざるを得ないことになり、徳川氏の覇權の確立と同時に、平和な江戸時代も産聲を挙げたこの關ヶ原説を自分は奉ずるものである。更に降つては慶長八年の家康の任將軍と元和元年の豊臣氏の滅亡とがある。家康の任將軍説は頼朝のそれと同じく餘に形式主義に墮したものであり、豊臣氏の滅亡説も政權の變動から見れば一つの殘務整理に過ぎない。但大坂陣は豊臣氏の滅亡以上に、これまで遠慮勝であつた幕府が、これから朝廷・大名・寺社・牢人等に對しても著しく強壓的になつた所に、政治的意義があるが、これを以て初めて幕府權

江戸時代の開始と關ヶ原役

力の確立とするのは、鎌倉幕府の承久亂と同様、餘に十二分の完成を待つものであらう。家康の死に、鎖國の端を發した元和二年から近世とする説もあるが、これも前者と同軌を出でない。

近世と最近世との分界は、最近世を認むる以上江戸時代の終を以てこれに宛てることは、殆異論を見ない所であるが、その江戸時代の末を何時に置くかは考慮を要する。少くともこれには六つ説が立ち得ると思ふ。嘉永六年のペリーの渡來、萬延元年の櫻田の變、慶應三年十月の大政奉還、同年十二月の王政復古の發令、明治四年の廢藩置縣及び明治十年の西南の變が即それである。嘉永六年のペリー渡來は幕府の衰亡の上に一時期を劃し、從來の鎖國主義も、專制主義もこれから破綻を生じて來るのであるが、これを以て近世の終局とするは猶尙早を免れない。開國の端を發したのみならず、朝廷や大名や志士浪人等が政治上に漸く勢力を得て來て、政權分裂の弊が現はれかけたとは言へ、唯變動の徴候が現はれかけたのみで、固より變動の最高潮に達したものは言へない。條約勅許が面倒な問題となり、志士浪人の活躍、大名の幕政容喙が初まつたとは言へ、直接幕府に口出をしたのは尾張・水戸・越前等の親藩に過ぎないのみか、大公儀の威力は兎に角總の反對運動を抑へつけて、自己の意志を實行し得たのである。然るに第二の萬延元年の櫻田の變で井伊大老が殞されてからは、薩長土等の外様大名が公然朝幕の間に政治向の活動を初め、志士浪人の活動も急に旺盛になり、朝廷も容易に

最近世の
始として
の大政奉
還

幕府の意見を用ゐられなくなり、幕府は自己の意志によつて政權を行使する實力を失ふに至つた。さればこの後猶數年幕府の壽命の續いたのは、朝廷に於ける公武合體派と激派との確執と、薩長二藩の不和とのために外ならなかつた。されば幕府は事實上この時を以て滅亡したものと見てこれを江戸時代の終局とすることもペリーの渡來よりは稍、合理的であるが、この後の數年を特に江戸時代から除くことは不穩當たるを免れぬ。然らば眞に幕府の政權の消滅した慶應三年十月の大政奉還を限界とすることが、最普通であると共に、最妥當であると思はれる。併しこの時は徳川慶喜の奏上を嘉納せられ、政權は朝廷に復歸したには相違ないが、朝廷が如何なる形式を以て王政を實施するか、今後の政局に對して徳川氏が如何なる地位を占むるかは不明であつて、或は王政復古も形式に止まり、實權は依然徳川氏に存するやも知れなかつた。然るに此年十二月の王政復古の大號令の煥發は、薩藩を中心とし、尾越土藝の四藩を加へた勢力で朝廷を固め、將軍・關白以下舊來の諸役を廢して總裁・議定・參與の三職を定め、徳川氏の勢力を打破し、これを全く政治圏外に驅逐し去つたもので、明治新政の基礎はこの時に成つたとも見られる。或は王政復古は實現しても、新政府は舊諸侯たる諸藩の勢力を基礎として居り、封建の舊態を脱し得ず、各藩競つて富國強兵を策する有様で、新政の前途も計るべからざる感があつたが、明治四年の廢藩置縣によつて、中央集權は確立し、これと共に新政の根本たる大改革